

第2次

山武市総合計画

2019年度 ▶ 2022年度



山武市マスコットキャラクター
SUNムシくん

ごあいさつ



このたび、市のまちづくりの普遍的な方向性を示す「基本構想」とともに、中期的なまちづくりに関する政策を体系的にまとめた「第2次山武市総合計画」を策定いたしました。

本市は、太平洋から下総台地まで東西に長く、県内でも有数の豊かな自然環境に恵まれ、都心からも近い良好な立地にあります。しかしながら、少子高齢化の進展により、いまだ経験したことのない超高齢化社会が到来し、市の置かれた状況は、今後もさらに厳しいものになると予想されます。

こうした中では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も控えており、第3滑走路の整備をはじめとする成田空港の機能強化、大栄JCT－松尾横芝IC間の圏央道整備も進められております。このような変化をチャンスとして捉え、市全体を上げて積極的に取り組んでいくことで、「まちの魅力」に磨きをかけることができると考えております。

まちづくりは、市民、議会、行政が一体となって取り組み、次世代に誇れる社会を実現することが求められています。山武市のポテンシャルを活かしていくため、今回の計画では、新たに「重点分野」を掲載し、このまちに関わる全員がまちづくりに主体的に参加できる土壌づくりに努めてまいります。

本計画の策定にあたりまして、ご審議いただきました山武市総合計画審議会委員の方々をはじめご協力いただきました市民の皆様に心より御礼申し上げます。

市民の皆様方とまちづくりの思いを共有しながら、ともに計画の実現に向けて取り組み、「海と緑、人が集い、住まう誇りがもてるまち 山武」を目指してまいりましょう。

平成31年3月

山武市長 松下 浩 明

第2次山武市総合計画

目

次

序論

第1章 総合計画策定の概要	6
1. 計画の趣旨	6
2. 計画の構成と期間	7
3. 総合計画の実現に向けて	8
4. 総合計画と各種計画との連動	10
5. 時代潮流	12
第2章 山武市の現状	13
1. 山武市の概況	13
2. 人口・世帯の推移	14
3. 年齢構成	15
4. 人口動態	16
5. 転出入動向	17
6. 通勤・通学の状況	18
7. 産業の状況	19
8. 経済構造の特徴	21
9. 財政の状況	22
10. 市民意識	24

基本構想

1. 基本構想の考え方	28
2. 基本構想	28
3. 基本構想の状況を示すまちづくり指標	29
4. 山武市まち・ひと・しごと創生総合戦略の 人口ビジョンを踏まえた展開	30
5. 土地利用構想	31

基本計画

第1章 基本計画の考え方	36
1. 基本計画の考え方	36
2. 政策体系と注力分野の設定	36
3. 政策体系と注力分野一覧表	38
4. 重点分野の概要	40
第2章 施策別計画	44
基本計画の見方	44

政策 1 暮らしを支える快適なまちづくり [都市基盤の整備]

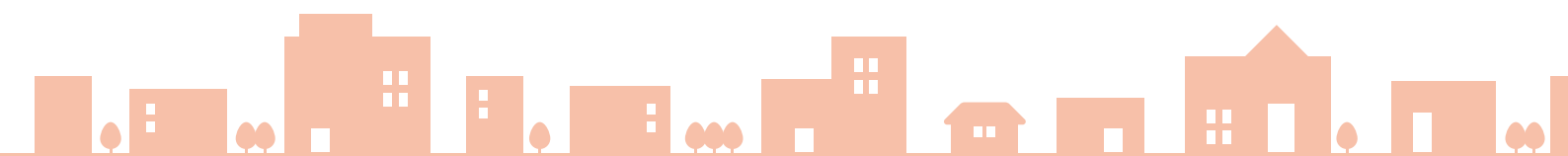
1. 地域核をネットワークする都市整備の推進	46
2. 公共交通網の整備・充実	48
3. 防災・減災対策の推進	50

政策 2 住みやすい環境と安全なまちづくり [暮らしやすい環境の整備]

1. 生活環境の充実	52
2. 廃棄物の減量・処理の適正化	54
3. 自然環境の保全	56
4. 上水道の充実	58
5. 防犯・交通安全の推進	60

政策 3 にぎわい豊かな暮らしを創出するまちづくり [産業経済の振興]

1. 農林水産業の振興	62
2. 商工業の振興と地域経済活性化	64
3. 観光の振興	66



政策	だれもが生きがいを持って 安心して暮らせるまちづくり 〔保健・福祉・医療の充実〕	
4		
1.	高齢者福祉の充実	68
2.	障がい者（児）福祉の充実	70
3.	健康づくりの推進	72
4.	子育ての支援	74
5.	地域福祉の充実とセーフティネットの推進...	76

政策	生涯を通じて人と人とのふれあい 共に学びあえるまちづくり 〔教育・文化の振興〕	
5		
1.	学校教育の充実	78
2.	生涯学習の推進	80
3.	スポーツの振興	82
4.	人権尊重のまちづくり	84

政策	市民と行政が協働してつくるまちづくり 〔コミュニティ推進と行財政の効率化〕	
6		
1.	協働と交流によるまちづくり	86
2.	開かれた市政とまちの魅力発信	88
3.	計画的・効率的な行財政運営	90
4.	公正確実な事務の執行	92

資料編

[資料1]	山武市 第2次総合計画策定方針	96
[資料2]	山武市総合計画条例	100
[資料3]	山武市総合計画審議会 委員名簿	101
[資料4]	第2次山武市総合計画について（諮問）...	102
[資料5]	第2次山武市総合計画について（答申）...	103
[資料6]	第2次山武市総合計画策定経緯	104

序論

基本構想

基本計画

政策1	暮らしを支える快適な まちづくり 〔都市基盤の整備〕
政策2	住みやすい環境と安全な まちづくり 〔暮らしやすい環境の整備〕
政策3	にぎわい豊かな暮らしを創出する まちづくり 〔産業経済の振興〕
政策4	だれもが生きがいを持って 安心して暮らせるまちづくり 〔保健・福祉・医療の充実〕
政策5	生涯を通じて人と人とのふれあい 共に学びあえるまちづくり 〔教育・文化の振興〕
政策6	市民と行政が協働してつくる まちづくり 〔コミュニティ推進と行財政の効率化〕

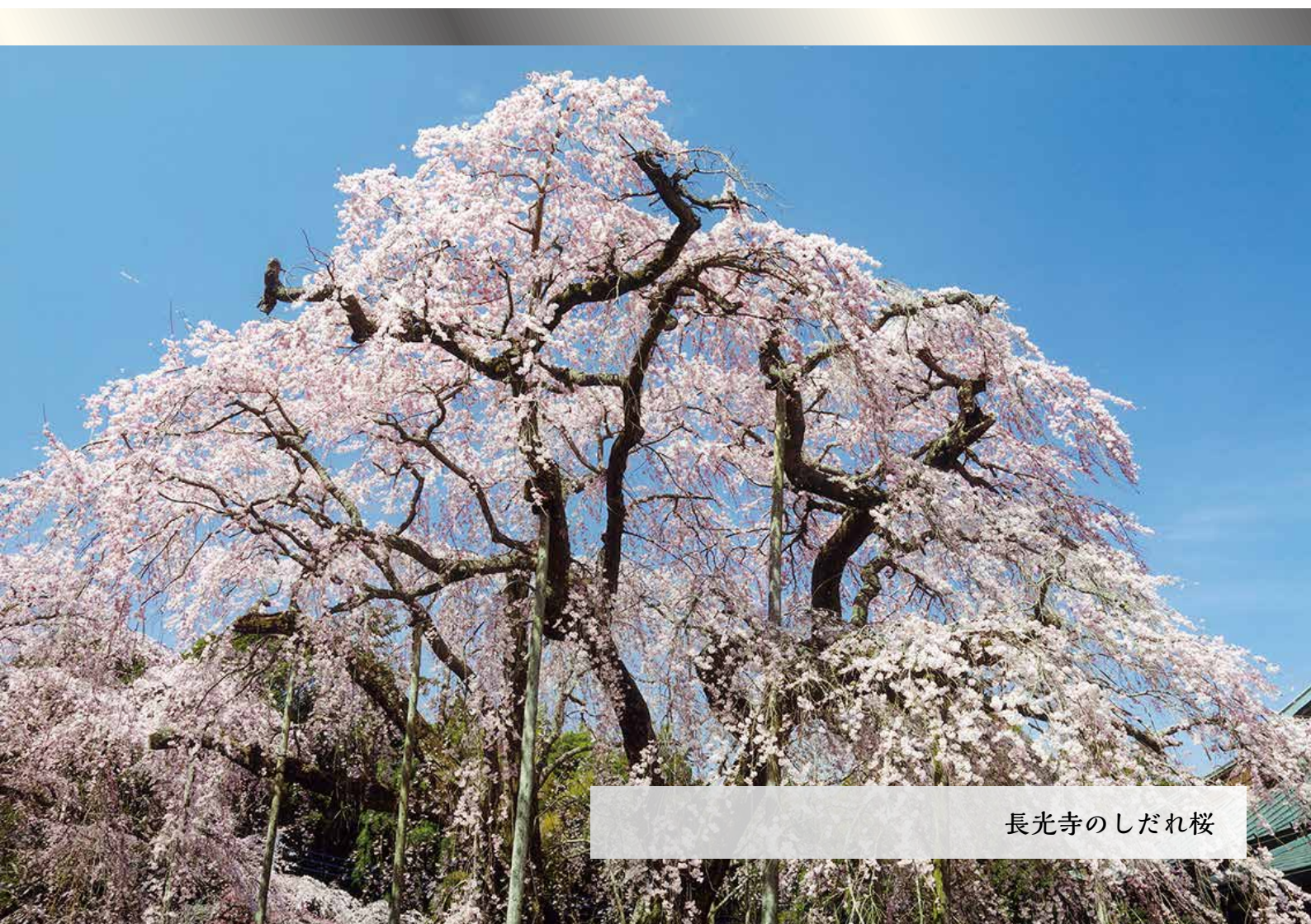
資料編

序

論

INTRODUCTION

[第1章]	総合計画策定の概要	6
[第2章]	山武市の現状	13



長光寺のしだれ桜

第1章 総合計画策定の概要

1. 計画の趣旨

総合計画とは、よりよい地域づくりのためのさまざまな施策を、バランス良く効率的に進めていくための基本的な指針となるもので、山武市が進むべき方向を明確に示すとともに、それに向かって行うべき政策及び施策を体系化した、山武市における最上位計画です。

総合計画策定については、平成23（2011）年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、計画策定及び議会の議決を経るかについては、市の判断に委ねられることになりました。

山武市において、総合計画は従来から総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針であるとともに、市民にまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、市としては法的な策定義務がなくとも欠くことができない計画と考え、山武市総合計画条例を根拠として市の政策を定める最上位の計画として、議会の議決を経て山武市総合計画を策定するものです。

策定の基本姿勢

① 社会情勢の変化を見据えた実現性の高い計画

経済のグローバル化等により社会情勢は急激な変化をする時代において、総合計画の計画期間を従来と同様に長期間とした場合、社会の実情と計画とが大きくかい離し、計画の意義や実効性が損なわれることが懸念されます。そのため、本総合計画を策定するにあたっては、計画期間を全般的に短縮し、定期的な見直しを可能とすることによって、変化に対応できる柔軟で実現性の高い計画とします。

② 行政評価と連動したわかりやすい計画

まちづくりを進めるにあたり、どのような状態を目指して、何をどのように行うかということを明確にするため、施策や基本事業の目的や目標を具体的に定め、行政評価を継続的に活用し、市の取組の内容と達成状況を容易に理解することができるわかりやすい計画（PDCAサイクルの基点としての総合計画）とします。

③ 経営資源の選択と集中を図る戦略的な計画

厳しい財政状況の下でまちづくりを進めていくためには、限られた財源を効果的に配分する選択と集中が不可欠です。そのため、山武市総合計画を策定するにあたっては、山武市をより魅力あるまちとするため計画期間中に重点的に取り組むべき分野とその目標を定めることとします。

2. 計画の構成と期間

(1) 基本構想

基本構想は、市の歴史や自然などの地域的特性、市勢を表す指標を用いながら、まちづくりの方向性を示します。

基本構想の期間は基本計画と同様に4年間としますが、一定の普遍性を持たせたものとし、長期的な視野に立った計画として策定します。

(2) 基本計画

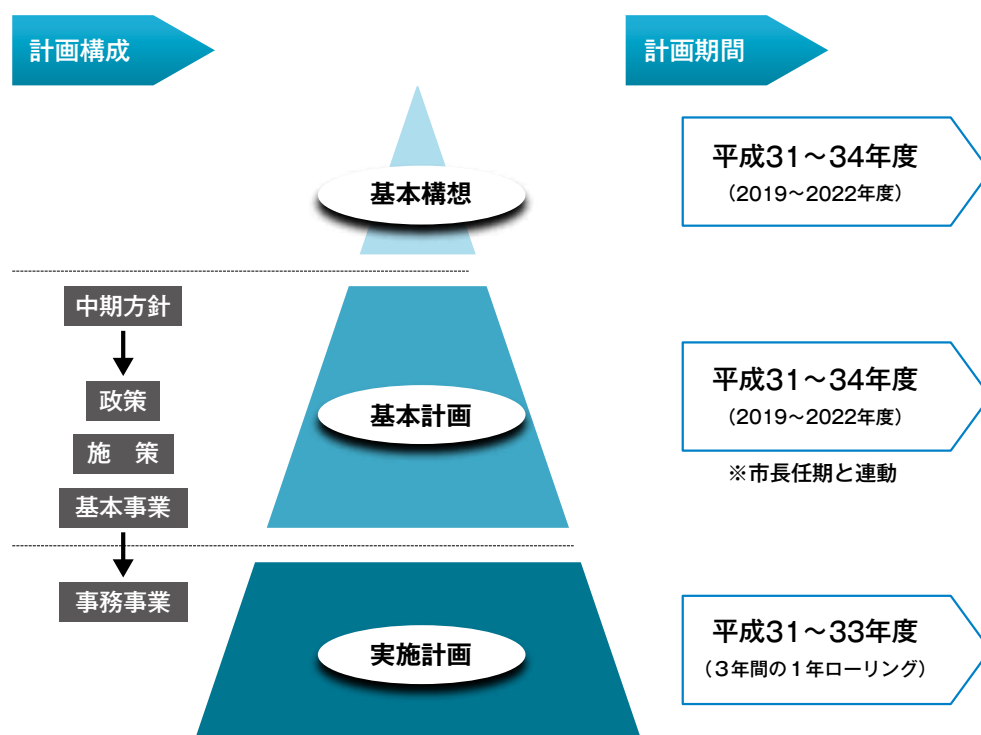
基本計画は、基本構想を踏まえて、中期的なまちづくりの方針に基づく政策の方向性、政策を実現するための施策別計画を定めるもので、成果指標を用いながら「見える化」を図り、山武市の成長や課題解決のために重点的に取り組むべき分野などを定めることとします。

計画期間は、社会情勢の変化や市長の施政方針との一体性を踏まえ、4年間を基本とします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画で定める重点的に取り組むべき分野の推進を中心に、施策、基本事業の重要度などを考慮し、年度別・事業別に分類された事業計画と計画期間における財政状況の見通しに基づく財政計画とで構成します。

計画期間は、3年間を基本とします。ただし、事業進捗による見直し、法改正や行政ニーズへの迅速な対応が必要となることを踏まえ、1年毎に見直す方式（1年ローリング方式）とします。

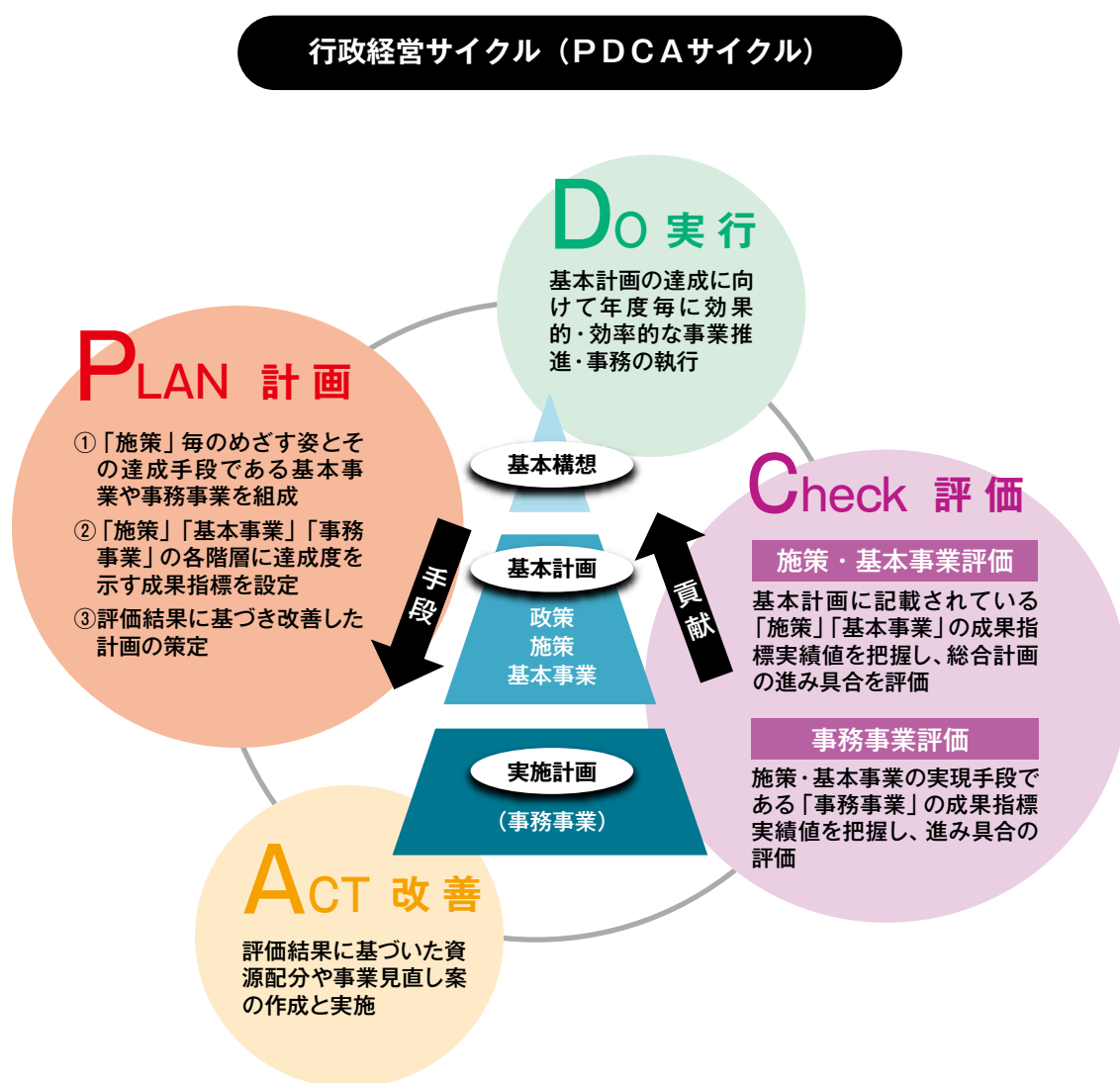


3. 総合計画の実現に向けて

(1) 行政経営(PDCA)サイクルに基づく計画策定・進行管理

総合計画を実現する手段として、施策体系を設定しており、これを計画(P L A N)といいます。その計画に基づいて、予算が配分され事業を実行(D O)します。そして事業の実施によって、施策のめざす姿が計画どおりに達成できているかを、成果指標(アウトカム指標)というモノサシを活用して評価(C H E C K)し、その評価結果に基づく資源配分や業務の見直しを実施(A C T)していく一連の流れを「行政経営サイクル(P D C Aサイクル)」といいます。

山武市では、平成20(2008)年度の山武市総合計画より行政経営(行政評価)の考え方を取り入れたまちづくりを推進しています。



(2) 成果指標に基づく進行管理の方法

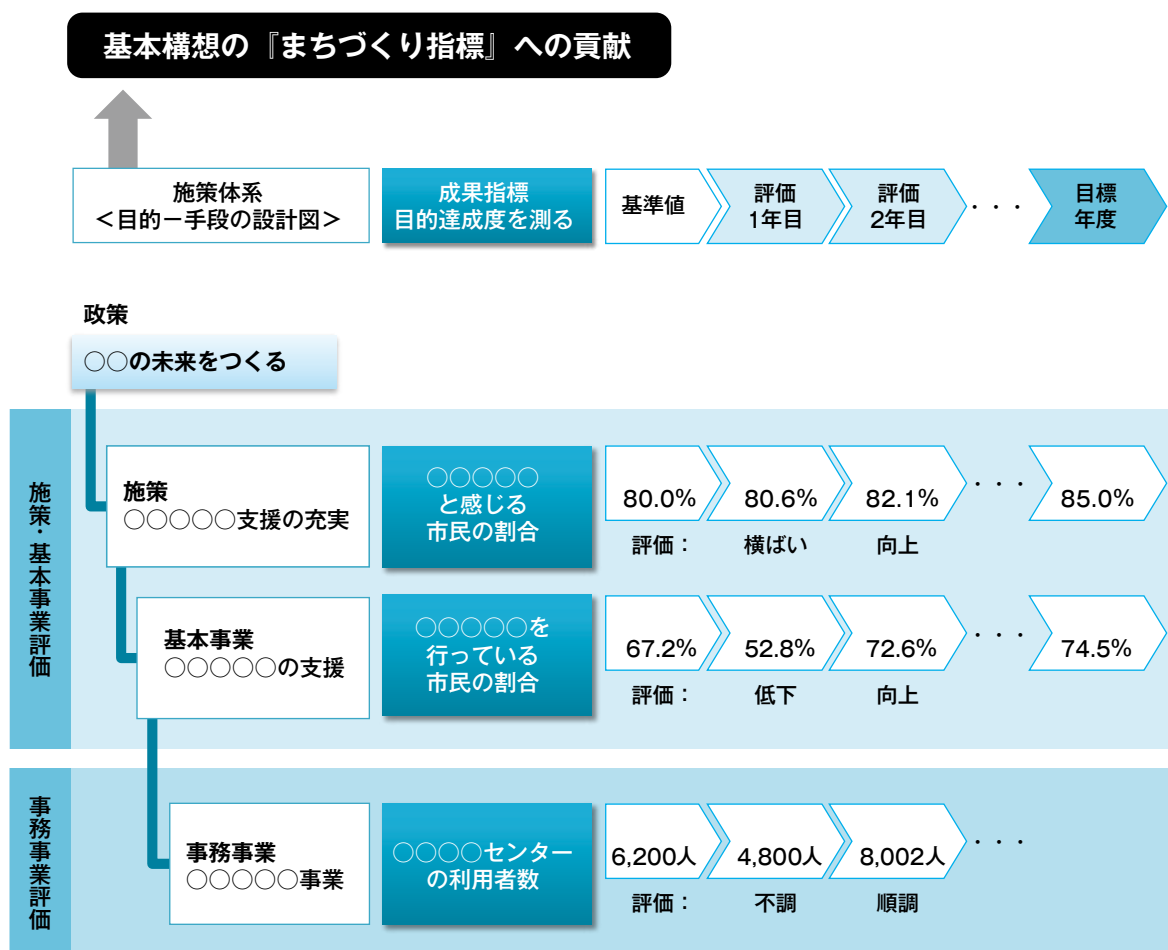
行政評価を活用したマネジメントの特徴として、成果指標（アウトカム指標）というモノサシを設定し、施策や事業の成果達成度を市民に分かりやすく『見える化』することにあります。

本総合計画においても、「施策」「基本事業」「事務事業」の施策体系の各階層に対して、目的達成度を示す成果指標を設定します。

基本計画を構成する「施策」「基本事業」には、基本計画終了年度の目標値を設定し、総合計画は経営計画としての機能を担います。

総合計画策定後は、毎年度「施策」「基本事業」「事務事業」の各成果指標について実績値の把握を行い、これに基づく成果動向などの評価を行います。

評価結果から、施策の成果達成に向けた課題を抽出し、事務事業の実施方法に係る見直しや、事務事業そのもののスクラップ&ビルドといった対策を講じます。



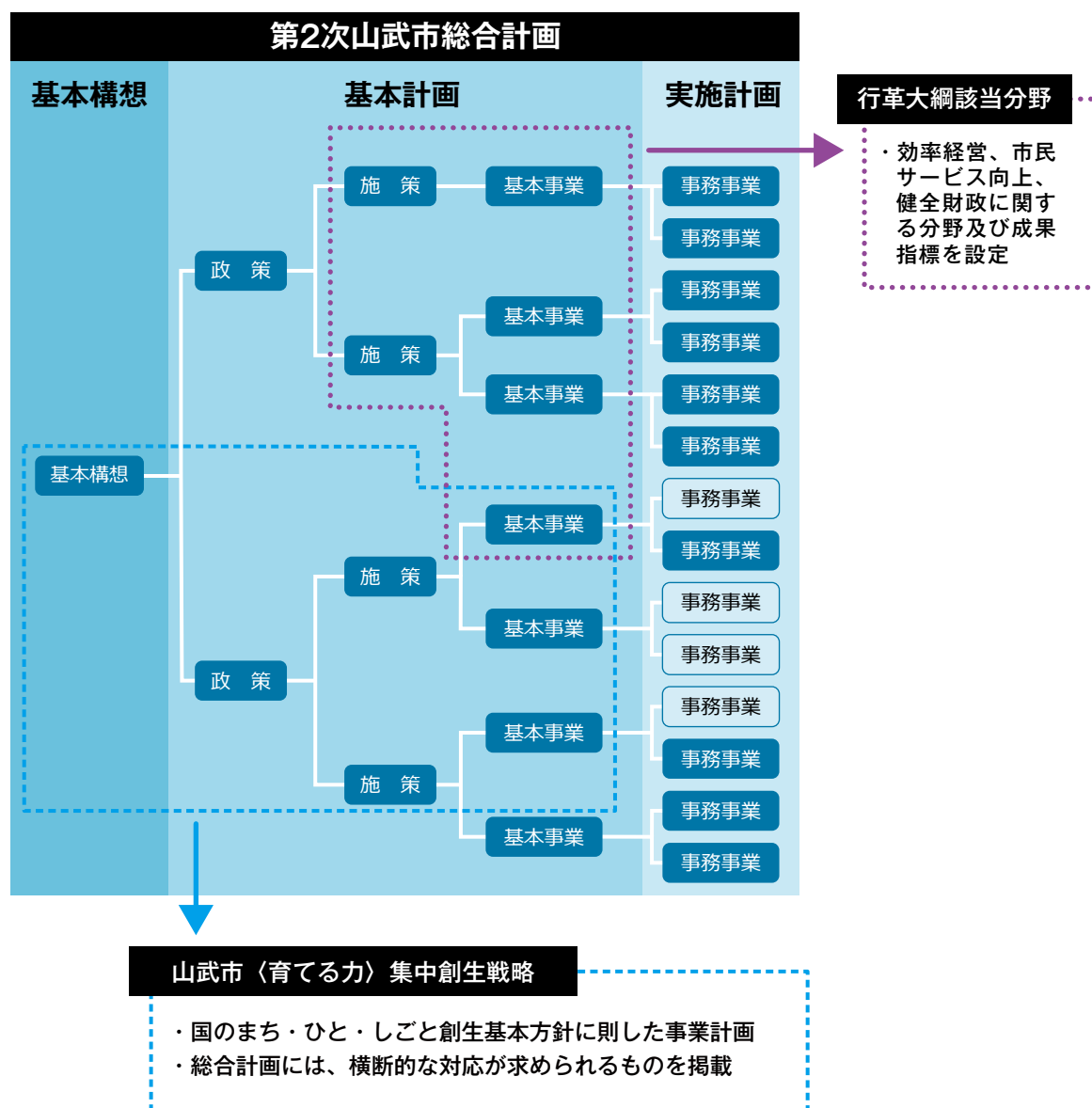
4. 総合計画と各種計画との連動

(1) 経営計画としての総合計画

総合計画は、全施策のめざす姿を網羅した最上位計画として位置づけるとともに、『山武市の経営計画』として、【政策実現】、【行政改革】、【健全財政】の3側面を兼ね備えた計画とします。

そのため、従前の行政改革大綱の理念は総合計画に引き継ぐものとし、行政改革の取組内容は基本計画の「施策」「基本事業」に位置付けます。

また、平成27（2015）年度に策定した山武市＜育てる力＞集中創生戦略（以下「地方創生戦略」という。）は、市の喫緊の課題である人口減少問題に対応し地方創生を成し遂げるため、4つの基本目標「地域の魅力と誇りの創生」「グローバル人材を育てる力の創生」「出産・子育て支援及び高齢者福祉の担い手を育てる力の創生」「地域経済を育てる力の創生」に取り組むことを位置付けた計画です。地方創生戦略と総合計画は計画目的の多くが重なっているため、総合計画は地方創生戦略と連動させた計画策定を行い、2つの計画を一体的に推進していくこととします。



(2) 市の最上位計画である総合計画と個別分野計画との連動

総合計画は、全施策のめざす姿を網羅した最上位計画となっていますが、市では、このほかに法令その他の必要から個別分野計画を策定しています。これら個別分野計画は、最上位計画である総合計画の方向性を踏まえながら策定及び進行管理を行うものとしします。

市の最上位計画

第 2 次山武市総合計画

個別分野計画

政策名	計画名称
【政策 1】 暮らしを支える快適なまちづくり	山武市都市計画マスタープラン
	山武市公園施設長寿命化計画
	山武市耐震改修促進計画
	山武市空家等対策計画
	山武市地域公共交通網形成計画
	山武市地域防災計画
	山武市災害時要援護者避難支援計画
	山武市津波対策 100 年計画
	山武市業務継続計画
【政策 2】 住みやすい環境と安全なまちづくり	山武市地域新エネルギービジョン
	山武市バイオマスタウン構想
	第 3 次山武市地球温暖化対策実行計画
	山武市生活排水処理基本計画
	第 1 次山武市交通安全計画
【政策 3】 にぎわい豊かな暮らしを創出するまちづくり	山武市農業振興地域整備計画
	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
	山武市森林整備計画
【政策 4】 だれもが生きがいを持って安心して暮らせるまちづくり	山武市高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画
	第 3 次山武市障がい者計画
	第 5 期山武市障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画
	山武市健康づくり計画
	第 2 期山武市保健事業計画（データヘルス計画）・第 3 期山武市特定健康診査等実施計画
	山武市子ども・子育て支援事業計画
	第 3 次山武市地域福祉計画・地域福祉活動計画
【政策 5】 生涯を通じて人と人とがふれあい共に学びあえるまちづくり	山武市教育振興基本計画
	山武市立小中学校の規模適正化・適正配置基本計画（前期計画）
	第 3 次山武市男女共同参画計画
【政策 6】 市民と行政が協働してつくるまちづくり	山武市東京オリンピック・パラリンピック戦略推進基本計画
	山武市人材育成基本方針
	第 3 次山武市職員定員適正化計画
	女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画（前期計画）
	山武市公共施設等総合管理計画

5. 時代潮流

人口減少と少子高齢化の進行

全国の市町村の8割以上で人口が減少しており、人口減少は全国的な傾向となっています。今後、少子高齢化と人口減少が進行するという推計結果が示されており、働き手の減少、社会保障費の増大、経済規模の縮小、地方における雇用機会の減少や都市機能の低下などが懸念されています。

安心・安全に対する意識の高まり

自然災害や食の安全、防犯、消費者問題、子どもを取り巻く環境など、社会生活全般に対して安心・安全を確保する対策が求められています。とりわけ、市では東日本大震災で被災したことから、減災を考慮した強靱なまちづくり、地域の安心・安全を支える住民同士のつながりや共助の必要性も高まっています。

高度情報化の進展

パソコン、携帯電話、スマートフォンと、情報通信技術が飛躍的に発達し、人々の生活に浸透したことにより、コミュニケーションや情報発信・取得において利便性が向上しています。

一方で、人と人とのつながりの変化、犯罪形態の変化、子どもの生活や発達への影響、年齢や環境による情報量の格差など、新たな問題も生じています。

環境問題の深刻化

温暖化をはじめとして、地球規模での環境問題が深刻化しており、平成27（2015）年の国連サミットでも「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、平成28（2016）年から平成42（2030）年までの持続可能な開発目標（SDGs）が示されています。これは、全世界共通の目標であり、各地域や個人でも、環境問題への意識を高め、地球環境に配慮した取組を進めることが求められます。

経済再生に向けた国の方針

国は、現在の経済状況について、景気が緩やかに回復していますが、海外経済の動向に留意する必要があるとしています。このような中で、国では、東日本大震災等からの復興とデフレからの脱却を進めて経済再生と財政健全化を実現する方針を打ち出す一方、これまでの経済政策に加え、子育て支援と社会保障の基盤強化を進めることとしています。これらの施策は、都道府県や市町村だけでなく、民間が担う部分もあり、国民の理解と参画が重要とされています。

地方行政の役割の変化

地方行政は、戦後の高度成長を背景として基盤整備を中心としていた時期から、心の豊かさが求められる時代となり、「人づくり」を含めたまちづくりへ、その役割が変化してきました。住民ニーズが高度化・多様化し、行政サービスへの期待はより高くなっています。また、これまで地方分権や行政改革が進められてきましたが、今後はさらに、人口減少の克服のため、結婚や出産の希望の実現、地域での雇用拡大など、地方創生に向けた取組が求められています。市民の参画と市民と行政の協働により、地域性を生かしたまちづくりが必要となっています。

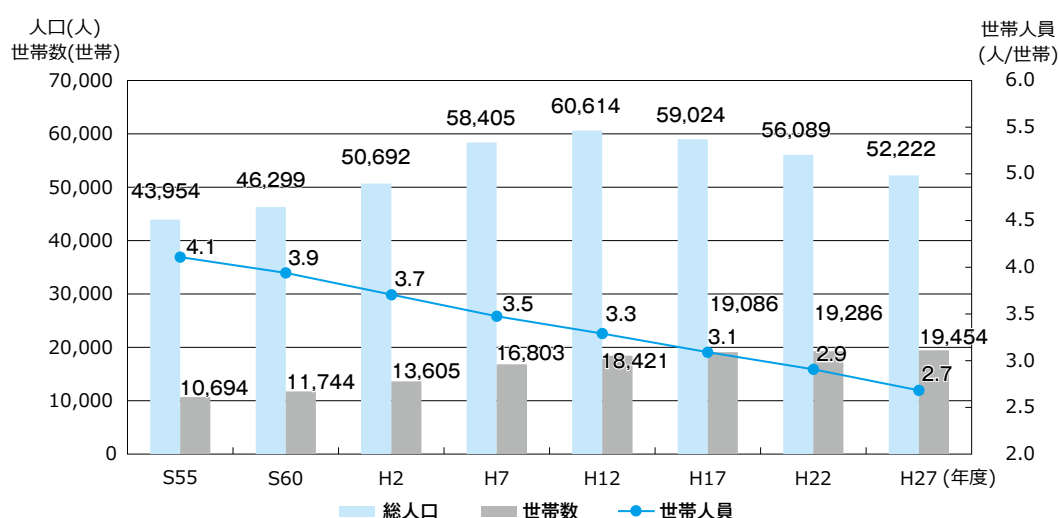
2. 人口・世帯の推移

平成 12（2000）年まで人口は増加傾向でしたが、それ以降は減少傾向となり平成 27（2015）年時点で 52,222 人となっています。20 年前（平成 7 年）比で 10.6%減少、10 年前（平成 17 年）比 11.5%の減少となっています。

世帯数については、核家族化や単身世帯の影響により、増加となっています。その影響で 1 世帯あたり人員は、20 年前（平成 7 年）より 0.8 人減少し、2.7 人 / 世帯となっています。

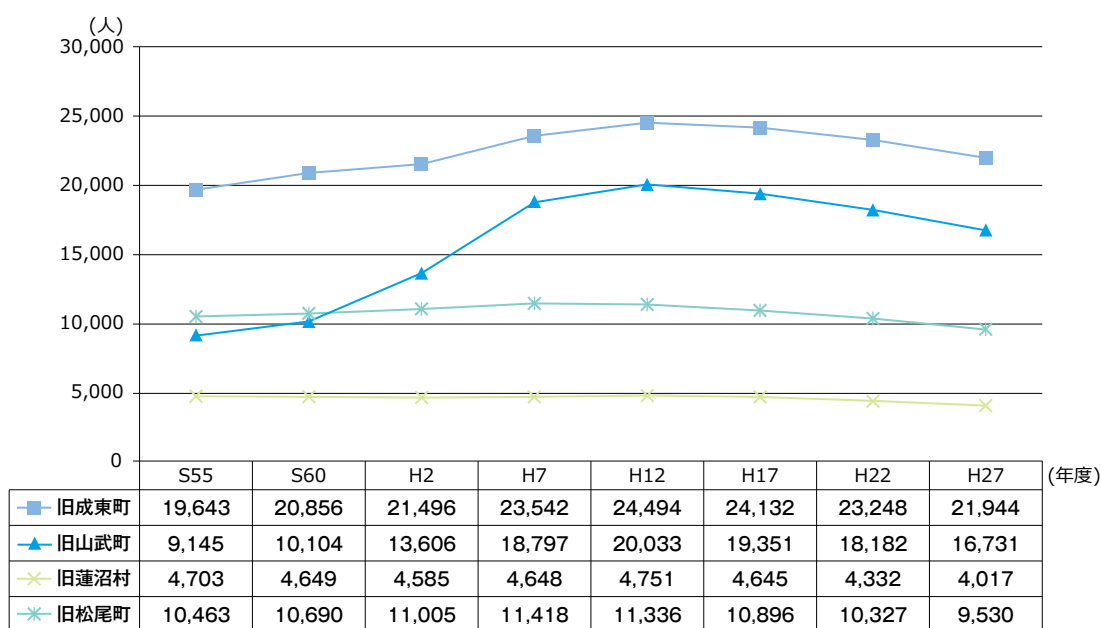
地区別の人口については、4 地区ともに平成 12（2000）年以降、人口減少に転じています。旧成東町は平成 12（2000）年より 10%の減少、旧山武町、旧蓮沼村、旧松尾町は 15～16%の減少となっています。

■ 人口・世帯の推移



出所：国勢調査

■ 地区別総人口の推移



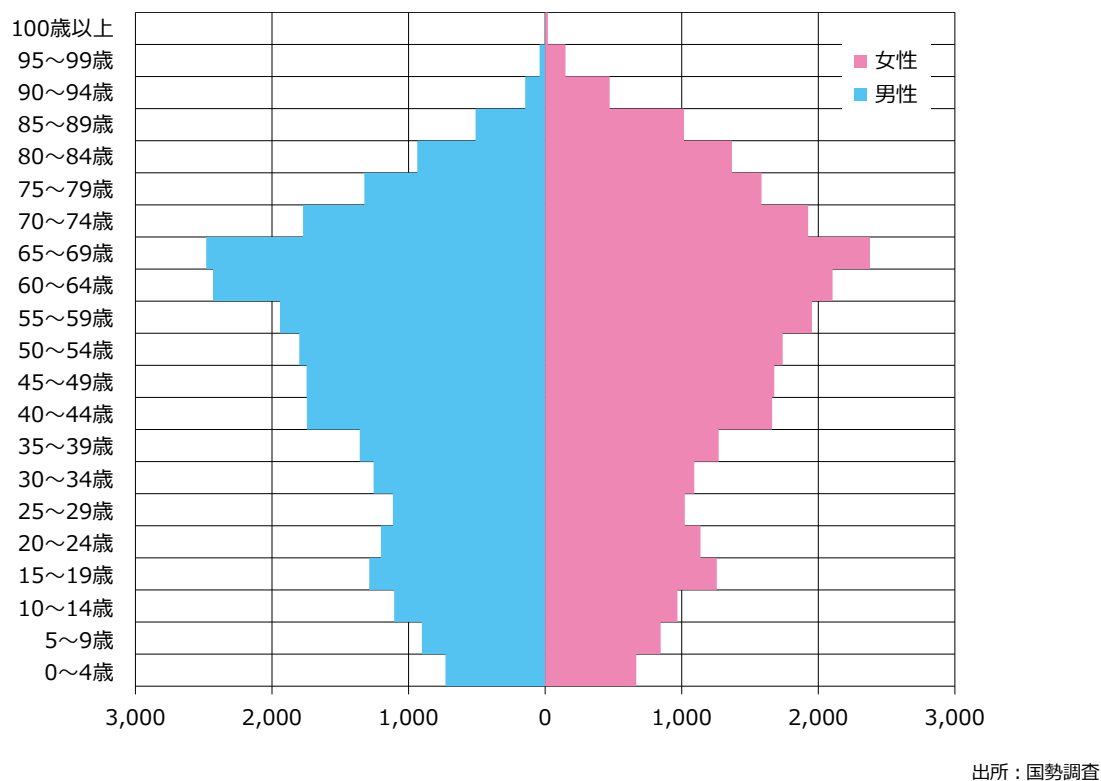
出所：国勢調査

3. 年齢構成

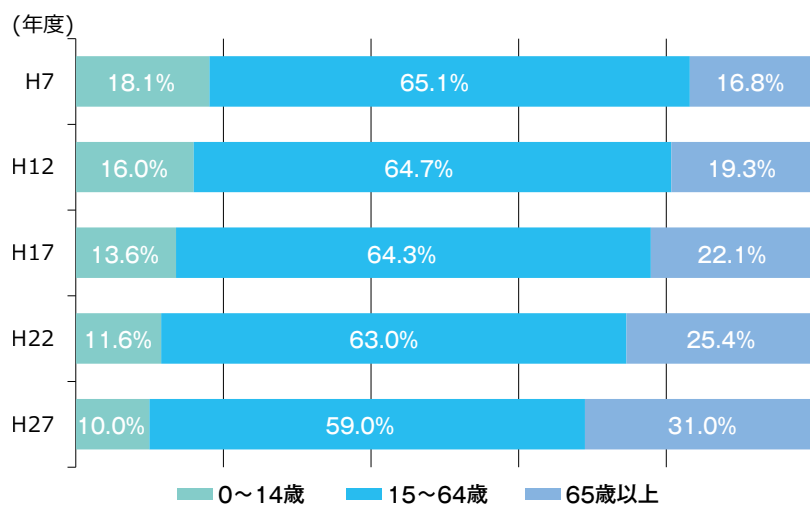
山武市の年齢別人口構成比では、男女ともに「団塊の世代」を含む60～69歳の人口が多くなっており、少子高齢化の構造となっています。

年齢3区分の人口構成では、年少人口（14歳以下）は10%、生産年齢人口（15～64歳以下）は59.0%、高齢人口（65歳以上）は30%を超えています。20年前（平成7年）比で、年少者が約半分になり、高齢者が約2倍になっている状況です。

■ 年齢別人口構成 [平成 27 (2015) 年]



■ 年齢3区分人口構成の推移

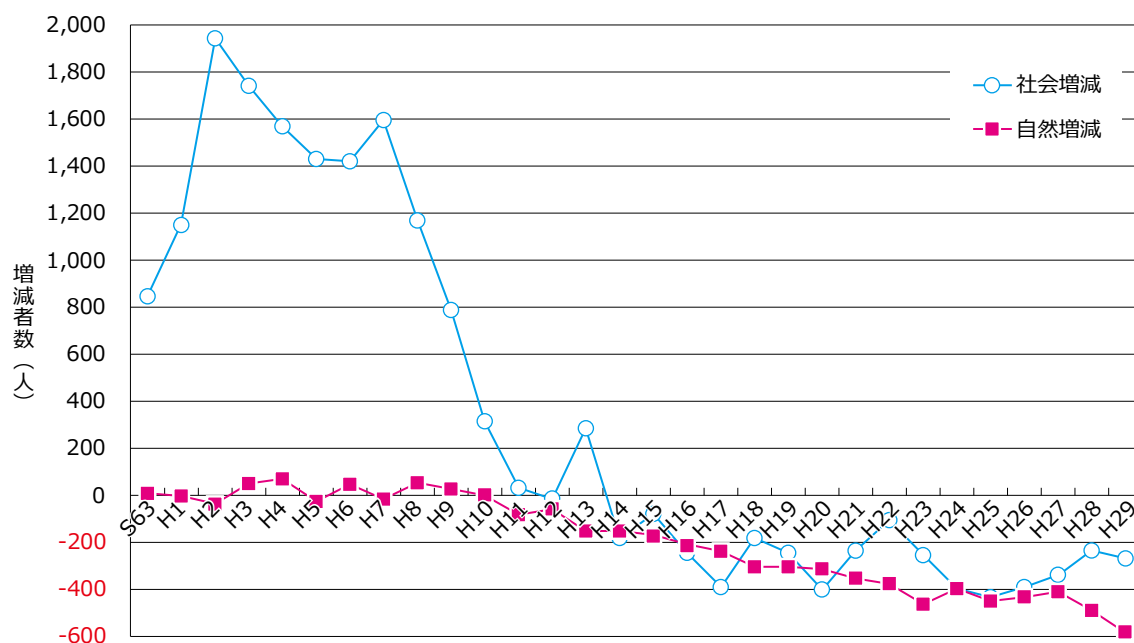


4. 人口動態

山武市の人口動態は、自然増減（出産死亡）、社会増減（転入転出）ともに減少となっています。自然増減は平成 10（1998）年以降、死亡超過となっており、年間 400 ～ 600 人の減少で推移しています。社会増減は、平成 14（2002）年以降、転出超過となっており、年間 200 ～ 400 人の減少で推移しています。

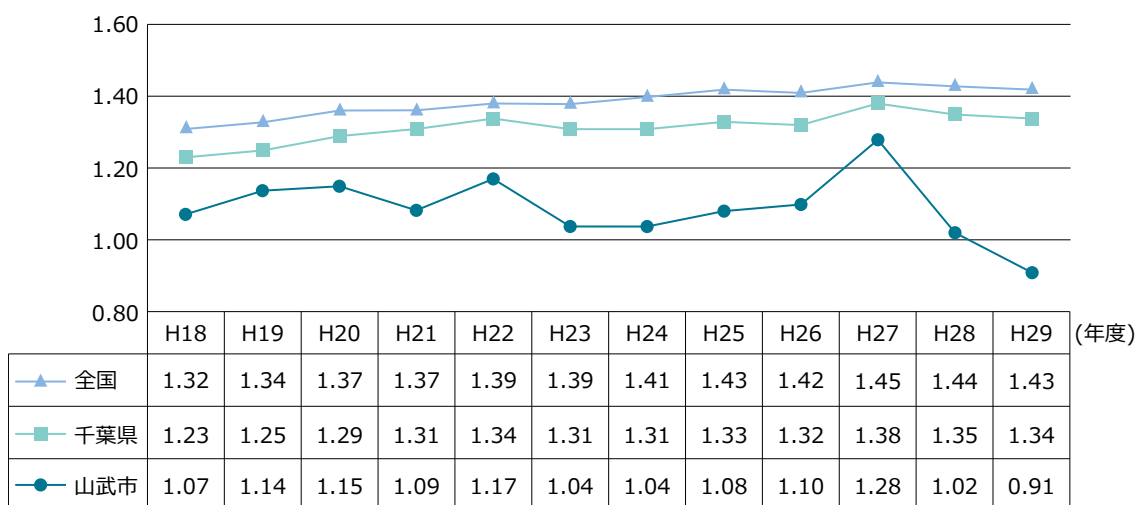
自然増減に影響を与える合計特殊出生率は、平成 27（2015）年は 1.28 と回復傾向にありましたが、平成 29（2017）年は 0.91 と大きく減少しており、全国及び千葉県平均に届かない状況です。

■ 人口増減動向



出所：千葉県毎月常住人口調査報告書

■ 合計特殊出生率



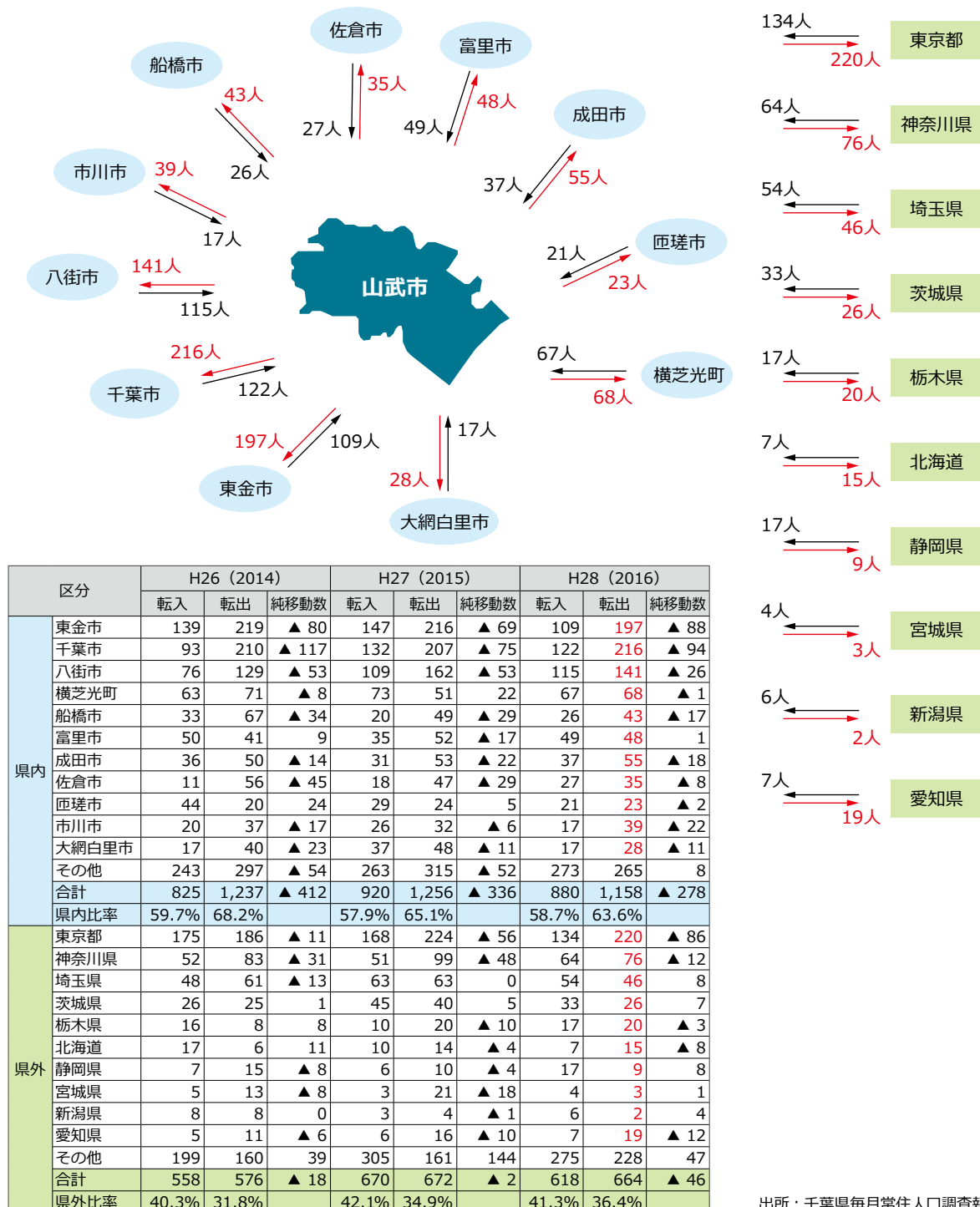
出所：千葉県健康福祉部健康福祉指導課

5. 転出入動向

平成 28（2016）年における転出入の特徴として、転入転出ともに県内が約 6 割となっています。転出入の移動人数では、千葉市、東金市、八街市の 3 市で 3 割を占めています。東京都を含めると 4 割を占めます。また、この 4 自治体は転出超過人数も上位となっています。

近隣市町との関係では、ほぼ全自治体（全方位）で、転入より転出が多い転出超過となっており、近隣市町に人口が流失しています。

■ 転入・転出の状況 [平成 28（2016）年]



出所：千葉県毎月常住人口調査報告書

6. 通勤・通学の状況

平成 27（2015）年における山武市民の 15 歳以上の就業者・通学者数は 28,350 人で、人口の約 5 割となっています。通勤先は、市内と県内がそれぞれ 46～47%前後となっており、県外は約 5%となっています。通学先は、県内約 60%、市内約 30%、県外約 10%となっています。

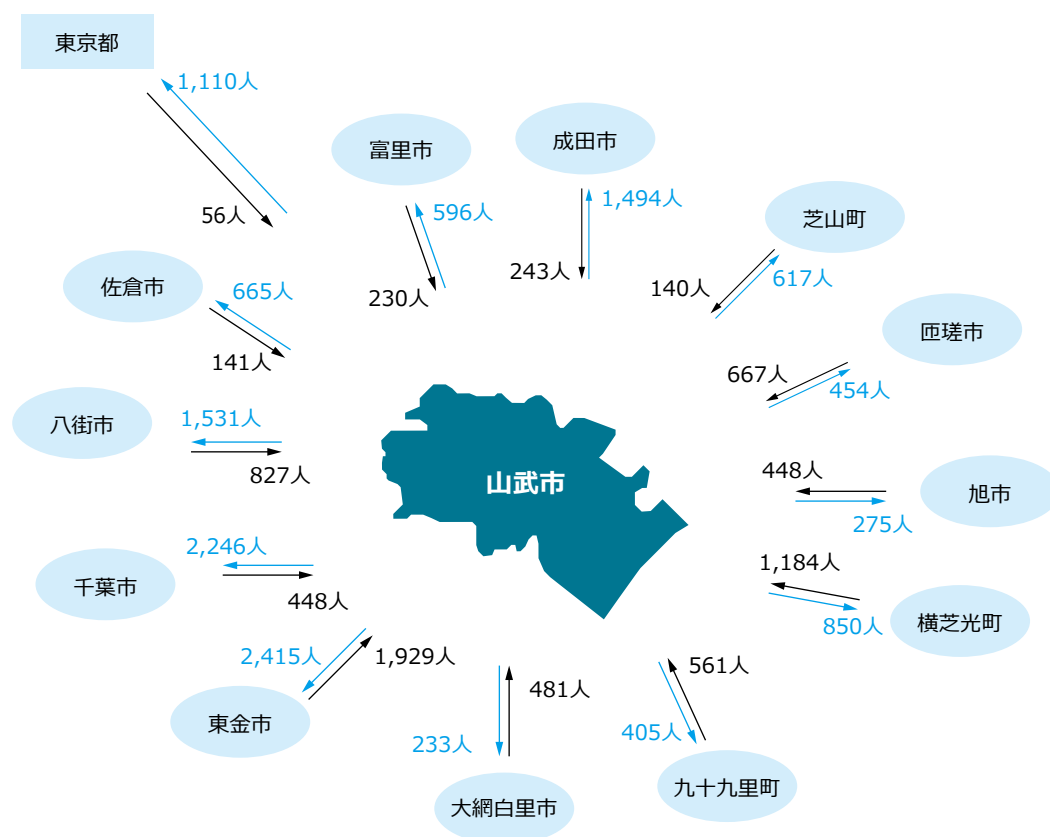
県内自治体との通勤・通学の状況では、流入流出ともに関係が深い自治体は東金市です。流入超過の自治体は、横芝光町、大網白里市、匝瑳市、旭市、九十九里町となっています。他の県内自治体とは、流出超過となっており、とりわけ千葉市、成田市、八街市、佐倉市、芝山町への流出人数が多くなっています。

■ 通勤・通学の概況 [平成 27（2015）年]

就業・就学区分	人数	従業地 通学地 区分	内訳数	従業地 通学地 構成比
15 歳以上の就業者	25,865	市内	12,013	46.4%
		県内	12,261	47.4%
		県外	1,184	4.6%
15 歳以上の通学者	2,485	市内	682	27.4%
		県内	1,471	59.2%
		県外	285	11.5%

出所：国勢調査

■ 通勤・通学の自治体別状況 [平成 27（2015）年]



出所：国勢調査

7. 産業の状況

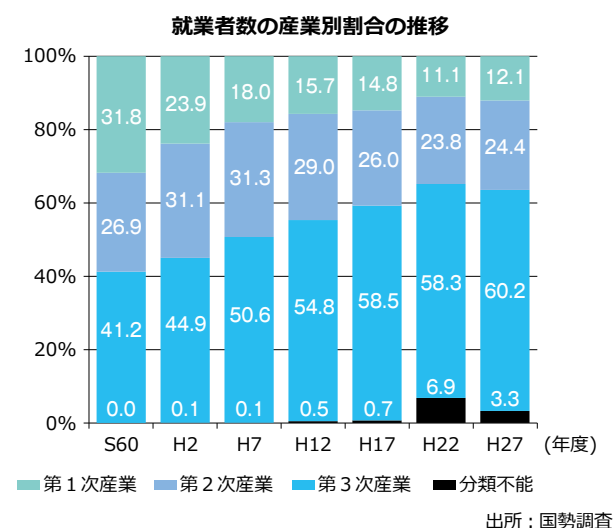
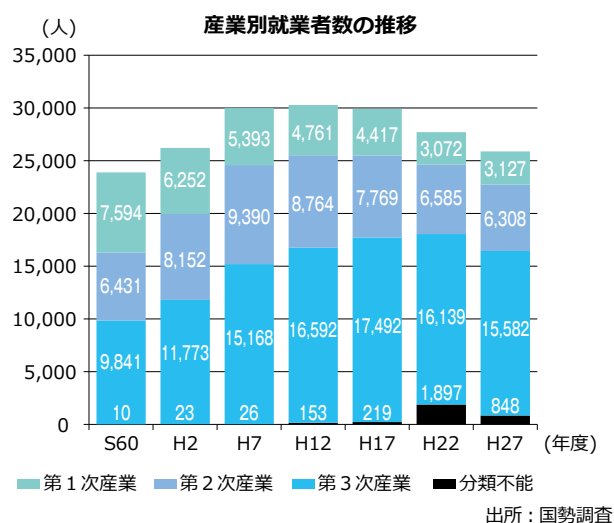
(1) 産業別就業者数の推移

山武市の就業者数は平成 12 (2000) 年の 30,270 人まで増加傾向が続き、それ以降減少局面に入り、平成 27 (2015) 年現在は 25,865 人となっています。

第 3 次産業（商業・サービス業等）が 15,582 人で 60.2% を占めており、就業者数が最も大きい産業となっています。10 年前の平成 17 (2005) 年と比べ、1,910 人減少しています。

第 2 次産業（製造業等）が 6,308 人で 24.4% を占めています。10 年前の平成 17 (2005) 年と比べ、1,461 人減少しています。

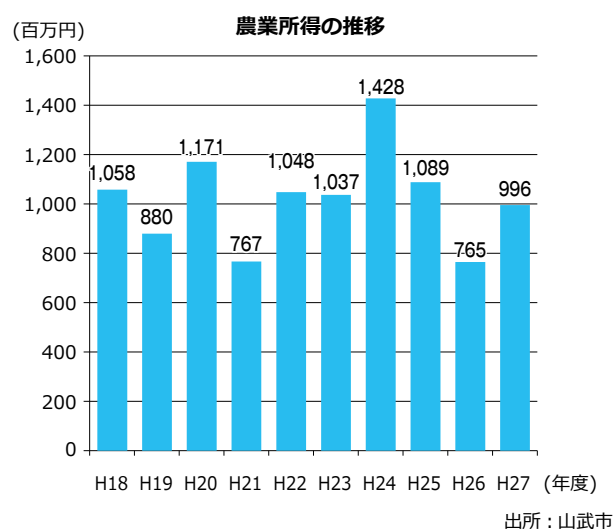
第 1 次産業（農林水産業）が 3,127 人で 12.1% を占めています。10 年前の平成 17 (2005) 年と比べ、1,290 人減少しています。



(2) 農業(農業所得の推移)

農業所得は気候の影響等の外部要因の影響を受けやすいこともあり、年度ごとに上昇下降を繰り返しています。平成 18 (2006) 年から平成 27 (2015) 年の 10 年間平均は、1,024 百万円となっています。

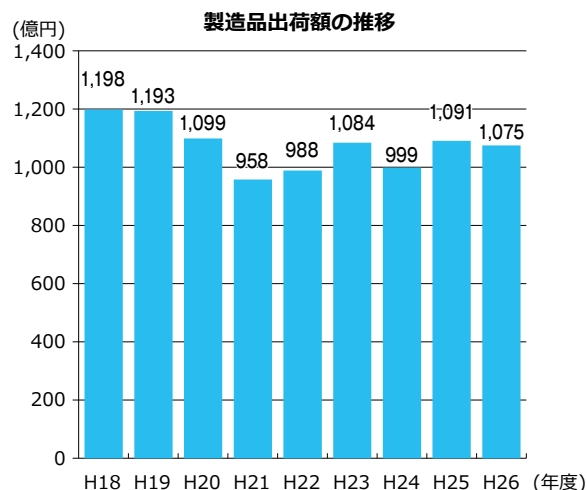
山武市の経営耕地は、水田 61.2%、畑 38.0%、樹園地 0.8% となっています（農林業センサス）。漁獲量は魚類 22 トン、貝類 483 トンとなっています（海面漁業生産統計調査）。



(3) 工業(製造品出荷額の推移)

製造品出荷額は、平成 20 (2008) 年のリーマンショックといわれる世界同時経済不況以降、約 100 億円減少し、1,000 億円前後で推移しています。

平成 26 (2014) 年の状況としては、事業所数は 100 事業所で、そのうち 30 人以下の事業所が 69 事業所となっています。製造品出荷額の内訳の上位は、家具・装備品 34.1%、金属製品 17.3%、食料品 12.6%となっており、上位 3 業種で 6 割を超えています。

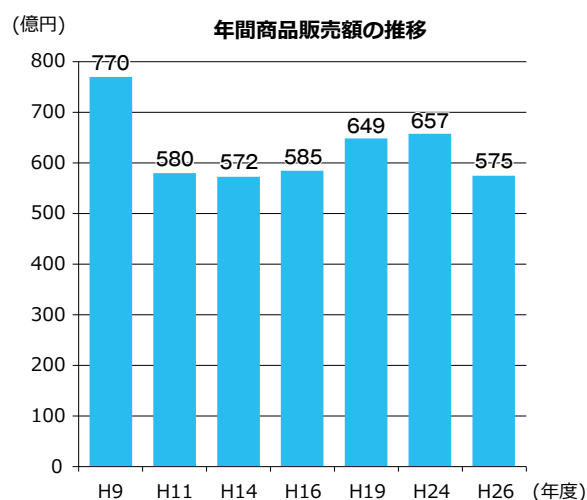


出所：工業統計

(4) 商業(年間商品販売額推移)

年間商品販売額は、平成 9 (1997) 年から平成 11 (1999) 年にかけて約 190 億円減少しました。その後、570 ～ 650 億円の間で推移しています。

平成 26 (2014) 年の状況としては、事業所数は 344 事業所で、うち法人は 244 となっており、年間商品販売額の内訳の上位は、卸売業 37.9%、飲食料品小売業 18.0%、機械器具小売業 11.9%となっています。



出所：商業統計・経済センサス

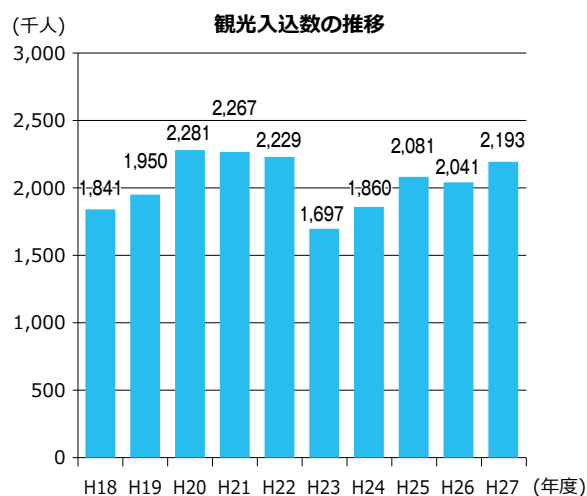
(5) 観光(観光入込数)

平成 22 (2010) 年までは 220 万人で推移していましたが、平成 23 (2011) 年の東日本大震災の発生等により、約 50 万人減少しました。その後、回復傾向にあり、平成 25 (2013) 年に 200 万人台を回復しています。

平成 27 (2015) 年の状況は下記のとおりです。

●観光客が訪れる地点の上位

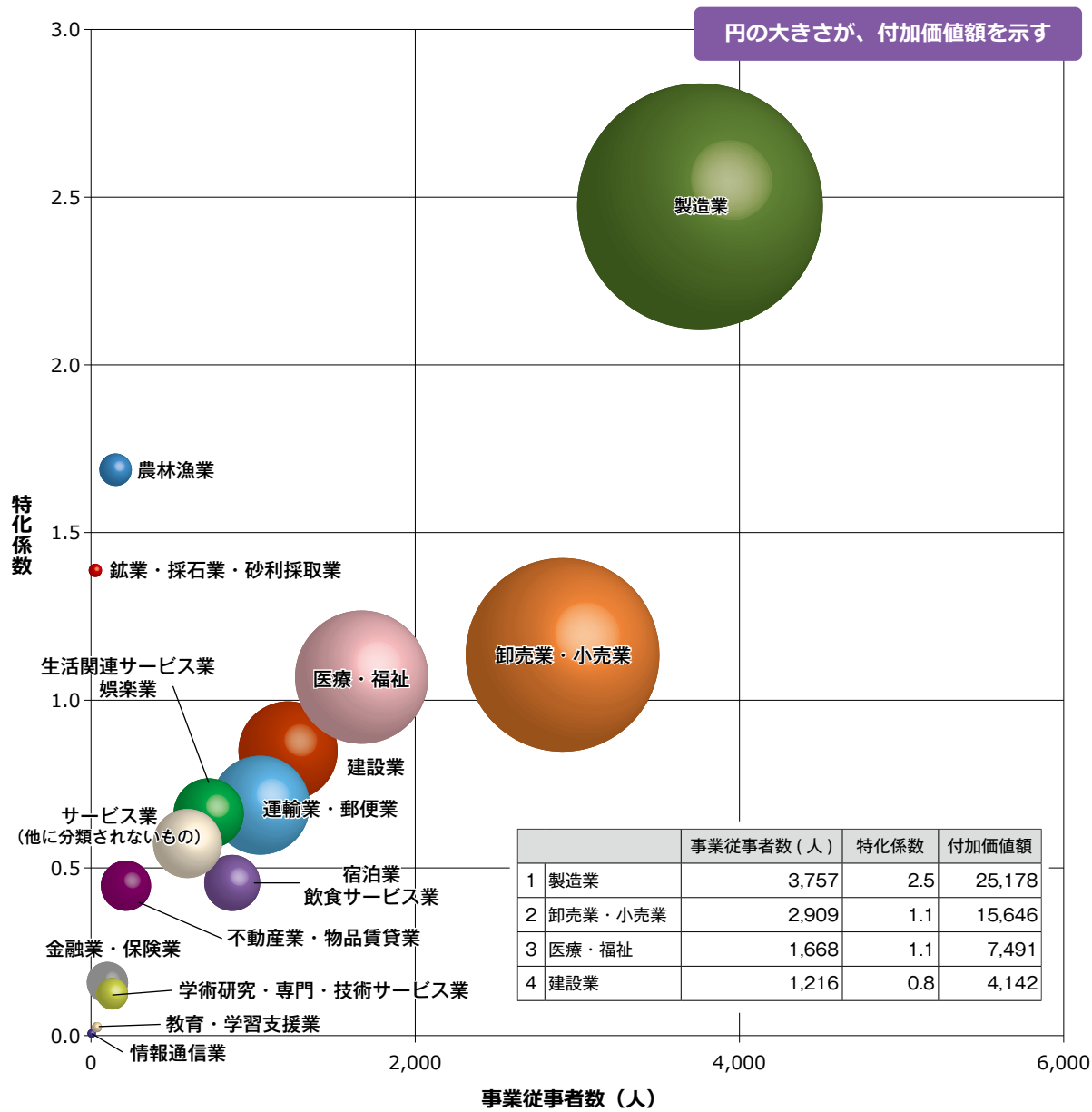
- ・道の駅オライはすぬま 123 万人
- ・いちご園 27 万人
- ・蓮沼ウォーターガーデン 23 万人



出所：千葉県観光入込調査

8. 経済構造の特徴

山武市の経済構造の特徴としては、製造業、卸・小売業、医療・福祉分野が雇用、付加価値額で貢献しています。産業分類別に、県と市との付加価値額の構成比をもとに特化係数を算出すると、製造業に高い優位性が出ています。



特化係数・・・産業分類ごとに、全国・県などと市とを比較した指標のことです。1.0 を基準に、数値が大きい場合には、他団体よりも優位性があると言えます。

付加価値額・・・事業活動によってどれだけの新しい価値が生み出されたかを表した数値です。

出所：平成 24 年度経済センサス活動調査

9. 財政の状況

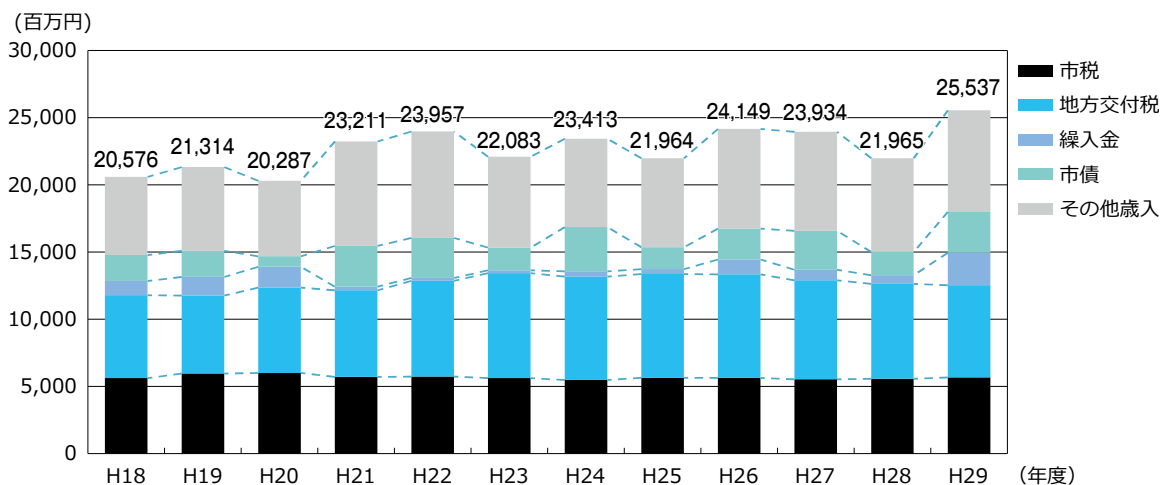
(1) 歳入歳出

歳入では、主要な財源である市税収入が平成 20（2008）年度の 59.9 億円をピークに減少し、直近 5 年平均は 56 億円と約 4 億円減少しています。地方交付税についても、普通交付税を中心に減少傾向にある中で、今後、町村合併による特例措置が終了することや人口減少の影響に伴い、更なる減少が見込まれます。なお、歳入が減少する中、財源不足を補うため、基金の取り崩し額が徐々に増加しています。今後も総体的に歳入総額が増加するような状況にはなく、厳しい財政状況が見込まれます。

歳出では、平成 18（2006）年度と比較して、人件費は 6.3 億円減少しましたが、扶助費（保健・医療・福祉分野）は国の制度改正などの影響も含め、19.5 億円増加しました。また、公債費（合併に伴い新たに発行した市債の元利償還金など）も 2.7 億円増加しています。

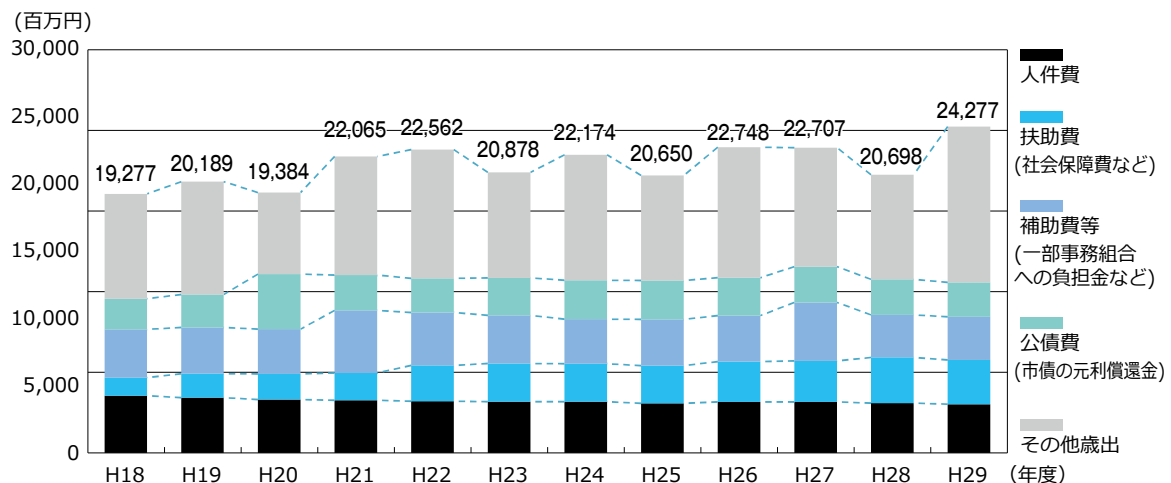
歳入歳出の均衡に当たっては、経常的経費の抑制と投資的経費のバランスを保つことが求められます。

■ 歳入の状況



出所：地方財政状況調査

■ 歳出の状況



出所：地方財政状況調査

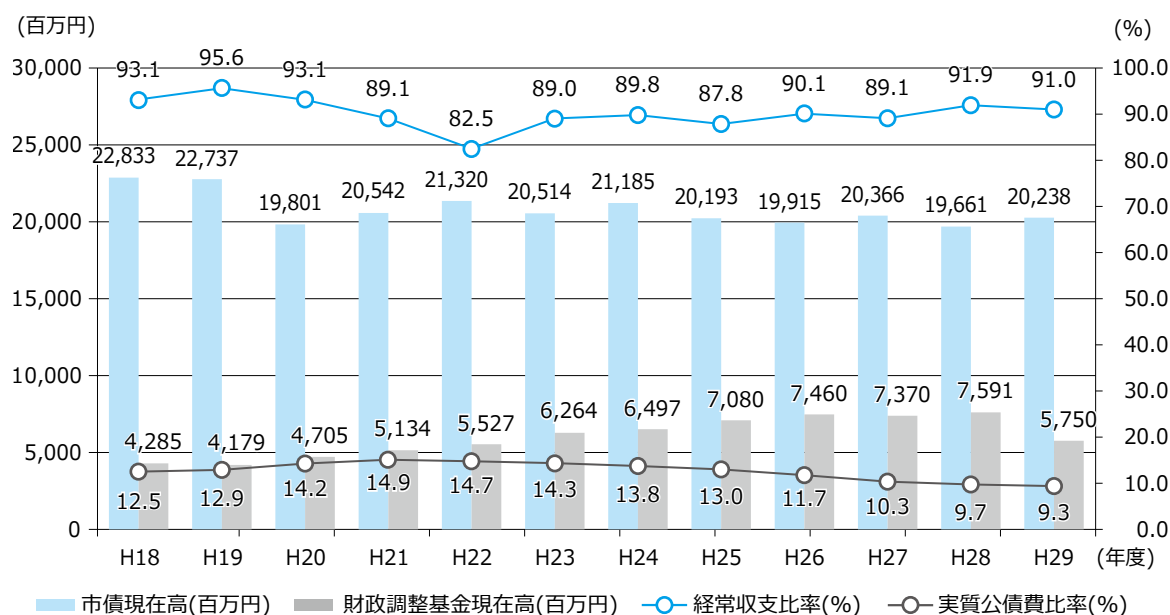
(2) 財政指標

財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は、91%前後を推移しており、千葉県内の団体の平均と同程度です。償還額（借金の返済額など）の大きさから市の資金繰りの危険度を見る指標である実質公債費比率は、平成29（2017）年度において9.3%で減少傾向にあります。千葉県内の団体の平均が5.9%であることから留意が必要です。

また、市の財政力を示す指数である財政力指数も、税収の減少に伴い平成20（2008）年度をピークに低下傾向にあります。

市債現在高は、合併特例債や国の財源不足による地方交付税の減少を補てんする臨時財政対策債などの発行により、合併以降同程度の水準にあります。今後は、市債現在高について注視するとともに、償還額の平準化を図っていく必要があります。

■ 財政指標の推移



区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
経常収支比率(%)	93.1	95.6	93.1	89.1	82.5	89.0	89.8	87.8	90.1	89.1	91.9	91.0
実質公債費比率(%)	12.5	12.9	14.2	14.9	14.7	14.3	13.8	13.0	11.7	10.3	9.7	9.3
市債現在高(百万円)	22,833	22,737	19,801	20,542	21,320	20,514	21,185	20,193	19,915	20,366	19,661	20,238
財政調整基金現在高(百万円)	4,285	4,179	4,705	5,134	5,527	6,264	6,497	7,080	7,460	7,370	7,591	5,750
財政力指数	0.54	0.58	0.60	0.59	0.56	0.54	0.53	0.53	0.52	0.52	0.52	0.50

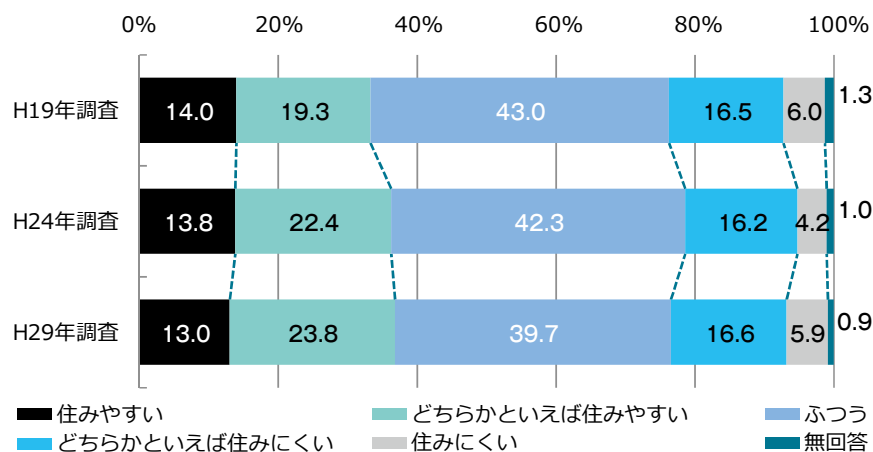
出所：決算カード

10. 市民意識

(1) 本市の住み良さ

平成 19（2007）年と平成 29（2017）年の比較では、山武市を「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と考えている市民の割合は若干増加している一方、「住みにくい」と考えている市民の割合に変化がない状況です。

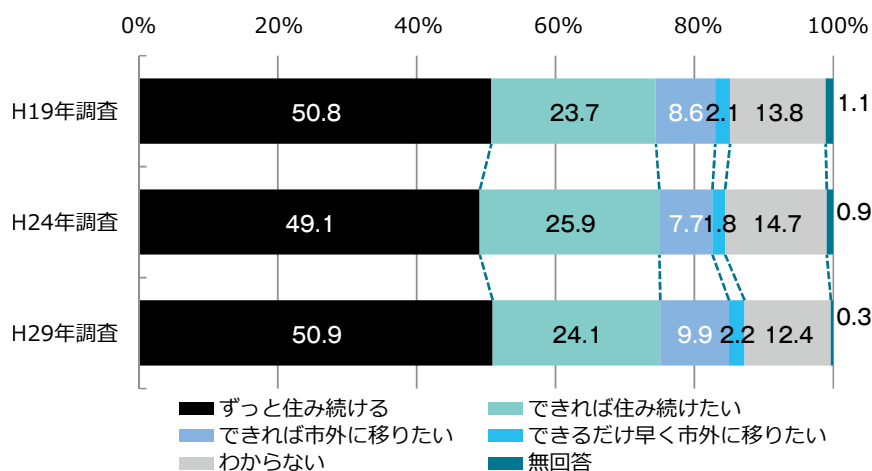
地区別では山武地区の住みやすさが全体平均から約 7%低く、年代別では 40 代 50 代が約 10%近く住みにくいと回答しています。



(2) 本市への定住意向

「山武市に住み続けたい」と思う市民割合は 75.0%で、平成 19（2007）年の 74.5%とほぼ変化がありませんが、年代別にはばらつきが多く、50 歳以下では 35～67%、60 歳以上で 80%となっています。

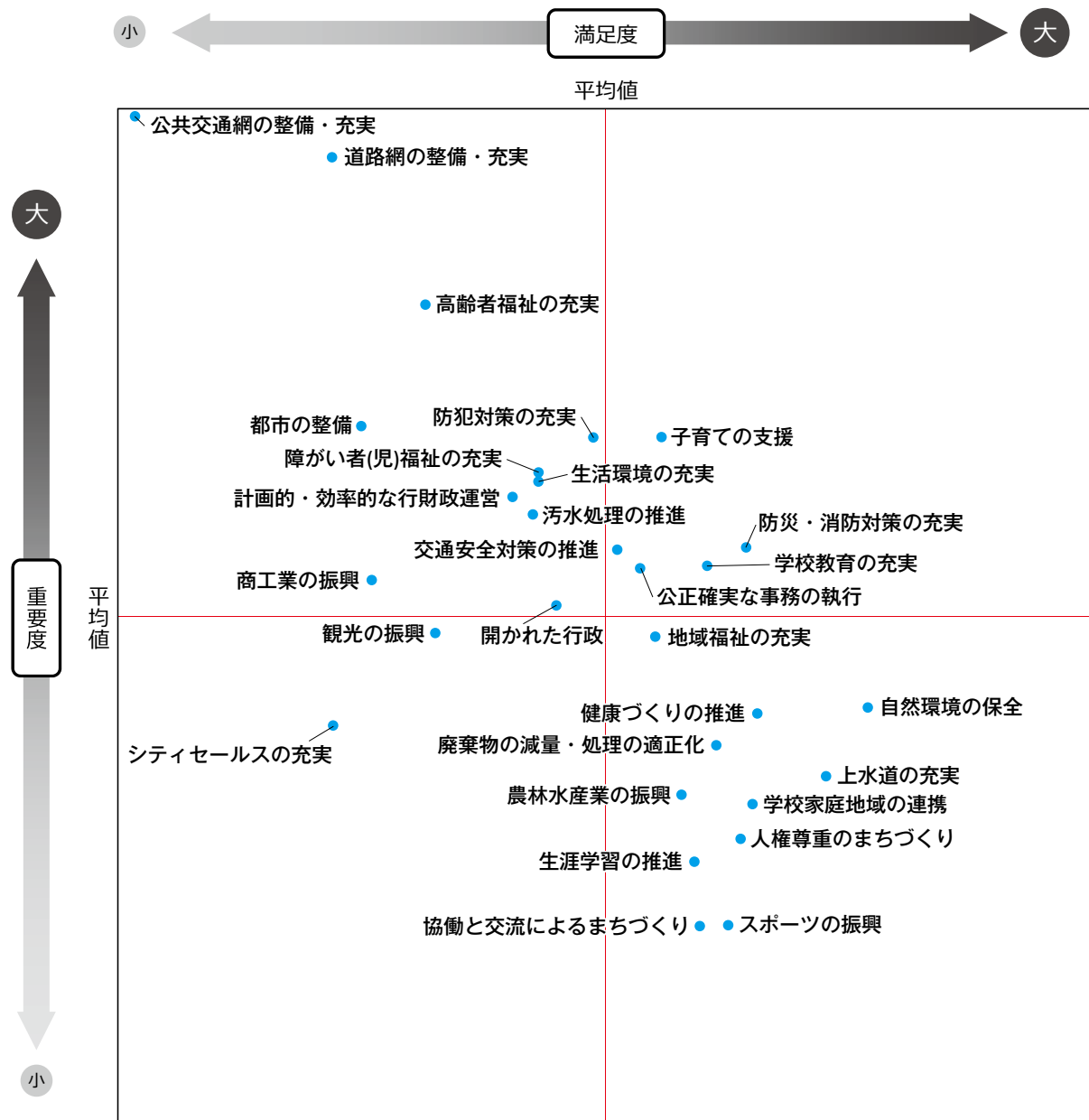
転出意向について、20～50 歳代で 20～30%、地区別では大きな変化はありません。



(3) 施策別の満足度・重要度

市民のまちづくりの分野に対する重要度、満足度の分布は下図のとおりです。

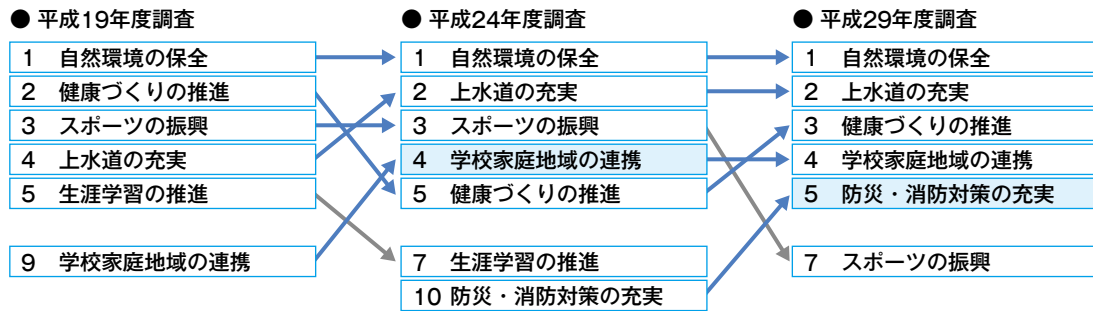
重要度が高く、満足度が低い施策は、「公共交通網の整備・充実」、「道路網の整備・充実」、「高齢者福祉の充実」となっています。



出所：山武市 まちづくりアンケート
(平成 29 年度実施)

■ 施策に関する市民満足度

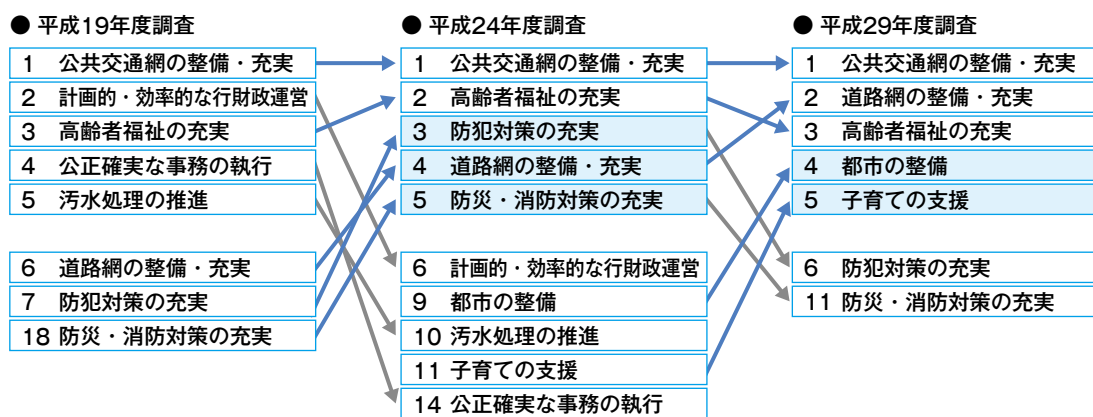
平成 19（2007）年、平成 24（2012）年、平成 29（2017）年の調査結果を比較すると、「自然環境の保全」が常に 1 位となっており、「上水道の充実」「健康づくりの推進」「学校家庭地域の連携」が上位を維持しています。平成 29（2017）年時点での変化として、東日本大震災後の対策実施などにより、「防災・消防対策の推進」が満足度 5 位となり、前回 3 位だった「スポーツの振興」が 7 位となっています。



出所：山武市 まちづくりアンケート

■ 施策に関する市民重要度

平成 19（2007）年、平成 24（2012）年、平成 29（2017）年の調査結果を比較すると、「公共交通網の整備・充実」が常に 1 位となっており、「高齢者福祉の充実」「道路網の整備・充実」が上位を維持しています。平成 29（2017）年時点の変化として、直近の上位 5 施策に「都市の整備」「子育ての支援」が入り、「防犯対策の充実」「防災・消防対策の推進」の重要度が下がっています。



出所：山武市 まちづくりアンケート

基本構想

BASIC CONCEPT

[1]	基本構想の考え方	28
[2]	基本構想	28
[3]	基本構想の状況を示すまちづくり指標	29
[4]	山武市まち・ひと・しごと創生総合戦略の 人口ビジョンを踏まえた展開	30
[5]	土地利用構想	31



蓮沼海浜公園での山武市サマーカーニバル

基本構想

1. 基本構想の考え方

基本構想は、**山武市のまちづくりの普遍的な方向性を示すもの**です。

このため、山武市の地勢やまちの成り立ちをもとに「まちづくりの将来展望」を示し、これに基づき基本計画及び実施計画を策定します。基本構想の期間は4年間とし、市勢を示す「まちづくり指標」を設定し、まちづくりの状況を把握できるようにします。

《重点分野や市長の施政方針の考え方について》

基本構想及びまちづくり指標の達成に向けて、いつまでに、どの程度、どのような方法で取り組むかは、市長の施政方針を踏まえた『基本計画』で定めることとします。

2. 基本構想

山武市は、太平洋の青い水平線と白い砂浜のコントラストが美しい九十九里浜、そしてその後背地に広がる田園地帯、森林を有する丘陵地帯で構成された自然環境に恵まれた都市であり、**海岸、田園、丘陵という豊かな自然環境を活かしたまちづくり**を進めます。

日本有数の国際空港である成田国際空港に近接するとともに、市域には首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が走っています。今後、成田国際空港は更なる機能強化が図られ、圏央道も2024年の全線開通を視野に事業が進んでいます。地域づくりを大きく左右する、**成田国際空港と圏央道ネットワークを意識したまちづくり**を進めます。

市の高齢化率も3割を超え、日本全体の傾向と同様に、人口減少が進んでいます。人口維持のためには、市民が暮らしやすく住み続けられる環境を確保するとともに、市外の方が魅力に思い、訪れ、住まう価値を創造していくことが必要です。同時に、市民の安心安全を確保しながら、人口減少に対応した行政運営も求められています。そのため、**将来に渡って持続可能で魅力あるまちづくり**を進めます。

3. 基本構想の状況を示すまちづくり指標

基本構想の状況、まち全体の『市勢』を示すまちづくり指標を設定し、基本計画終了時に確認を行います。

① 山武市の人口（52,222 人）

② 合計特殊出生率（0.91）

③ 社会人口増減数（▲ 151 人）

④ 納税者 1 人当たり所得（268 万円）

⑤ 地域経済循環率※（66.1%）

⑥ 市内・近隣団体への通学・通勤割合（73.5%）

⑦ 山武市の認知度（919 位）

⑧ 山武市が住み良いと思う市民割合（75.4%）

指標の出所

- ① 国勢調査（平成 27 年）
- ② 千葉県健康福祉部健康福祉指導課（平成 29 年）
- ③ 千葉県毎月常住人口調査報告書（平成 29 年 1 月 1 日～ 30 年 1 月 1 日）
- ④ 総務省 市町村税課税状況等の調（平成 29 年 3 月）
- ⑤ 環境省「地域産業連関表」、「地域経済計算」（株式会社価値総合研究所（日本政策投資銀行グループ）受託作成）
- ⑥ 国勢調査（近隣団体：成田市、東金市、八街市、富里市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町）（平成 27 年）
- ⑦ ブランド総合研究所 地域ブランド調査（平成 30 年）
- ⑧ 山武市まちづくりアンケート（平成 30 年度実施）

用語解説

地域経済循環率

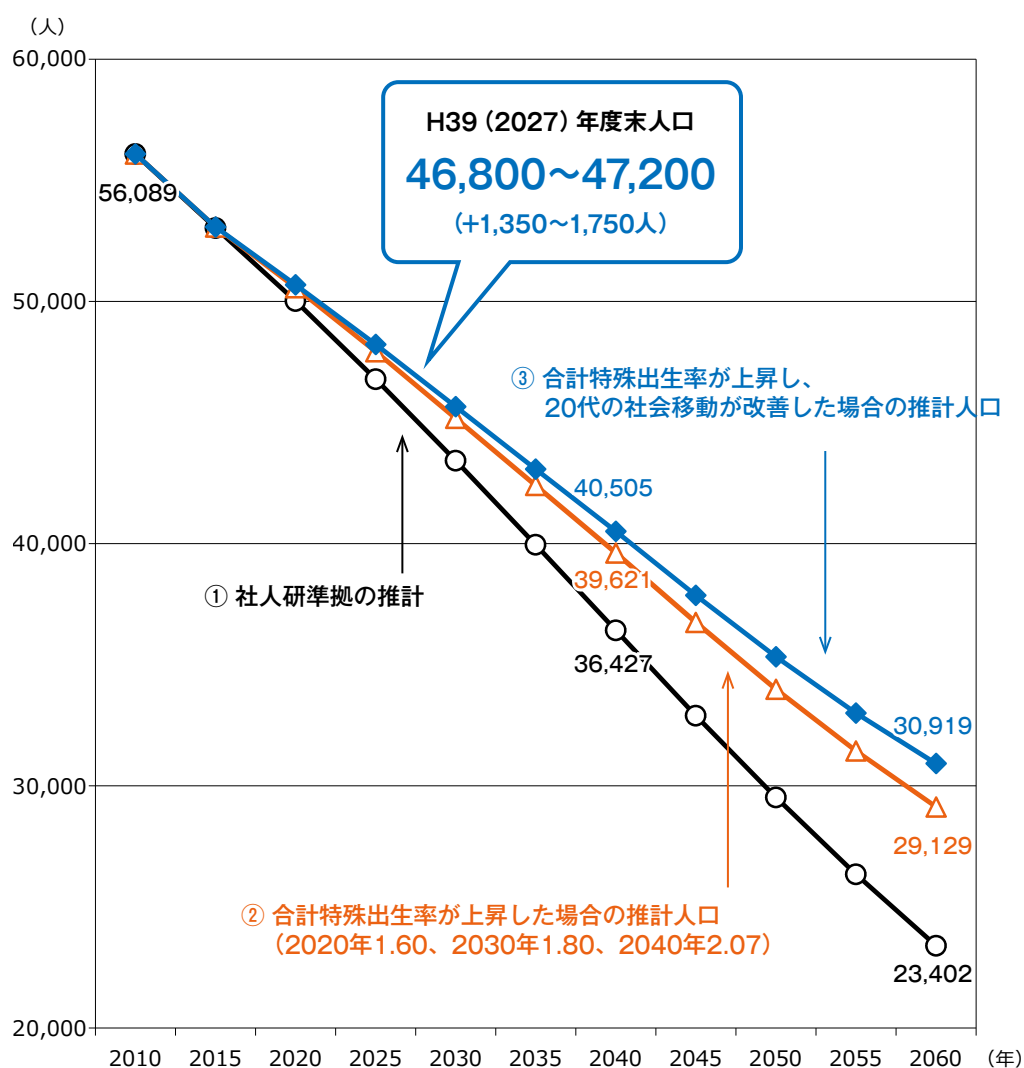
： 地域内のお金の流れを「生産（付加価値額）」「分配（所得）」「支出」の 3 段階で把握するとき、地域経済循環率は「生産（付加価値額）」を「分配（所得）」で割った値であり、地域経済の自立度を示すものです。

4. 山武市まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンを踏まえた展開

平成 27（2015）年に策定した山武市まち・ひと・しごと創生総合戦略「人口ビジョン」では、山武市の人口の将来展望を、合計特殊出生率と純移動率の改善により、国（社人研）準拠推計と比較して 2040 年時点で約 3,000 ～ 4,000 人増加の 39,621 ～ 40,505 人と設定しています。2060 年時点で約 5,700 ～ 7,500 人増加の 29,129 ～ 30,919 人と想定しています。

本計画では、上記の人口ビジョンを踏まえたまちづくり展開を図り、10 年後の将来人口である **平成 39（2027）年度は、46,800 ～ 47,200 人**と想定します。

■ 将来人口の試算結果



出所：山武市まち・ひと・しごと創生総合戦略「人口ビジョン」

① 国立社会保障・人口問題研究所の基準による推計

② 合計特殊出生率を平成 32（2020）年 1.60、平成 42（2030）年 1.80、平成 52（2040）年 2.07 に上昇と仮定

③ 上記②の合計特殊出生率の仮定に加え、20 代の社会移動が半減した場合の仮定

5. 土地利用構想

本市の持つ歴史的、自然的、社会的特性を踏まえ、それぞれ地域にあったまちづくりを推進します。このため、大きく4ゾーンに区分し、恵まれた自然環境と調和のとれた秩序あるまちづくりに向けて、効率的な土地利用の促進に努めます。

① 丘陵価値創造ゾーン

丘陵価値創造ゾーンには首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が横断し、その周辺には、緑豊かな丘陵地と、にんじん、さといもなどの野菜やスイカ、なしなどの果実が栽培された農地が広がっています。この地の利を活かし、首都圏の食料基地として、安全・安心・新鮮など消費者ニーズに的確に対応した都市近郊型農業の発展に努めるとともに、観光農園や体験農業の充実を図り、都会の人々との交流による体験型農業観光の推進に努めます。

また、自然環境との調和に留意しながら、成田国際空港への交通アクセスに恵まれた好立地を活用し、工業や流通業などの拠点機能の集積や、首都圏としての定住環境機能の整備充実などを促進します。

② 市街地ゾーン

市街地ゾーンは、本市の中央部に位置し、国道126号が横断しJR総武本線と東金線が接続するなど交通の要所であり、また行政拠点として本市の中核を担う重要な地域です。国道周辺には、大型商業施設などの生活関連施設や市役所をはじめとする公共機関が集中し、一方ではいちごの観光農園が軒を連ねるなど、利便性が高く、賑わいを創出している地域となっています。

今後は市街の景観にも充分配慮し、国道沿線及び成東駅や松尾駅周辺などの交通アクセス拠点の環境整備に努め、計画的な市街化の誘導を図ります。

③ 田園価値創造ゾーン

田園価値創造ゾーンには、広大で肥沃な水田が広がりを見せ、本市有数の農業生産地帯となっています。特に本市を含む周辺地域は、水稻の早場米地区として古くから知名度があり全国的にも需要があるため、地元農産物のブランド化を推進し、農地面積の集約化による農業経営の大型化や、遊休農地の活用を促進するなど、農業の振興に努めます。

また、市内の農産物直売などを通じ、地産地消を推進するためのシステムを構築します。

④ 海浜レクリエーションゾーン

海浜レクリエーションゾーンは、太平洋に面した九十九里浜の一角を形成する成東、蓮沼海岸の白砂青松の自然環境を背景とした、海水浴客で賑わう地域となっています。成東海岸は、県下屈指の長い海岸線を誇り、白く広大な砂浜は南国風のビーチとして人気を博しています。一方、蓮沼海岸には、プールを中心とした様々なレクリエーション施設が整備され、家族連れなどが夏の彩りに一層の賑わいを創出しています。

今後は、この開かれた九十九里沿岸地域で、多彩なイベントを実施しながら、太平洋の青く明るいイメージを通して、本市の魅力を全国にアピールする観光発信地区とします。

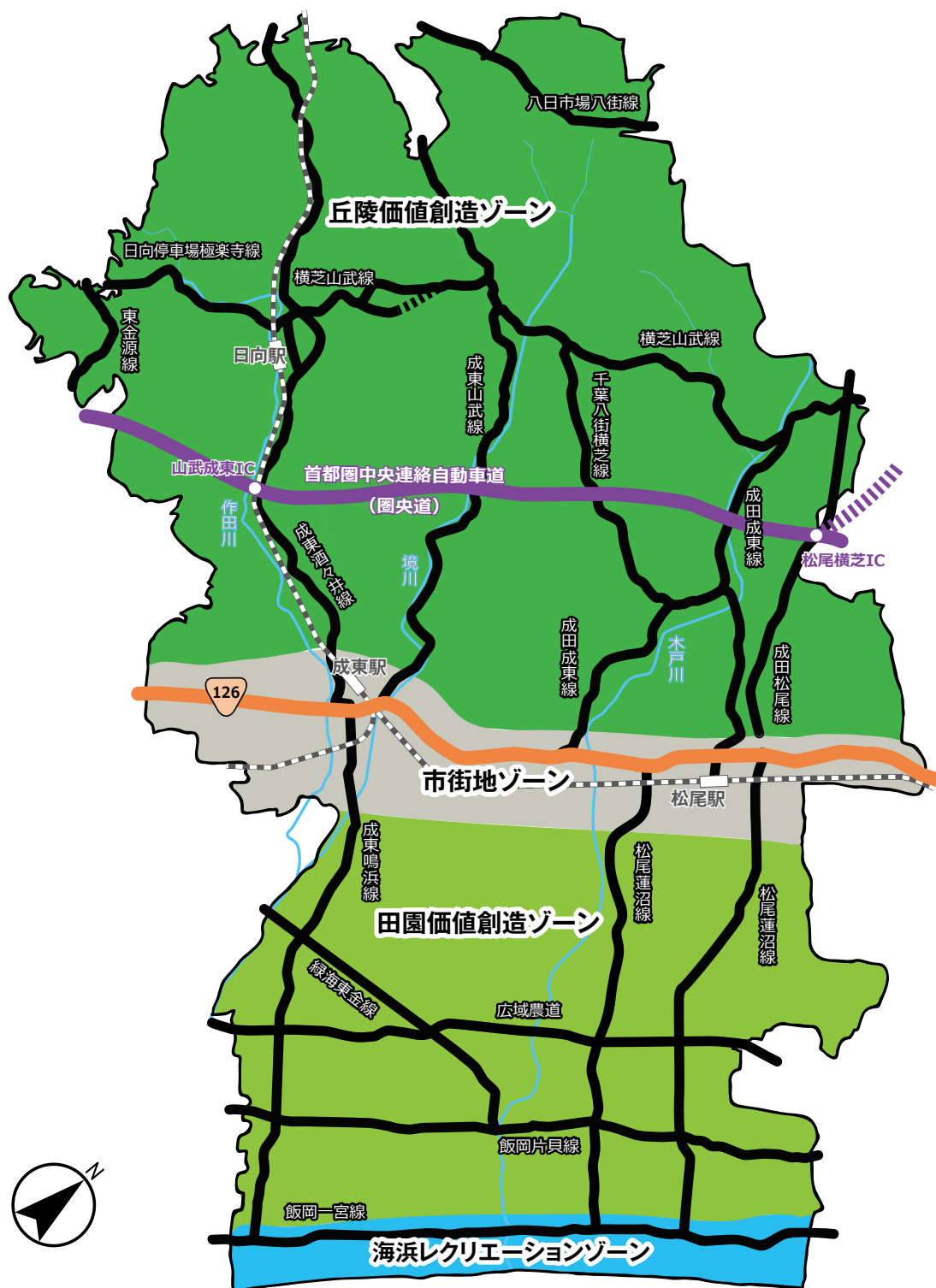
また、自然環境に調和した景観の形成や、本市独自の物産の直売や食の魅力の創出などにより、一年を通じて楽しめる観光資源の整備発掘をし、通年型の観光地づくりに努め、来遊者の増加を図ります。

山武市土地利用構想図

凡例

- 高速道路
- 国道
- 一般県道・主要地方道・広域農道

- JR
- 河川



序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

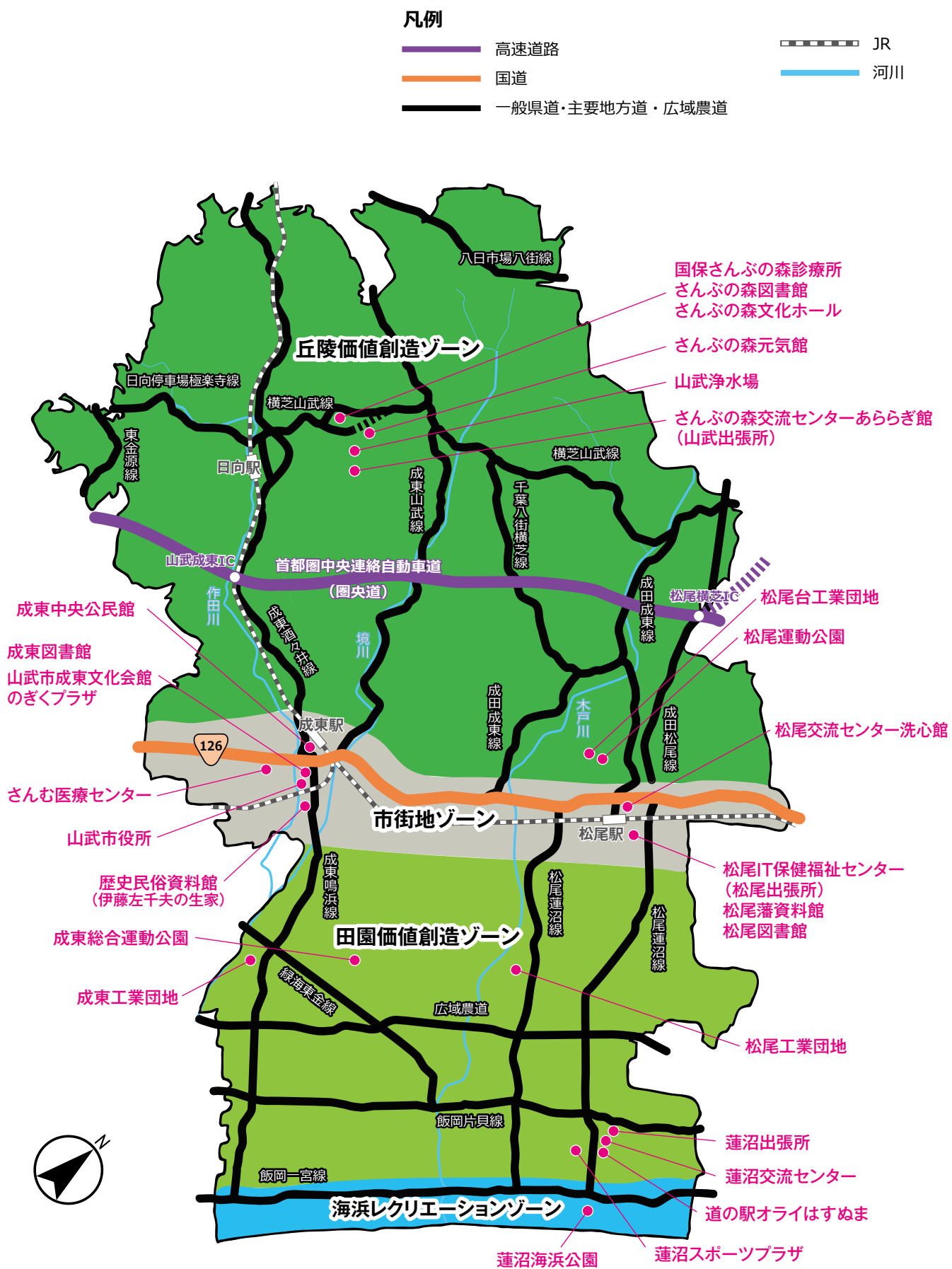
政策
4

政策
5

政策
6

資料
編

(参考) 主要施設配置図



基本計画

MASTERPLAN

[第1章]	基本計画の考え方	36
[第2章]	施策別計画	44
政策1	暮らしを支える快適なまちづくり	46
政策2	住みやすい環境と安全なまちづくり	52
政策3	にぎわい豊かな暮らしを創出するまちづくり	62
政策4	だれもが生きがいを持って安心して暮らせるまちづくり	68
政策5	生涯を通じて人と人とがふれあい共に学びあえるまちづくり	78
政策6	市民と行政が協働してつくるまちづくり	86



本柏稲荷神社例祭での神楽奉納

第 1 章 基本計画の考え方

1. 基本計画の考え方

基本計画は、基本構想を踏まえて、4 年間の中期的なまちづくりの方針に基づき政策の方向性、政策を実現するための施策別計画を成果指標等を用いて見える化し、山武市の成長や課題解決のために重点的に取り組むべき分野等を定めることとします。

計画期間は、平成 31（2019）年度から平成 34（2022）年度の 4 年間とします。これは、市長の施政方針との一体性を踏まえ、市長任期と連動した計画期間とします。

2. 政策体系と注力分野の設定

基本計画は、『市長の施政方針の反映』を踏まえた計画期間、『限られた期間・財源での実現性』を考慮しながら、注力分野として、まちづくりの成果向上をめざす＜重点分野＞と、効率的な行財政への取組を進める＜行政改革分野＞を設定し、政策実現に向けて取り組みます。

（1）政策・施策体系の考え方

基本計画の政策体系は、山武市総合計画〔計画期間：平成 20（2008）年度～平成 30（2018）年度〕を継承し、6 政策で構成します。

さらに、政策を実現する手段として 24 施策を置き、各施策には 3～6 程度の施策実現の具体的な方向性を示す基本事業を設定し、まちづくりに必要となる政策分野を網羅した計画体系とします（24 施策 108 基本事業）。

（2）重点分野の考え方

各政策の推進に当たっては、ヒト・モノ・カネ等の経営資源には限りがあり、すべての施策・基本事業を等しく向上させることは難しい状況です。そのような中、まちづくりの方針に基づいた計画の実現には、メリハリのある経営資源の配分が求められています。

このため、山武市の現状や時代潮流、市民意識、市民ニーズ、今後の人口減少社会に向けた山武市＜育てる力＞集中創生戦略等を踏まえながら、基本計画期間〔平成 31（2019）年度～平成 34（2022）年度〕における『重点分野』を、政策体系の基本事業単位に設定し、優先的に取り組む内容として示します。

『重点分野』の設定にあたっては、統計資料、山武市まちづくりアンケートや行政評価の結果、職員アンケート等のデータを踏まえ、全庁的に決定しています。

今回の基本計画期間では、108 基本事業から 17 分野を設定しています。

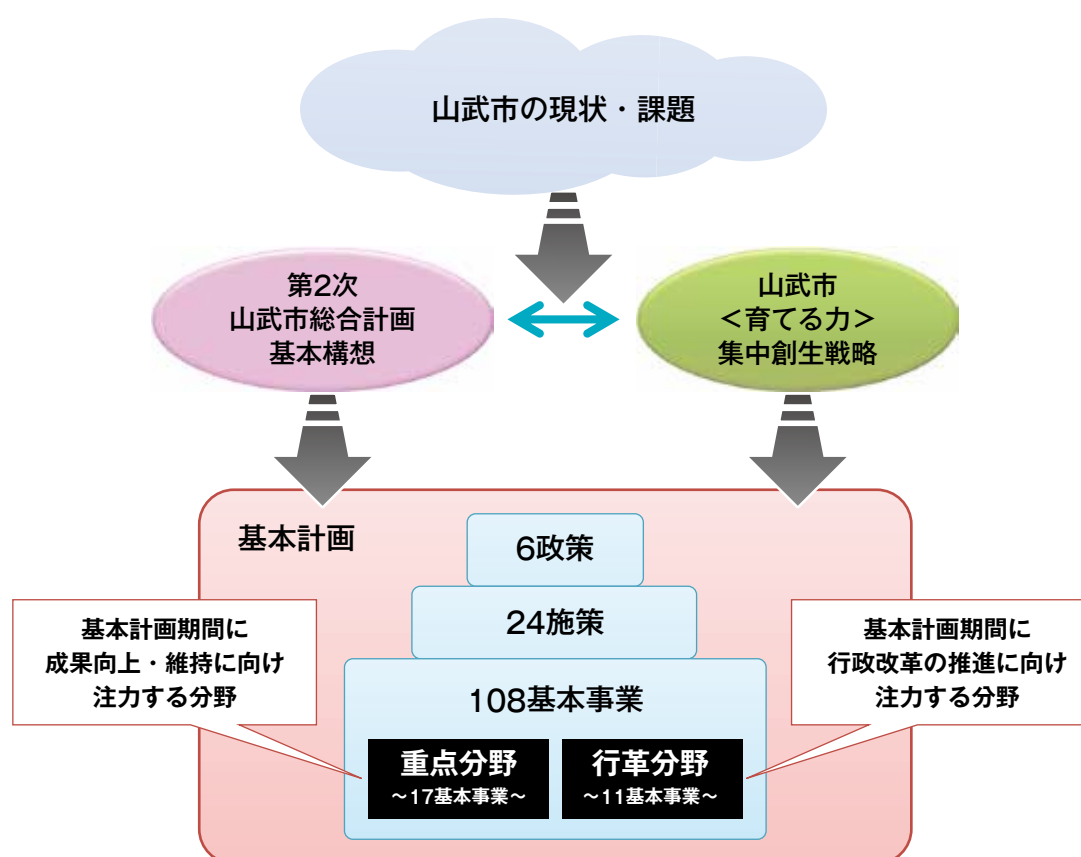
（３）行政改革分野の考え方

持続可能なまちづくりに当たっては、重点分野の推進によるまちづくりの取組だけでなく、社会経済環境の変化や人口減少に伴う財政状況の変化等に適切に対応しながら、安定した行財政基盤を確立していくことが求められています。

このため、従前の山武市行政改革大綱において定めていた「経営型・減量型の改革」「質の向上に向けた改革」を引き続き推進するとともに、「市民サービス向上の視点」「行政経営の視点」「健全財政の視点」の３つの視点による取組を、政策体系の基本事業単位に設定し、行政改革として取り組む内容を示します。

今回の基本計画期間では、108 基本事業から 11 分野を設定しています。

◆政策体系と注力分野の概念図



6 政策 24 施策 108 基本事業の全体像及び注力分野（重点分野、行政改革分野）については、次ページに詳細を記載。

3. 政策体系と注力分野一覧表

基本構想 ・ 海岸、田園、丘陵という豊かな自然環境を活かしたまちづくり
 ・ 成田国際空港と圏央道ネットワークを意識したまちづくり
 ・ 将来に渡って持続可能で魅力あるまちづくり



政策名	施策名	基本事業名	重点分野	行政改革
1 暮らしを支える快適なまちづくり 〔都市基盤の整備〕	1 地域核をネットワークする都市整備の推進	1 道路網の整備・維持管理	●	
		2 成田空港周辺地域としての基盤整備	●	
		3 浸水対策の推進		
		4 駅周辺の利便性の向上	●	
		5 公園の適正な管理		
		6 まちなみ・家屋・土地の適正管理と有効活用	●	
	2 公共交通網の整備・充実	1 市内における交通手段の確保	●	●
		2 バスでの主要都市へのアクセス向上		
		3 鉄道の利便性向上		
	3 防災・減災対策の推進	1 地域防災力の向上		
		2 災害支援体制の確立		
		3 防災意識の向上		●
		4 消防力の充実		
		5 強靱化対策の推進		
2 住みやすい環境と安全なまちづくり 〔暮らしやすい環境の整備〕	1 生活環境の充実	1 生活公害の対策		
		2 美化運動の推進と不法投棄防止対策		
		3 航空機騒音等の対策		
	2 廃棄物の減量・処理の適正化	1 ごみの減量化・再資源化の推進		
		2 廃棄物に関する意識の向上と啓発		
		3 ごみ処理の効率化		
		4 自然環境保全活動の推進		
		5 自然環境取組意識の向上		
	3 自然環境の保全	1 バイオマスタウン構想の推進		
		2 再生可能エネルギー対策の推進		
		3 汚水処理の推進		
		4 安定給水の確保		
		5 水質の安全性の確保		
	4 上水道の充実	1 地震等の災害対策		
		2 経営の健全化		
		3 防犯体制の充実		
		4 児童・生徒の安全確保		
		5 犯罪がおこりにくい環境に向けての施設設備の整備		
	5 防犯・交通安全の推進	1 消費者トラブルの防止		
		2 交通安全意識の向上		
		3 経営の安定化の推進		
		4 担い手の育成・支援	●	
		5 農地の利用集積の推進		
3 にぎわい豊かな暮らしを創出するまちづくり 〔産業経済の振興〕	1 農林水産業の振興	1 農産物の付加価値向上と販路の拡大		
		2 農業基盤整備の推進		
		3 森林再生の推進		
		4 市内消費の向上		
		5 経営体の体質強化・育成		
		6 企業立地と企業定着による雇用の推進	●	
	2 商工業の振興と地域経済活性化	1 成田空港経済圏の形成	●	
		2 魅力ある観光事業の推進		
		3 海岸を活用した観光推進	●	
	3 観光の振興	1 観光情報の発信		
		2 観光情報の発信		
		3 観光情報の発信		

政策名		施策名	基本事業名	重点分野	行政改革
4	だれもが生きがいを持って安心して暮らせるまちづくり 〔保健・福祉・医療の充実〕	1 高齢者福祉の充実	1 生きがいづくりと介護予防の推進	●	
			2 介護サービス・日常生活の支援		
			3 安全・安心な生活への仕組みづくり		
			4 介護保険制度の安定的な運用		
		2 障がい者（児）福祉の充実	1 自立支援サービスの促進		
			2 地域生活支援の基盤づくり		
			3 社会活動参加の促進		
			4 児童発達支援の充実		
		3 健康づくりの推進	1 心身の健康管理の充実		
			2 健診の受診率向上と生活習慣の改善		
			3 母子の健康管理		
			4 医療体制の充実	●	●
			5 国民健康保険医療費の改善		
		4 子育ての支援	1 幼保機能の充実	●	●
			2 子育て不安の軽減		
			3 子育て家庭への援助		
			4 こどもの人権の尊重		
			5 学童保育の充実		
			6 次世代育成による家族形成の支援		
		5 地域福祉の充実とセーフティネットの推進	1 地域福祉の担い手育成		
			2 社会福祉機関・団体の充実		
			3 生活困窮者自立支援の充実		
			4 生活保護制度の適正な実施		
			5 公営住宅の維持管理		
5	生涯を通じて人と人がふれあい共に学びあえるまちづくり 〔教育・文化の振興〕	1 学校教育の充実	1 「確かな学力」の向上と「活きた学力」の推進	●	
			2 「健やかな体」の育成		
			3 「豊かな心」を育む		
			4 ICT教育の実践	●	
			5 教育環境の整備		
			6 地域と学校の協力体制の推進		
		2 生涯学習の推進	1 主体的な学習の推進		
			2 生涯学習施設の利用促進		
			3 文化財の保護・活用		
			4 芸術文化活動の充実		
			5 青少年の育成		
		3 スポーツの振興	1 スポーツ活動の充実		
			2 体育関係団体・指導者の育成		
		4 人権尊重のまちづくり	3 体育施設の利用促進		
			1 人権教育・人権啓発の推進		
			2 人権擁護の推進		
			3 男女共同参画の推進		
6	市民と行政が協働してつくるまちづくり 〔「コミュニティ推進と行財政の効率化」〕	1 協働と交流によるまちづくり	1 区・自治会活動の活性化		
			2 市民活動の活性化	●	
			3 市民活動施設の利用促進		
			4 多文化共生社会の推進		
			5 東京オリンピック・パラリンピック関連事業の推進		
		2 開かれた市政とまちの魅力発信	1 情報発信力の充実	●	●
			2 広聴の充実		
			3 議会情報の公開の推進		
		3 計画的・効率的な行財政運営	1 行政経営の推進		●
			2 人材育成と効率的な組織運営		●
			3 健全な財政運営	●	●
			4 税収の確保		●
			5 公共資産の適正化とファシリティマネジメントの推進		●
			6 情報化の推進と適正管理		
		4 公正確実な事務の執行	1 適正な会計処理		
			2 積極的な選挙啓発		
			3 監査の充実		
			4 情報公開及び個人情報保護の推進		
			5 窓口サービスの向上		●
			6 公平・公正な課税		

4. 重点分野の概要

道路網の整備・維持管理（政策 1－施策 1－基本事業 1）

- 選定視点 ☐ 成長戦略（短期） ☒ 成長戦略（長期） ☐ 人口減少対策
- 取組内容 地区要望や社会的な情勢を勘案し、市の管理する道路の拡幅・改良や道路施設の機能保全を行うとともに、歩道設置やカーブミラー設置等の交通安全対策を実施することで、道路利用者の利便性向上を図ります。

成田空港周辺地域としての基盤整備（政策 1－施策 1－基本事業 2）

- 選定視点 ☒ 成長戦略（短期） ☐ 成長戦略（長期） ☐ 人口減少対策
- 取組内容 成田空港の機能強化に併せて、航空機騒音の影響を受ける地区の状況を踏まえた道路の拡幅・改良や道路排水整備、水路整備等を実施するとともに、成田空港アクセスの改善に関する取組を行います。

駅周辺の利便性の向上（政策 1－施策 1－基本事業 4）

- 選定視点 ☐ 成長戦略（短期） ☒ 成長戦略（長期） ☐ 人口減少対策
- 取組内容 長期的な視野からは成東駅ほか 2 駅の利便性の向上を図る整備の方針を定めることを念頭に、駅までの交通機関のアクセスの向上や成東駅北側道路整備を進めることにより、利便性の向上を図ります。

まちなみ・家屋・土地の適正管理と有効活用（政策 1－施策 1－基本事業 6）

- 選定視点 ☒ 成長戦略（短期） ☐ 成長戦略（長期） ☐ 人口減少対策
- 取組内容 人口減少等の影響により増加傾向にある空家に対して、周辺環境の悪化や危険性を伴う特定空家の減少を図るため、利活用や修繕等の適切な管理に関する対策を行います。

市内における交通手段の確保（政策 1－施策 2－基本事業 1）

- 選定視点 ☐ 成長戦略（短期） ☐ 成長戦略（長期） ☒ 人口減少対策
- 取組内容 平成 30（2018）年度に策定した「山武市地域公共交通網形成計画」に基づき、各交通手段の連携と維持向上を図り、使いやすい公共交通の環境づくりに取り組めます。

担い手の育成・支援 (政策 3 - 施策 1 - 基本事業 2)

- 選定視点 ☒成長戦略（短期） ☐成長戦略（長期） ☐人口減少対策
- 取組内容 認定農業者や認定新規就農者の認定者数の増加に当たっては、農業者の展望を尊重しつつ、実現可能であり、発展性のある計画作成を支援し、競争力のある農業振興をめざします。

企業立地と企業定着による雇用の推進 (政策 3 - 施策 2 - 基本事業 3)

- 選定視点 ☐成長戦略（短期） ☒成長戦略（長期） ☐人口減少対策
- 取組内容 人口減少等の影響により地域経済の疲弊が想定される中、市内の中小企業等の経営体質の強化により、地域経済の活性化及び地域の雇用が維持されるよう努めます。

成田空港経済圏の形成 (政策 3 - 施策 2 - 基本事業 4)

- 選定視点 ☐成長戦略（短期） ☒成長戦略（長期） ☐人口減少対策
- 取組内容 市内から通勤圏内にあり大規模な雇用の場である成田国際空港の認知度を高め、生産年齢人口における成田空港関連企業の市内従業員数の維持向上をめざします。

海岸を活用した観光推進 (政策 3 - 施策 3 - 基本事業 2)

- 選定視点 ☒成長戦略（短期） ☐成長戦略（長期） ☐人口減少対策
- 取組内容 海水浴場の国際環境基準であるブルーフラッグ認証取得に向け、審査基準 33 項目の達成に取り組むとともに、安心安全な海水浴場であることの周知広報を行うことで、海水浴客入込数の維持向上に努めます。

生きがいづくりと介護予防の推進（政策4－施策1－基本事業1）

- 選定視点 ☐成長戦略（短期） ☐成長戦略（長期） ☒人口減少対策
- 取組内容 介護予防を徹底することで、新規要支援者、新規要介護者の増加を抑制するとともに、生きがいをもって社会参加ができるような仕組みを構築し、推進していきます。

医療体制の充実（政策4－施策3－基本事業4）

- 選定視点 ☐成長戦略（短期） ☐成長戦略（長期） ☒人口減少対策
- 取組内容 地域医療の核となるさんむ医療センターの医師等を確保するとともに、既存建物の老朽化及び狭小化に対応した建替整備を推進します。

幼保機能の充実（政策4－施策4－基本事業1）

- 選定視点 ☒成長戦略（短期） ☐成長戦略（長期） ☐人口減少対策
- 取組内容 安心して子育てできる環境づくり及び地域で安心して産み育てられる環境の充実を図るため、幼児教育及び保育サービスを充実させることにより、子育ての負担感や不安の軽減を図ります。

「確かな学力」の向上と「活きた学力」の推進（政策5－施策1－基本事業1）

- 選定視点 ☒成長戦略（短期） ☐成長戦略（長期） ☐人口減少対策
- 取組内容 児童生徒一人ひとりのニーズに応じた教育の推進と教員の授業力の向上により、基礎知識の定着や、思考力・判断力・表現力の習得を図り、学習意欲と学力の向上によって千葉県標準学力検査において県平均を超える児童生徒を育成します。

ICT教育の実践（政策5－施策1－基本事業4）

- 選定視点 ☒成長戦略（短期） ☐成長戦略（長期） ☐人口減少対策
- 取組内容 児童生徒の情報活用能力を育成するため、各小中学校に整備したＩＣＴ機器の更なる活用促進に必要な通信環境の改善による利用環境の整備と、授業でのＩＣＴ機器活用を支援する体制づくりを推進します。

市民活動の活性化（政策 6－施策 1－基本事業 2）

- 選定視点 ☐ 成長戦略（短期） ☐ 成長戦略（長期） ☒ 人口減少対策
- 取組内容 協働によるまちづくりの環境を整備するため、条例整備についての検討及び市民活動の活発化を図るための市民活動中間支援センターの設置について検討を行います。

情報発信力の充実（政策 6－施策 2－基本事業 1）

- 選定視点 ☒ 成長戦略（短期） ☐ 成長戦略（長期） ☐ 人口減少対策
- 取組内容 シティプロモーションに関する方向性を明確にし、より効果的に情報を発信するための仕組みを構築するとともに、インターネットメディアを含めた多様なメディアでの広報活動に取り組みます。

健全な財政運営（政策 6－施策 3－基本事業 3）

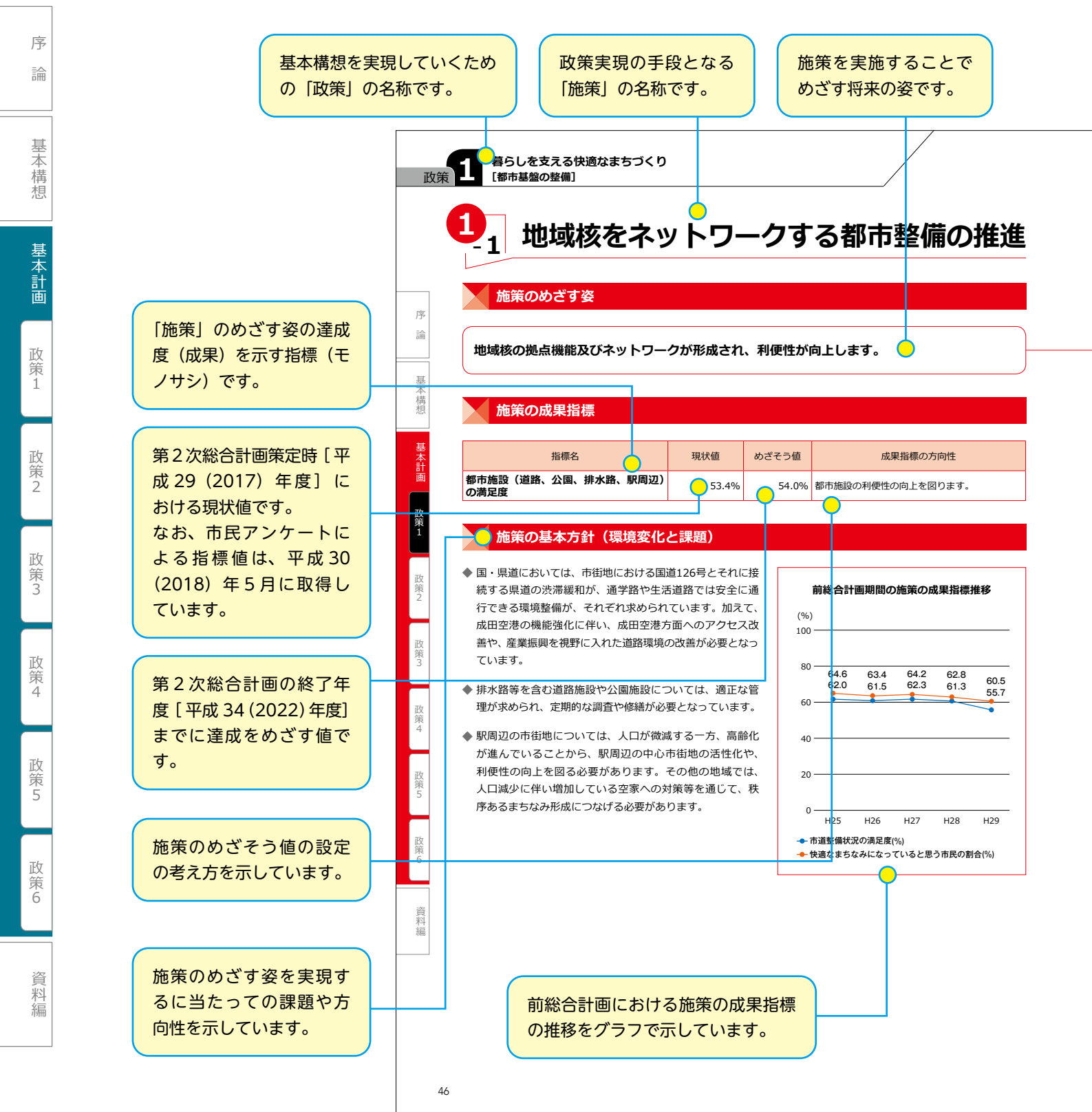
- 選定視点 ☐ 成長戦略（短期） ☐ 成長戦略（長期） ☒ 人口減少対策
- 取組内容 予算規模の適正化を推進するため、経常的経費の縮減に取り組み、経常収支比率 90.0%を目標に健全な財政運営を行います。

選定視点の考え方

- ☐ **成長戦略（短期）** …… 基本計画期間〔平成 31（2019）年～平成 34（2022）年〕において、何らかの成果創出や先進的な取組を推進するもの。
- ☐ **成長戦略（長期）** …… 中長期（4～10 年間）での成果創出をめざして、基本計画期間〔平成 31（2019）年～平成 34（2022）年〕中に着手するもの。
- ☐ **人口減少対策** …… 高齢化や人口減少に対応した持続的なまちづくりのために、課題解決に向けて集中的な取組を行うもの。

第2章 施策別計画

基本計画の見方



施策実現の手段となる「基本事業」の名称です。

基本事業を実施することでめざす将来の姿です。

基本事業の構成

基本事業名	基本事業のめざす姿	指標名	現状値	めざす値	成果指標の方向性
1 重点 道路網の整備・維持管理	道路・橋りょうの整備、適切な維持管理で安全に通行でき、利便性が向上します。	道路の拡幅・改良・新設延長（計画期間累計） 道路・橋りょうの維持管理上の瑕疵による損害賠償件数	0km 0件	8km 0件	地区要望を踏まえた計画に基づき、着実に事業を推進することで、利便性向上を図ります。 定期的な点検や維持補修、機能保全等の対策を行うことで、瑕疵による損害賠償件数0件を目指します。
2 重点 成田空港周辺地域としての基盤整備	成田空港周辺地域として共存共栄が図られています。	成田空港関連事業実施箇所数（延べ）	0箇所	48箇所	地区要望を踏まえ計画的に事業を推進し、道路利用者の安全確保と利便性向上を図ります。
3 浸水対策の推進	排水路新設や雨水排水管等により床上浸水が減少しています。	床上浸水件数	0件	0件	浸水対策を進め、床上浸水件数0件を目指します。
4 重点 駅周辺の利便性の向上	駅周辺の利便性が向上します。	駅周辺の利便性に対する満足度	40.8%	43.0%	成東駅南口線整備促進事業の進捗率の向上を図り、利便性向上を図ります。
5 公園の適正な管理	適正に維持管理され、長寿命化が促進されます。	都市公園長寿命化進捗率 公園の維持管理上の瑕疵による損害賠償件数	0.0% 0件	40.3% 0件	健全度調査に基づき、施設の修繕等を行い成果向上を目指します。 公園施設の適正な管理を実施し、管理瑕疵による損害賠償件数0件を目指します。
6 重点 まちなみ・家屋・土地の適正管理と有効活用	まちなみ・家屋・土地が適正に管理、活用されています。	空家対策数 景観条例指導件数	0件 1件	66件 0件	空家における利活用の促進や管理不全空家の対策を行い、空家対策を促進します。 景観形成基準の周知徹底により、景観条例指導件数0件を目指します。

序論

基本構想

基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

資料編

「基本事業」のめざす姿の実現具合を測る指標（モノサシ）、現状値、基本計画の終了年度〔平成34（2022）年度〕までの目標値、その設定の考え方を示しています。

第2次総合計画での重点分野を示しています。

施策内の用語解説です。

用語解説

生活道路	：国道や県道、広域農道といった広域幹線道路や、主要市道（1・2級）である幹線道路以外の市道のことです。
空家対策	：平成29年度時点の市内空家数は681件あり、周辺環境への影響から管理不全のものについては、対策を講じる必要があります。

めざす値は、次の考え方に基づいて設定しています。

重点分野	政策的に成果を向上させることをめざし、重点的な予算確保や既存事業の見直しによる改善、新たな事業展開を図るため、高い水準で目標値を設定します。
通常事業	選択と集中の観点から、法令及び安全面からの対応等を除き、現在の事業内容により、維持向上を図る水準で目標値を設定します。

※目標を定めることにより望ましくない状況を生む指標については、めざす値を「－」表記としています。

1-1 地域核をネットワークする都市整備の推進

施策のめざす姿

地域核の拠点機能及びネットワークが形成され、利便性が向上します。

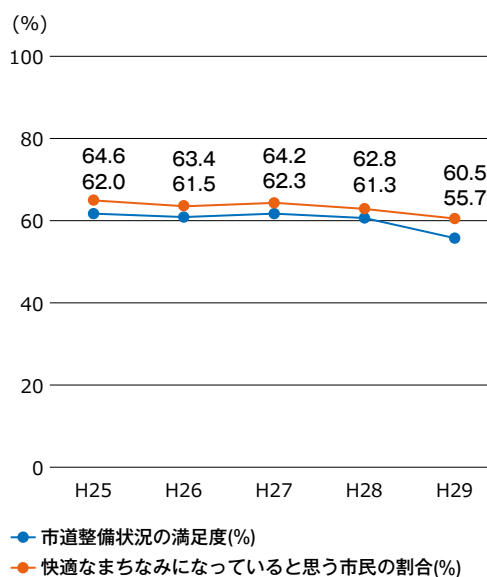
施策の成果指標

指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
都市施設（道路、公園、排水路、駅周辺）の満足度	53.4%	54.0%	都市施設の利便性の向上を図ります。

施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 国・県道においては、市街地における国道126号とそれに接続する県道の渋滞緩和や、通学路及び生活道路では安全に通行できる環境整備が、それぞれ求められています。加えて、成田空港の機能強化に伴い、成田空港方面へのアクセス改善や、産業振興を視野に入れた道路環境の改善が必要となっています。
- ◆ 排水路等を含む道路施設や公園施設については、適正な管理が求められ、定期的な調査や修繕が必要となっています。
- ◆ 駅周辺の市街地については、人口が微減する一方、高齢化が進んでいることから、駅周辺の中心市街地の活性化や、利便性の向上を図る必要があります。その他の地域では、人口減少に伴い増加している空家への対策等を通じて、秩序あるまちなみ形成につなげる必要があります。

前総合計画期間の施策の成果指標推移



基本事業の構成

基本事業名	基本事業のめざす姿	指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
1 重点 道路網の整備・維持管理	道路・橋りょうの整備、適切な維持管理で安全に通行でき、利便性が向上します。	道路の拡幅・改良・新設延長（計画期間累計）	0km	8km	地区要望を踏まえた計画に基づき、着実に事業を推進することで、利便性向上を図ります。
		道路・橋りょうの維持管理上の瑕疵による損害賠償件数	0件	0件	定期的な点検や維持補修、機能保全等の対策を行うことで、瑕疵による損害賠償件数0件を目指します。
2 重点 成田空港周辺地域としての基盤整備	成田空港周辺地域として共存共栄が図られています。	成田空港関連事業実施箇所数（延べ）	0箇所	48箇所	地区要望を踏まえ計画的に事業を推進し、道路利用者の安全確保と利便性向上を図ります。
3 浸水対策の推進	排水路新設や雨水排水管等により床上浸水が減少します。	床上浸水件数	0件	0件	浸水対策を進め、床上浸水件数0件を目指します。
4 重点 駅周辺の利便性の向上	駅周辺の利便性が向上します。	駅周辺の利便性に対する満足度	40.8%	43.0%	成東駅南口線整備促進事業の進捗率の向上を図り、利便性向上を図ります。
5 公園の適正な管理	適正に維持管理され、長寿命化が促進されます。	都市公園長寿命化進捗率	0.0%	40.3%	健全度調査に基づき、施設の修繕等を行い成果向上を目指します。
		公園の維持管理上の瑕疵による損害賠償件数	0件	0件	公園施設の適正な管理を実施し、管理瑕疵による損害賠償件数0件を目指します。
6 重点 まちなみ・家屋・土地の適正管理と有効活用	まちなみ・家屋・土地が適正に管理、活用されています。	空家対策数	0件	66件	空家における利活用の促進や管理不全空家の対策を行い、空家対策を促進します。
		景観条例指導件数	1件	0件	景観形成基準の周知徹底により、景観条例指導件数0件を目指します。

用語解説

生活道路 : 国道や県道、広域農道といった広域幹線道路や、主要市道（1・2級）である幹線道路以外の市道のことです。

空家対策 : 平成29年度時点の市内空家数は681件あり、周辺環境への影響から管理不全のものについては、対策を講じる必要があります。

序論

基本構想

基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

資料編

公共交通網の整備・充実

施策のめざす姿

公共交通網が充実し、市民生活における移動の利便性が高まります。

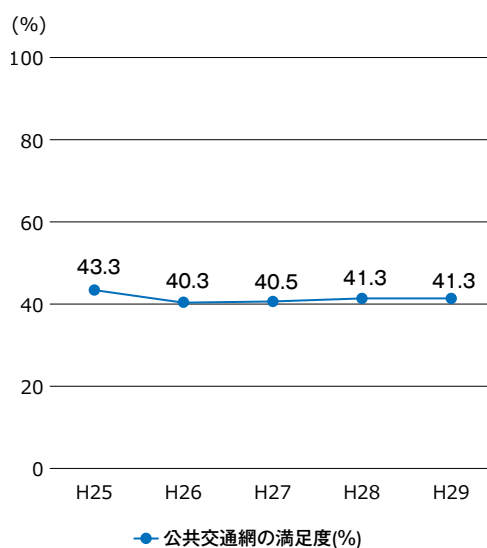
施策の成果指標

指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
公共交通網の満足度	41.3%	45.0%	既存の公共交通網や基幹バス・乗合タクシーとの連携を進め指標値の向上を目指します。

施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 人口減少及び少子高齢化（平成29年4月1日現在、高齢化率31.8%）が急激に進んでおり、日常生活の移動手段がない高齢者が増加傾向にあり、交通弱者の移動手段として公共交通の重要性は大きくなっています。
- ◆ そのため、市内3区域内を運行するデマンド対応の乗合タクシーと、各地域の拠点及び主要施設間を連絡する基幹バスを運行し、持続可能な公共交通の確立を目指します。
- ◆ 本計画期間では、平成30年度に策定した「山武市地域公共交通網形成計画」に基づき、各交通手段の連携と維持向上、より公共交通を使いやすい環境づくりに取り組んでいきます。

前総合計画期間の施策の成果指標推移



基本事業の構成

基本事業名	基本事業のめざす姿	指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
1 市内における交通手段の確保 重点	市内の交通手段が確保され、円滑に移動できます。	市内移動の交通手段に困っている市民の割合	39.7%	35.8%	持続可能な公共交通の確立及び利用促進に取り組むことで、成果向上を目指します。
		基幹バスの年間利用者数	47,723 人	48,000 人	利用者ニーズや鉄道等との接続改善に対応することで、利用者数の維持向上を目指します。
		乗合タクシーの年間利用者数	46,670 人	47,000 人	利用者ニーズを踏まえ確実な運行に努めることで、利用者数の維持向上を目指します。
		バス運行状況の満足度	36.2%	39.0%	沿線自治体と連携し、民間路線バスの維持確保に努めることで、成果向上を目指します。
2 バスでの主要都市へのアクセス向上	バスでの主要都市へのアクセス本数が確保され、利用者が増加します。	東京・千葉方面への1日当たりのバス利用者数	1,270 人	1,332 人	基準値から、対前年比1%以上の向上を目指します。
		成田空港方面への1日当たりのバス利用者数	91 人	95 人	基準値から、対前年比1%以上の向上を目指します。
3 鉄道の利便性向上	鉄道の本数を維持し、通勤、通学、買い物や余暇などの活動が快適に行えます。	1日当たりの鉄道利用者数	4,841 人	4,605 人	基準値から、対前年比▲1%以内に留めることを目指します。



市内を循環する基幹バス（さんバス）

用語解説

基幹バス : 市内各地域の拠点及び主要施設等を結ぶコミュニティバス型の公共交通です。

乗合タクシー : 利用者登録した方からの電話予約を受け、自宅等から目的地まで乗り合いで運行するデマンド型の公共交通です。

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

資料
編

防災・減災対策の推進

施策のめざす姿

市民の防災意識が高まり、地域の防災力が向上し、災害の被害が少なくなります。

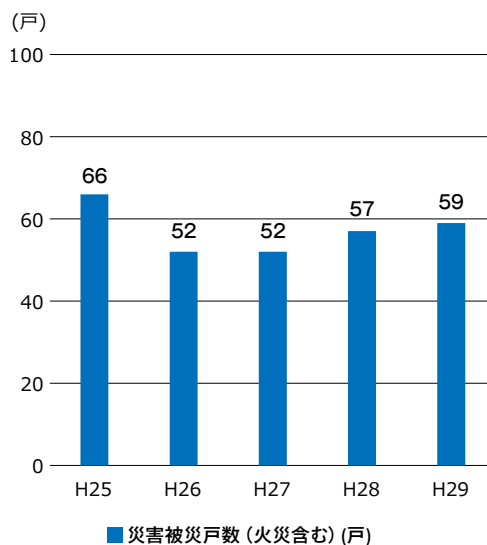
施策の成果指標

指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
災害被災戸数（火災含む）	59 戸	50 戸	災害被災戸数を現状以下に留めることを目指します。

施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 東日本大震災以降、市内の自主防災組織の設置が促進されています。地域主体の継続的な活動が期待されます。
- ◆ 千葉県地域防災計画の一部改訂を受けて、避難行動要支援者の個別支援計画の策定が必要となります。
- ◆ 近年は台風等の集中豪雨による災害が多く発生しています。自主防災組織による訓練等の積極的な活動が期待されます。
- ◆ 地域防災力強化として消防団員の確保が必要です。団員の消防技術の維持・向上のために訓練が必要です。
- ◆ 津波対策として、井之内地先に津波避難施設（築山）の整備を進めています。

前総合計画期間の施策の成果指標推移



基本事業の構成

基本事業名	基本事業のめざす姿	指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
1 地域防災力の向上	地域防災力を強化するために、体制づくりや協力体制（避難行動要支援者）、訓練が実施されています。	自主防災組織数	67 組織	72 組織	地域で災害への備えとして活動する自主防災組織の重要性を啓発し、組織の設立数向上を目指します。
		各地区防災訓練実施率	43.3%	70.0%	自主防災組織の活動支援を行いながら各地区防災訓練実施率の向上を目指します。
		避難行動要支援者名簿の情報提供に同意した割合	22.1%	75.0%	避難行動要支援者名簿の整備にあたり、住民の方に重要性を啓発し、本人の同意と地域の理解を得ながら情報収集に取り組みます。
2 災害支援体制の確立	災害発生時における支援体制が整い、適正に管理されています。	地域防災計画における災害支援体制 7 項目の充足率	100.0%	100.0%	災害用備蓄品の管理を適切に行い、充足率 100.0%を目指します。
3 防災意識の向上	市民の災害に対する意識が高まり、災害に対する備えができます。	災害に対する備えの平均実施項目数（全 12 項目）	4.14 項目	4.25 項目	災害への備えの重要性について啓発を行いながら、意識の向上を目指します。
4 消防力の充実	消防団活動が実施され地域の消防力が向上します。	消防団の火災出動率	64.8%	70.0%	消防団の組織力強化に努めることで、担当部の火災出動率向上を目指します。
		消防団員の充足率	95.3%	96.0%	地域の消防力、防災力を強化するため消防団員を確保します。
		常備消防職員の充足率	98.6%	100.0%	消火活動、消防団訓練の指導を行う広域行政組合消防職員の充足率を毎年検証します。
5 強靱化対策の推進	各種災害を減災するための整備が進められ、市内の強靱化が進んでいます。	強靱化対策が終了した箇所・施設数（東日本大震災以降の累計）	4 箇所	6 箇所	津波対策として計画している避難施設（築山）の完成を目指します。

用語解説

避難行動要支援者

- 平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」という言葉に代わり、新たに定義された言葉で、災害時に自力で避難することが困難で、家族等の支援を受けられない高齢者や障がいのある人等をいいます。

自主防災組織

- 災害による被害を最小限にするため「自助・共助・公助」の連携が必要であり、このうち「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の精神に基づき、地域住民が自主的に結成する組織をいいます。

序
論

基本
構
想

基本
計
画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

資
料
編

生活環境の充実

施策のめざす姿

市民が快適に暮らせる生活環境を確保します。

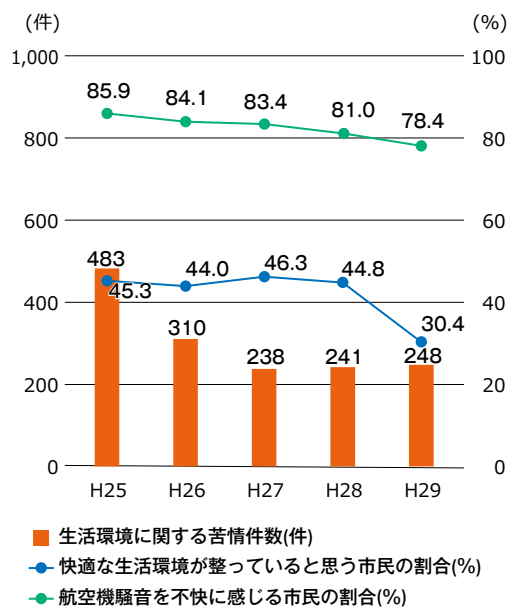
施策の成果指標

指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
快適な生活環境が整っていると思う市民の割合	67.6%	70.0%	空地及び犬猫の管理・不法投棄に関する不満を重点的に改善し成果向上を目指します。
生活環境に関する苦情件数	248 件	248 件	不法投棄及び空地の管理に関する苦情件数を現状以下に留めることを目指します。
航空機騒音を不快に感じる市民の割合	78.4%	75.0%	第1種区域及び隣接区域において、航空機騒音をうるさいと感じる市民の割合の減少を目指します。

施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 空家及び空地における雑草等の管理不良状態を放置する管理者が、居所不明の場合等における対策が必要になります。
- ◆ 畑及び畜産場周辺における農薬等の影響、山林等における産業廃棄物の不法投棄により、地下水の水質汚染が懸念されています。
- ◆ 産業廃棄物の不法投棄件数は、毎年10件以内で推移していますが、啓発運動、パトロールの強化により大規模な不法投棄は減少しています。
- ◆ 成田国際空港の更なる機能強化策として、第3滑走路の新設・飛行時間の延長が提案されたことから、周辺自治体として新たな騒音対策等が必要となります。
- ◆ 航空機騒音直下の市民等に対し、飛行回数増に対する防音等の整備措置を、成田国際空港株式会社に要請していきます。

前総合計画期間の施策の成果指標推移



基本事業の構成

基本事業名	基本事業のめざす姿	指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
1 生活公害の対策	生活公害に対する意識が高まり、生活公害が減少します。	空地の管理（雑草等）苦情件数	128 件	128 件	空地の管理の苦情件数を現状以下に留めることを目指します。
		その他生活公害苦情件数	29 件	28 件	野焼き、犬猫管理、騒音、悪臭及び水質汚濁の苦情件数を現状以下に留めることを目指します。
2 美化運動の推進と不法投棄防止対策	不法投棄防止に対する意識が高まるとともに、美化運動が活発化します。	産業廃棄物不法投棄件数	4 件	4 件	パトロールの強化を進め、不法投棄件数を現状以下に留めることを目指します。
		一般廃棄物等不法投棄件数	87 件	87 件	
		ごみゼロ運動参加者数	9,925 人	10,000 人	市民の美化意識の向上を図り、ごみゼロ運動参加者数の増加を目指します。
3 航空機騒音等の対策	地域住民の騒音による生活公害が軽減します。	航空機騒音対策に対する満足度	74.7%	80.0%	航空機騒音対策に対する満足度の向上を目指します。



用語解説

第 1 種区域

- 騒防法第 8 条の 2 の規定による、Lden62dB 以上の区域です。「Lden」は、時間帯補正等価騒音レベルのことで、単位は「dB」です。航空機騒音に係る環境基準の評価指標となっています。

隣接区域

- 地域と空港の共生を実現するために設立された公益財団法人成田空港周辺地域共生財団が、空港周辺地域の実情に応じた航空機騒音対策を講じるために指定した第 1 種区域に隣接した区域です。

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

資料
編

廃棄物の減量・処理の適正化

施策のめざす姿

ごみ排出量が減り、安全に効率的に処理されます。

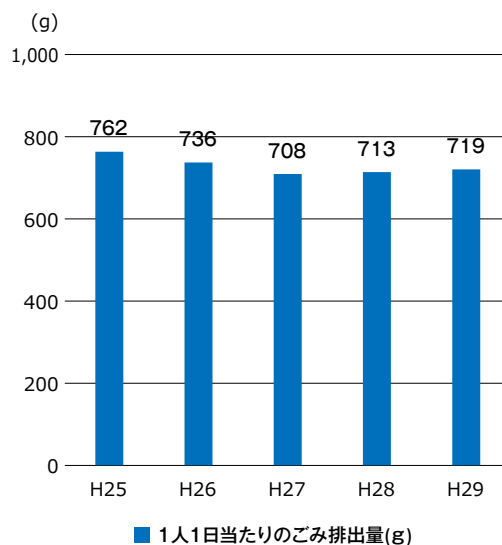
施策の成果指標

指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
1人1日当たりのごみ排出量	719 g	719 g	1人1日当たりのごみ排出量を現状以下に留めることを目指します。

施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 家庭ごみの排出量は年々僅かな減少傾向にあります。市民のごみ減量化・再資源化に対する意識が向上してきています。
- ◆ 市民と事業者が、廃棄物の適正排出の意識を高め、きめ細かなごみ分別を行っていく必要があります。このため、廃棄物の3Rを総合的に推進する必要があります。（リサイクル倉庫の活用、資源回収運動奨励制度の普及等）
- ◆ ごみの最終処理が2つの組合に委託され、袋の料金、容量、収集方法、分別方法等が異なります。
- ◆ 現在実施されている両組合の分別収集品目を今後協議しつつ、法に定めるところの容器包装廃棄物（10品目）の分別収集に取り組む必要があります。（東金市外三市町清掃組合：7品目、山武郡市環境衛生組合：9品目）
- ◆ 2028年度からは、成東地域のごみ処理も山武郡市環境衛生組合で取り扱うことから、一本化に向けた検討を行う必要があります。

前総合計画期間の施策の成果指標推移



基本事業の構成

基本事業名	基本事業のめざす姿	指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
1 ごみの減量化・再資源化の推進	ごみの排出が抑制され、再資源化が推進されます。	家庭ごみ排出量	10,693 t	10,501 t	ごみ減量化の意識の向上を推進し、成果向上を目指します。
		事業系ごみ排出量	3,052 t	3,153 t	排出量については、近年の実績により目標値を設定しています。
		再資源化率	17.3%	18.9%	再資源化率の成果向上を目指します。
2 廃棄物に関する意識の向上と啓発	適正なごみの排出と 3R 意識が向上します。	ごみ排出指導件数	0 件	0 件	意識の向上を推進し、引き続き 0 件を目指します。
		残置シール貼付件数	1,657 件	1,657 件	貼付件数を現状以下に留めることを目指します。
3 ごみ処理の効率化	効率的効果的なごみ処理がされています。	1 人当たりの負担金額 (収集料金・ごみ袋代金を含む)	9,409 円	10,115 円	ごみ処理が山武都市環境衛生組合に一本化されることに伴い、その設備投資等の影響を見込んだ、目標値を設定しています。



用語解説

3R : 廃棄物の発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle) の 3 つの R を進める取組です。

残置シール : 家庭ごみの排出が不適正で、収集を行うことができないごみ袋に対して貼るシールです。

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

資料
編

自然環境の保全

施策のめざす姿

市民や企業による自然環境保護の取組や地球に負荷を与えない行動が定着化し、市の豊かな自然環境が保全されています。

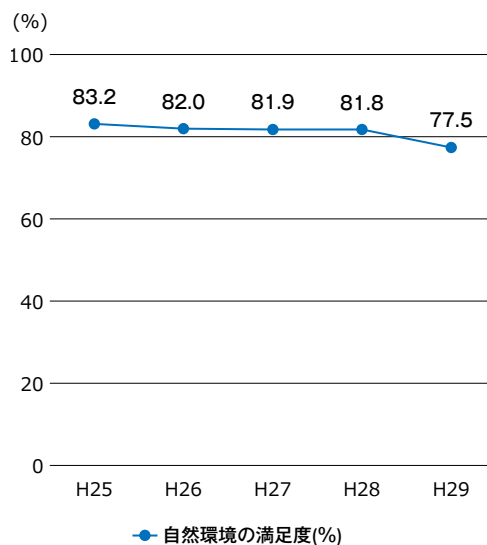
施策の成果指標

指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
自然環境の満足度	77.5%	80.0%	自然環境保護の取組を推進し、成果向上を目指します。

施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 地域での環境活動を充実させ、自然環境保全に係る体制を整備する必要があります。
- ◆ 自然環境保全について、市民や企業の意識を高め、自主的な取組を促す必要があります。
- ◆ 林業者不足による山林の荒廃が進んでいるため、森林保全の一環として、県及び民間事業者と共同でバイオマスの取組を実施していきます。
- ◆ 地球温暖化防止のため二酸化炭素の排出量の削減が求められています。
- ◆ 公共用水域の水質が徐々に改善されています。
- ◆ 農業集落排水事業が大平、借毛本郷、武野里、大富の4地区で供用開始しています。円滑な運営のため接続率の向上と汚泥のコンポスト化を図ります。
- ◆ 浄化槽の維持管理が行われておらず、未処理の汚水が公共用水域に排水されてしまうおそれがあります。新築住宅での水洗化はほぼ100%で、小型合併浄化槽が設置されている状況ですが、引き続き合併処理浄化槽の適正な設置と補助金の継続を図ります。

前総合計画期間の施策の成果指標推移



基本事業の構成

基本事業名	基本事業のめざす姿	指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
1 自然環境保全活動の推進	地域ぐるみで自然環境保全活動が実践されています。	自然環境保全活動に参加している団体数	29 団体	29 団体	自然環境保全活動への取組を進め、成果向上を目指します。
2 自然環境取組意識の向上	市民に自然の大切さや環境保全の重要さが認識され、地球・自然環境保全への取組が向上します。	環境にやさしい生活様式平均実践項目数	4.83 項目	4.83 項目	自然環境保全への取組を推進することにより、成果向上を目指します。
		環境学習参加団体数	19 団体	16 団体	自然環境学習の育成のための取組を推進することにより、成果向上を目指します。
3 バイオマスタウン構想の推進	バイオマスの利活用により自然環境が保全されます。	バイオマスに関する取組の事業数（累計）	8 件	9 件	木質バイオマスに関する取組を増やすことで、木材の流通を拡大させ、森林の保全を促進します。
4 再生可能エネルギー対策の推進	クリーンエネルギー等の活用により、地球温暖化防止対策が推進されています。	再生可能エネルギーの発電装置の普及件数	1,538 件	1,538 件	再生可能エネルギー装置の導入を推進することにより、成果向上を目指します。
		再生可能エネルギーの発電装置による契約発電量	259,882kw	259,882kw	
		市の事務事業により発生する二酸化炭素の量	5,366t-CO ₂	5,366t-CO ₂	第2次地球温暖化実行計画での温室効果ガス排出量を達成した水準を維持した成果を目指します。
5 污水处理の推進	公共用水域の汚濁を改善させ、生活環境の向上を図ります。	BOD 濃度作田川（中流域）	2.2 mg/l	2.0 mg/l	環境基準（河川）A 類型基準を目標値として設定し、成果の維持向上を目指します。
		BOD 濃度木戸川（中流域）	1.5 mg/l	2.0 mg/l	
		污水处理世帯の普及率	43.0%	44.0%	普及率については、近年の実績により目標値を設定しています。

用語解説

バイオマス	： 生物資源（バイオ：Bio）の量（マス：Mass）をあらわし、エネルギー源として再利用できる動植物から生まれた有機性の資源のことです。具体的には、農林水産物、稲わら、食品廃棄物、家畜排せつ物、木くず等を指します。
バイオマスタウン構想	： 地域のバイオマスの総合的かつ効率的な利活用を図るため、市町村等が策定する構想です。
t-CO₂	： 二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出、吸収、貯蔵等の量を、相当する温室効果を有する二酸化炭素の重量に換算した単位です。

上水道の充実

施策のめざす姿

市民が安全で安定した水道水を使うことができます。

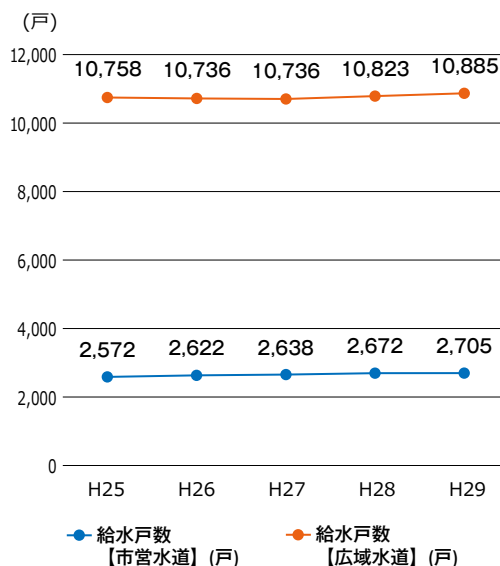
施策の成果指標

指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
給水戸数【市営水道】	2,705 戸	2,887 戸	今後の人口減少を考慮しながら、過去 5 年間の増加戸数と同数の増加を目指します。
給水戸数【広域水道】	10,885 戸	10,671 戸	事業計画「山武郡市広域水道企業団中長期経営プラン 2016」における推計値を目指します。

施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 飲用水を個人用井戸に依存している世帯が多く、上水道への転換には費用がかかるため給水戸数は伸び悩んでいます。
- ◆ 水道事業の対象区域外や水道の本管が付近にない地区の一部で地下水の汚染が懸念されています。
- ◆ 県より「県内水道の統合・広域化の当面の考え方」が公表され、県は広域自治体として広域的な水源の確保及び水道用水供給事業を担い、市町村は、基礎自治体として末端給水事業を担うことを基本とする考え方が示されました。
- ◆ 県営水道と九十九里地域水道企業団との統合を目指した協議が開始され、併せて末端給水事業体（長生郡市広域市町村圏組合、八匝水道企業団、山武市営水道、山武郡市広域水道企業団）による「県内水道の統合・広域化の進め方に係る九十九里地域水道事業体会議」を設置し協議していく必要があります。

前総合計画期間の施策の成果指標推移



基本事業の構成

基本事業名	基本事業のめざす姿	指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
1 安定給水の確保	安定的に水道水を使用できます。	漏水事故件数【市営水道】	2 件	0 件	安定した水道水の供給をするため 0 件を目指します。
		漏水事故件数【広域水道】	28 件	25 件	事業計画に掲げる「管路の維持管理及び漏水防止対策」を実施し、事故発生件数の縮減を目指します。
2 水質の安全性の確保	衛生的で安全な水道水を使用できます。	水質の苦情件数【市営水道】	0 件	0 件	安全な水、快適な水を供給するため 0 件を目指します。
		水質の苦情件数【広域水道】	11 件	10 件	事業計画に掲げる「水質管理の強化」を実施し、苦情発生件数の縮減を目指します。
3 地震等の災害対策	地震等の災害時において、応急給水が受けられます。	応急給水資機材の備蓄数【市営水道】	2,300 袋	2,900 袋	災害時における応急給水を行うため、給水戸数に対応した備蓄を目指します。
		応急給水資機材の備蓄数【広域水道】	6,000 袋	6,000 袋	事業計画に掲げる「確実な給水の確保」を目指すため、備蓄基準数量の保持を目指します。
4 経営の健全化	事業経営の健全化に努めることにより、安定的な給水が受けられます。	経常収支比率【市営水道】	110.9%	115.0%	現状値は、同規模の事業体の平均を上回っているため、現状以上の成果向上を目指します。
		有収率【市営水道】	92.7%	92.7%	現状値が事業認可時の指標値を上回っているため、成果の維持向上を目指します。
		経常収支比率【広域水道】	106.5%	104.9%	事業計画に掲げる「供給体制の持続性の確保」で推計した数値を目指します。
		有収率【広域水道】	90.6%	91.8%	

用語解説

経常収支比率	： 経常収益の経常費用に対する割合で、この数値が 100%以上であることが望ましいこととされています。
有収率	： 給水量に対する、料金徴収の基礎となる使用水量の割合です。有収率が高いほど効率的で好ましい状態とされています。
事業計画	： 「山武郡市広域水道企業団中長期経営プラン 2016（ http://www.water-sansui-ki.jp/ ）」のことです。

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

資料
編

防犯・交通安全の推進

施策のめざす姿

安全で安心して住めるまちになっていきます。

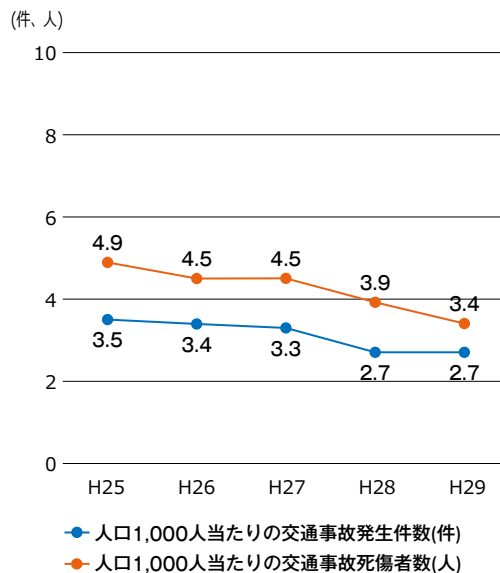
施策の成果指標

指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
人口1,000人当たりの刑法犯認知件数	9件	9件	人口1,000人当たりの刑法犯認知件数を現状以下に留めることを目指します。
人口1,000人当たりの交通事故発生件数	2.7件	2.7件	人口1,000人当たりの交通事故発生件数を現状以下に留めることを目指します。

施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆「人口1,000人当たりの刑法犯認知件数」は減少傾向が継続しています。
- ◆ 刑法犯認知件数のうち75%は窃盗犯であり、多くは乗り物盗や車上荒らし等の非侵入盗であることから、防犯カメラの設置やドライブレコーダーを搭載した青色パトロールカーを活用した防犯活動を推進します。
- ◆ 消費生活センター等の相談体制を確保することにより、電話de詐欺といった特殊詐欺をはじめとする消費者トラブルの防止に努めます。
- ◆「人口1,000人当たりの交通事故発生件数」は減少傾向が継続しています。
- ◆ 平成29年に道路交通法が改正され、運転免許証更新時の高齢者の認知機能の検査が強化されました。
- ◆ 山武市交通安全条例に基づく交通安全対策会議において策定された、交通安全計画に基づき施策を展開します。高齢者、幼児、児童・生徒及びドライバー等の対象者に応じた交通安全施策に取り組みます。

前総合計画期間の施策の成果指標推移



基本事業の構成

基本事業名	基本事業のめざす姿	指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
1 防犯体制の充実	地域住民・警察・行政が一体となった防犯活動が展開され、犯罪がおきにくくなっています。	防犯活動を行っている区・自治会や団体の数	27 団体	27 団体	団体数については、団体の高齢化を勘案し、現状維持を目指します。
		防犯活動を行っている協力者数	612 人	612 人	協力者数については、協力者の高齢化を勘案し、現状維持を目指します。
2 児童・生徒の安全確保	学校・家庭・地域・警察・行政が連携し、児童生徒の事件・事故を未然に防いでいます。	登下校時における児童生徒の事件・事故件数	5 件	一 件	児童生徒の安全確保に努め、事件・事故を未然に防ぐことを目指します。
3 犯罪がおこりにくい環境に向けての施設設備の整備	犯罪をおこそうとする者に犯罪の機会を与えない施設設備となっています。	防犯灯設置要望対応率	100.0%	100.0%	現状が非常に高い水準にあるため、100%を目標値として、成果維持を目指します。
		防犯カメラの設置台数(累積)	23 台	40 台	平成 28 年度以降の設置候補箇所を踏まえて、40 台を目標値とし、成果向上を目指します。
4 消費者トラブルの防止	賢い消費者が増え、消費者トラブルが減少しています。	消費者相談件数	506 件	455 件	消費者トラブルを未然に防ぐ体制づくりに努めることにより、成果向上を目指します。
		消費者トラブルにあった市民の割合	4.4%	3.3%	
5 交通安全意識の向上	市民一人ひとりの交通安全意識が高まり、交通マナーが守られます。	1 カ月当たりの交通安全啓発回数	3 回	3 回	交通安全啓発回数については、交通安全指導員の高齢化を勘案し、現状維持を目指します。

用語解説

刑法犯認知件数 : 警察等により認知されている刑法犯の発生件数です。具体的には殺人、強盗、窃盗等の件数になります。

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

資料
編

農林水産業の振興

施策のめざす姿

農業経営が安定し、所得額が増えます。
荒廃した森林が再生します。

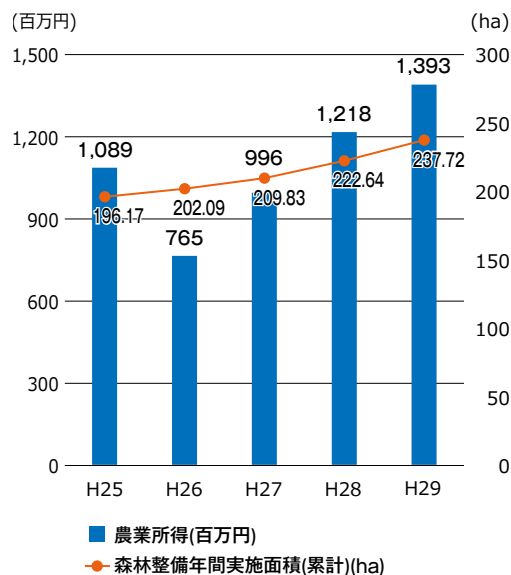
施策の成果指標

指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
農業所得	1,393 百万円	1,599 百万円	補助事業等を積極的に活用しながらコストの削減を図り所得の向上を目指します。
森林整備年間実施面積（累計）	237.72ha	297.12ha	整備された森林の面積は順調に増加しているため、現状を維持した成果を目指します。

施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 農業従事者の高齢化及び後継者不足、TPP問題や放射能事故の影響による風評被害等、農業を取り巻く環境は厳しい状況です。近年の農作物価格の高騰により、農業所得は増加していますが、価格が下落した場合、再び農業所得の減少が懸念されます。
- ◆ 地域の中心的担い手である認定農業者の増加及び新規就農者の育成を図り、効率的農業の推進や補助事業等の積極的活用によるコスト削減を図ることにより、農業所得の向上を目指す必要があります。
- ◆ 農地中間管理事業を活用した農地集積・集約化、耕作放棄地の解消及び農地基盤整備事業を活用し優良農地化を図り、効率的かつ生産性の高い農業を目指す必要があります。
- ◆ 林業者不足や溝腐病被害等によりサンプスギ林を中心とした森林の荒廃が進んでいます。特産品である「サンプスギ」の周知を図ることで、市内産木材の利用促進及び森林資源のエネルギー活用の仕組みづくりの検討を行う必要があります。

前総合計画期間の施策の成果指標推移



基本事業の構成

基本事業名	基本事業のめざす姿	指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
1 経営の安定化の推進	各種支援により経営の安定化、耕作面積の維持が図られます。	耕作面積	2,902.8ha	2,902.8ha	農地の集積集約を図り大規模化を推進し、新規就農者への支援により面積の維持向上を目指します。
		家畜伝染病発生件数(酪農、養豚、養鶏)	0 件	0 件	畜舎周辺対策等の事業実施により畜舎の衛生環境を保持し、家畜伝染病の発生を抑制します。
2 担い手の育成・支援	経営感覚をもって農業経営に取り組む農業者が増加します。	認定農業者数	344 人	389 人	市農業の中心的担い手となる農業者の増加を図ることにより、市農業の発展を推進します。
		青年等就農計画認定者数	5 人	20 人	市農業の将来を担う人材を育成するため、青年等就農計画認定者の増加を図ります。
3 農地の利用集積の推進	営農規模が拡大し、効率的な経営が可能となり、未利用農地が削減されます。	農地中間管理集積面積	111ha	281ha	水田の大規模化によるコスト削減を実施し、所得向上を図ることにより成果向上を目指します。
4 農産物の付加価値向上と販路の拡大	市内産品の付加価値が高まります。	産地化した品目の作付面積	406ha	447ha	主要品目を作付けする担い手の農地集積、集約を図ることにより、成果向上を目指します。
		GAP 等による取組人数	1,257 人	1,508 人	GAP の周知、指導が進められていることから、周知活動を推進し、成果向上を目指します。
5 農業基盤整備の推進	農業基盤が整備され、受益地の効率性・生産性が向上します。	国営、県営等の有利な補助制度を活用した農業基盤整備の事業完了数	4 箇所	5 箇所	有利な国・県補助事業を活用した農業基盤整備の事業完了数の増加を目指します。
6 森林再生の推進	荒廃した森林が再生し、木材の生産環境が整います。	森林整備事業年間実施箇所数	34 箇所	27 箇所	整備実施箇所数は順調に推移しているため、過去数年の平均実績を目標とします。
		市補助制度を活用し、搬出された木材量	476.2 t	1400.0 t	補助制度の利用促進により、木材搬出の流れを向上させることを目指します。

用語解説

認定農業者

：効率的、安定的な農業経営に向けた計画を策定し、その計画が市町村により認定された農業者です。

GAP

：GAP (Good Agricultural Practice: 農業生産工程管理) とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことで、国内・国際認証の制度が設けられています。

商工業の振興と地域経済活性化

施策のめざす姿

市内企業・事業者への継続的な支援を行うことで、地域経済が活性化されます。

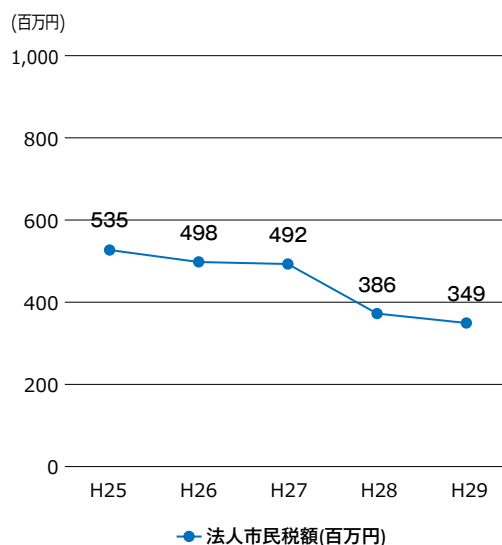
施策の成果指標

指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
法人市民税額	349 百万円	297 百万円	平成 31 年以降の税制改正により法人市民税額は減額になりますが、黒字化した事業所数を増やすことで、法人市民税額の実質増を目指します。

施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 郊外型の大・中規模小売店舗等が進出し、既存小売店に大きな影響を及ぼすとともに、後継者不足も相まって、旧来の商店街では空き店舗が多数発生しています。地域ならではの魅力を高める取組を通じて、商店街の連携強化とまちの活性化を図ることが求められています。
- ◆ 山武市中小企業振興基本条例（平成30年4月1日施行）に基づき、地元中小企業の育成と長期的な安定成長を図るための施策を推進します。
- ◆ 市商工会を通じた支援策を継続的に行うとともに、人口減少や急激な社会環境の変化に対応できる、レジリエンスな地域経済の実現に向けた「エコノミックガーデニング」の推進により、地元企業が長生きして繁栄するビジネス環境の構築に取り組みます。
- ◆ 現在、検討が進められている成田空港の機能強化に併せて、他団体との連携を強化し、空港の発展を市の発展に結び付ける取組を推進する必要があります。

前総合計画期間の施策の成果指標推移



出典：山武市決算書

基本事業の構成

基本事業名	基本事業のめざす姿	指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
1 市内消費の向上	市内での買い物額が増加し、市内購買力が向上します。	市内で日用品や食料品を買う市民の割合	71.1%	72.0%	市内企業の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割を市民に理解していただくことで、成果向上を目指します。
2 経営体の体質強化・育成	事業者の経営体質強化、市内のビジネス環境が向上され、創業が活性化されています。	黒字化している事業所割合（法人税割を納めている事業所数）	55.0%	60.3%	エコノミックガーデニング事業や創業支援事業の取組を推進することにより、成果向上を目指します。
		新規法人登録件数	80 件	82 件	
		支援制度を活用して事業推進に取り組んでいる事業者数	115 社	214 社	
3 重点 企業立地と企業定着による雇用の推進	市内への企業進出及び求人が増加し、市内での雇用が促進されます。	市内事業所数	1,772 社	1,772 社	減少傾向となっている市内事業所数を維持することで、地域の雇用と地域経済の活力を維持します。
		市内従業者数	15,332 人	15,332 人	事業継承や新規創業等の支援を通じて雇用の維持創出を図り、市内従業者数を維持します。
4 重点 成田空港経済圏の形成	成田空港の近接性を活かし、経済を含めたあらゆる面で連携が取られることで、地域の繁栄がもたらされます。	成田空港周辺自治体としての取組件数	7 件	9 件	空港就業者と山武市への定住者を増加させるため空港関連企画を 2 件増加を目指します。
		成田空港関連の市内従業員数	630 人	630 人	生産年齢人口の減少が見込まれる中、空港内従業員数の維持向上を目指します。

用語解説

レジリエンス : 逆境にも関わらず良好に適応すること、復元力、回復力、弾力のある様子のことです。

エコノミックガーデニング : 米国で実施されている経済活性化手法のことで、地域内連携により企業家精神のある中小企業が長生きして繁栄するようなビジネス環境を創出することを指します。

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

資料
編

観光の振興

施策のめざす姿

観光客が増加し、市の魅力が高まります。

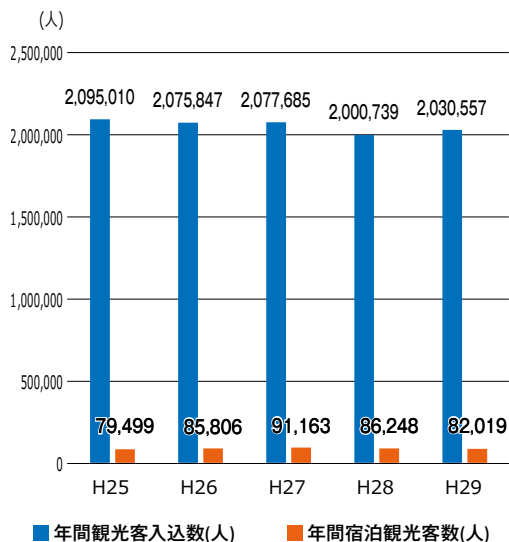
施策の成果指標

指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
年間観光客入込数	2,030,557 人	2,081,000 人	新たな観光資源の発掘や市内観光施設の魅力向上を図り、観光客の増加を目指します。
年間宿泊観光客数	82,019 人	82,800 人	宿泊につながる滞在型観光メニューを整備し、宿泊者数の増加を目指します。

施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 国内外問わず、近年のトレンドは「団体」から「個人」へ、「物見遊山型」から「体験型」観光へと変化しています。また、宿泊者数は、平成27年の91,163人をピークに減少しており、魅力あるイベントの開催、ニーズに合った観光メニューや滞在時間の長時間化を見据えた観光ルートの造成が必要です。
- ◆ 東日本大震災後に激減した海水浴客数は、平成27年に約11万人まで達しましたが、近年の気候変動の影響もあり、震災前の約半数に留まっています。対策として、常設トイレのある本須賀海水浴場において、国際環境認証ブルーフラッグの取得を目指すとともに、その他の海水浴場においても適切な施設管理を行い、海水浴のイメージアップを図ります。また、サーフィンやビーチスポーツ等、夏季以外の利用を促進します。
- ◆ NPO法人山武市観光協会ホームページやツイッター等のSNSを活用し、若者層に向けた観光情報発信を行います。また、電話や来訪での対応窓口である成東駅前観光案内所で、適切な案内が行われるように努めます。

前総合計画期間の施策の成果指標推移



基本事業の構成

基本事業名	基本事業のめざす姿	指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
1 魅力ある観光事業の推進	イベントや体験観光等の魅力ある観光資源により、多くの方が山武市に訪れます。	イベントの来場者数	26,500 人	27,300 人	魅力あるイベント運営を心掛け、来場者数の増加を目指します。
		広域（県）、民間事業者との連携事業数	18 回	18 回	現状値が1カ月に1.5回ペースとなっており、現状維持を目指します。
		体験型観光客数	285,510 人	292,500 人	施設のバリアフリー化や PR 活動を行い、観光客増加を目指します。
2 海岸を活用した観光推進 重点	整備がなされ、快適に利用されます。	観光施設（海水浴場）の利用者数	93,087 人	95,000 人	安心安全な海水浴場の開設に努めることで、海水浴場の利用者数の増加を目指します。
		観光施設の維持管理上の不具合件数	1 件	0 件	塩害等の影響がある中で、定期的な点検等を実施し、適切な施設管理に努めます。
3 観光情報の発信	観光情報の発信が強化され、周知されます。	観光案内所利用件数	6,451 件	6,800 件	電話や窓口での問い合わせ先である観光案内所の体制確保により、成果向上を目指します。
		観光協会 HP 等の閲覧数	2,294 人	7,200 人	観光協会公式 SNS やホームページを活用し、市観光情報発信に努めます。



真夏の本須賀海水浴場

用語解説

体験型観光

：従来の「見物」だけではなく、農作物収穫体験等、その地域の産業や文化を、旅行者が五感で体験できる観光プログラムです。

ブルーフラッグ

：欧州を中心に 49 カ国、約 4,000 カ所で取得されている、ビーチの国際環境認証です。主に環境と安全に関し 33 の審査項目があり、国内及び国際審査が行われます。国内での取得は 2 カ所となっています。（H29 年現在）

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

資料
編

高齢者福祉の充実

施策のめざす姿

高齢者が健康を保ちながら生活でき、自分の健康状態にあった福祉サービスを受け、地域生活が過ごせます。

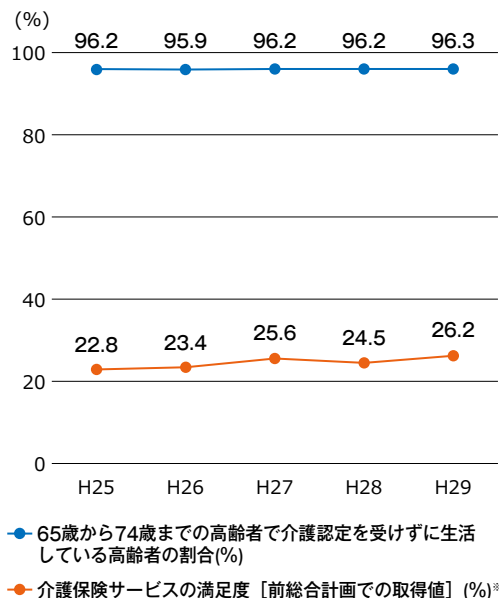
施策の成果指標

指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
65歳から74歳までの高齢者で介護認定を受けずに生活している高齢者の割合	96.3%	97.0%	要支援・要介護認定者は増加していますが、介護予防事業を進めることで成果向上を図ります。
介護保険サービスの満足度	75.6%	77.0%	介護保険制度を周知し、各介護保険サービスを充実させることで満足度の向上を図ります。

施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 本市は、65歳以上の高齢者数が年々増加傾向にあり、高齢化が進展しているため、高齢者が住み慣れた地域で健康で自分らしく住み続けられるような環境づくり（地域包括ケアシステム）を行うことが求められています。
- ◆ そのため、介護予防に積極的に取り組み、要支援・要介護状態にならないよう心身ともに健康で過ごし、生きがいをもって社会参加ができるような仕組みを構築し、推進していきます。
- ◆ 介護保険制度や介護保険サービスの周知や理解が不足しています。また、介護サービス事業所における有資格者の確保が困難な状況となっています。
- ◆ そのため、介護保険制度を広く周知するとともに、マンパワーを充足させる施策を推進し、併せて地域支援事業等において各介護保険サービスの充実を図ります。

前総合計画期間の施策の成果指標推移



※第2次総合計画から対象者を40歳以上の全員から介護保険サービス利用者に変更しました。

基本事業の構成

基本事業名	基本事業のめざす姿	指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
1 生きがいづくりと介護予防の推進	重点 社会参加している高齢者が増加します。(仕事、地域など) 生きがいをもつ高齢者が増加します。	社会参加している高齢者の割合	35.7%	40.0%	介護予防により心身ともに健康な高齢者の増加を図ることで、成果向上を目指します。
		生きがいを持っている高齢者の割合	41.5%	50.0%	
		新規要支援・新規要介護認定者の割合	15.5%	14.0%	介護予防事業を推進することにより、要支援・要介護認定者割合の減少を目指します。
2 介護サービス・日常生活の支援	支援や介護を必要とする高齢者が、適切な日常生活支援のサービスを受け、住みなれた地域で生活しています。	介護給付サービス利用率(居宅)	59.2%	60.0%	地域包括ケアシステムの深化により、居宅でのサービス利用の増加を目指します。
		施設入所待機率	10.5%	8.0%	施設整備により、施設入所待機者の減少を目指します。
3 安全・安心な生活への仕組みづくり	必要なときに相談や支援を受けられ、安心・安全に暮らしています。	相談先がある高齢者の割合	76.2%	78.4%	高齢者が安心して生活できるよう、相談機関の周知や対応の充実に努めます。
4 介護保険制度の安定的な運用	介護保険制度の趣旨が理解され、安定的な保険制度が運用されています。	介護保険料収納率(現年度)	98.07%	98.50%	滞納者への早期接触、早期対応により、収納率の向上を図ります。

用語解説

介護予防	： 要介護状態になることをできる限り防ぐとともに、それ以上悪化しないようにすることです。
地域包括ケアシステム	： 地域で自立した生活が営めるよう、介護保険だけではなく、予防・医療・生活支援・住まいの5つの視点からサービスを包括的に提供する仕組みです。

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

資料
編

障がい者（児）福祉の充実

施策のめざす姿

障がい者（児）がその障がいの特性及び環境に応じて、地域で安心して自立し、社会参加できます。

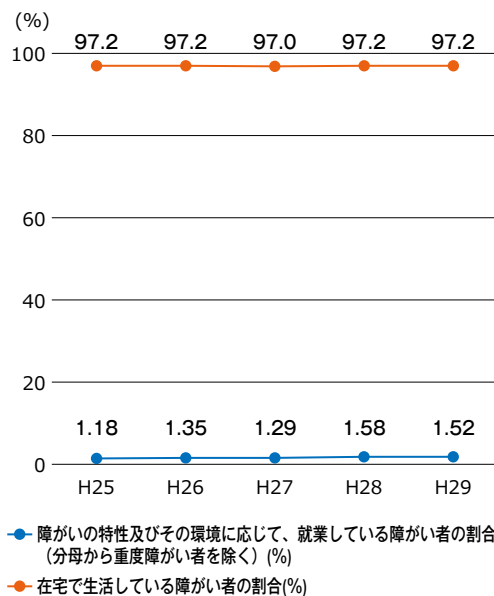
施策の成果指標

指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
障がいの特性及びその環境に応じて、就業している障がい者の割合（分母から重度障がい者を除く）	1.52%	2.20%	就労移行支援等のサービスの利用により、成果向上を図ります。
在宅で生活している障がい者の割合	97.2%	97.4%	生活訓練等のサービス利用により、成果向上を図ります。

施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 平成23年8月に「障害者基本法」が改正され、障がいの有無に関わらず人格と個性を尊重する共生社会の実現を目指すことが掲げられています。
- ◆ 加えて、平成30年4月には「障害者総合支援法」が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営む事ができるよう生活と就労に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、発達の支援が必要な児童のニーズにきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとしています。
- ◆ 障がい者の高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備し、障がい者（児）の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築として、地域生活支援拠点の整備が必要とされています。
- ◆ 精神障がい者が、地域で安心して自分らしい暮らしができるよう、医療・障害福祉・介護・社会参加・住まい・地域の助け合い・教育が包括的に確保された、保健所圏域における「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

前総合計画期間の施策の成果指標推移



基本事業の構成

基本事業名	基本事業のめざす姿	指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
1 自立支援サービスの促進	障がいの特性や能力に応じて適正なサービスを受けられ、自立が促進されます。	自立支援給付サービスの利用者数	489 人	540 人	利用者数は、増加傾向にあります。制度の周知を行い、成果向上を図ります。
2 地域生活支援の基盤づくり	障がいの特性や能力に応じて適正な生活支援を受けられ、生活改善や経済的負担が軽減されます。	地域生活支援事業（地域活動支援センターⅠ型）での相談件数 医療費助成を受け経済的負担が軽減されている障がい者数	1,735 件 1,560 人	2,050 件 1,610 人	制度の周知を行い、相談件数の向上を目指します。 高齢化により、横ばいの状況です。制度の周知を行い、成果向上を図ります。
3 社会活動参加の促進	行動範囲が広がり、就労や社会参加できます。	就労移行支援事業等のサービスを利用した障がい者数 社会参加促進事業サービス利用割合	24 人 58.7%	44 人 70.0%	知的・精神の障がい者の利用が増加しています。制度の周知を行い、成果向上を図ります。 高齢化により、横ばいの状況です。制度の周知を行い、成果向上を図ります。
4 児童発達支援の充実	児童発達支援サービスの周知を行い、継続的なサービスを利用できます。	就学前の障がい児通所支援の利用者数 切れ目のない支援のための情報共有及び仕組み構築の協議回数	36 人 0 回	56 人 8 回	発達障がいのある児童の増加により、利用者が増加しています。 支援のための情報共有及び情報共有のシステムの構築を図ります。



用語解説

障がい者（児）	：身体障がい・知的障がい・精神障がいの3つの障がいの総称です。18歳以上と未満で、者と児に分かれています。
自立支援給付サービス	：障害者自立支援法により、障がい者の生活を援助するサービスで、障がい者への介護や短期入所等の日常生活を支援するサービスである「居宅介護給付」と、障がい者への就労訓練や生活訓練等の自立した生活を行うための訓練を実施するサービスである「訓練等給付」に分かれています。
発達障がい	：脳の一部機能の障がいにより、低年齢において発現するものとされています。分類として「広汎性発達障害」「注意欠陥多動性障害」「学習障害」等に分かれます。

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

資料
編

健康づくりの推進

施策のめざす姿

健康への意識が高まることにより、生活習慣病が減少し、健康な心身で生活を送り続けられます。

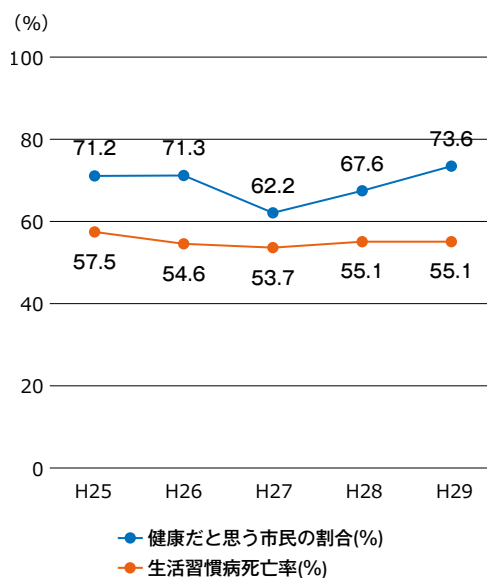
施策の成果指標

指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
健康だと思う市民割合	73.6%	74.0%	生涯健康で過ごすためには、若いころからの生活習慣が重要であることから、健康施策を積極的に推進し、健康意識の高揚を図ります。
生活習慣病死亡率	55.1%	55.0%	過去4力年の平均生活習慣病死亡率から、その平均値の維持向上を目指し、55.0%を目標とします。

施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ がん、心臓病、脳卒中は市の死因の55.1%を占め、国民健康保険の疾病別医療費分析によると、その原因となる可能性が高い疾病の第1位は糖尿病、第2位は高血圧となっているため、生活習慣病の発症予防や重症化予防に対する対策を強化していく必要があります。
- ◆ がんは死因順位1位であり、早期発見・早期治療のためには、がん検診受診率を向上させる必要があります。
- ◆ 市の自殺率（人口10万対）は、国、県と比較して高い状態が続いています。関係部署や関係機関と連携し、情報収集、情報共有を行い、個別支援につなげていくことが重要です。
- ◆ 市の子どものむし歯保有者率は、毎年県平均より高い状況にあるため、むし歯予防対策の充実に努める必要があります。
- ◆ 地域医療体制の充実に当たって、地方独立行政法人さんむ医療センターの整備と健全な運営を確保する必要があります。
- ◆ 国民健康保険一人あたり総医療費を減少させるためには、特定健康診査事業の受診率を向上させる必要があります。健診結果を理解し、健康意識向上につながる啓発や相談の強化を図る必要があります。

前総合計画期間の施策の成果指標推移



基本事業の構成

基本事業名	基本事業のめざす姿	指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
1 心身の健康管理の充実	健康増進や疾病予防に関する知識が身につく、個人にあった心身の健康管理が実践できます。	1人当たりの健康づくり取組項目数（全12項目中）	3.73 項目	3.80 項目	心の健康に関する設問を2項目追加し、3.80項目を目標に成果向上を目指します。
2 健診の受診率向上と生活習慣の改善	定期的に健診を受け、早期発見・早期治療ができます。 生活習慣を見直すことにより、検査データを改善し、より健康な生活ができます。	特定健康診査受診率	34.8%	36.4%	特定健診の受診機会等の充実を図り、受診率の向上を目指します。
		がん検診を年1回受けている市民の割合	50.4%	53.0%	受診している市民の割合は年々増加傾向であるため、53.0%を目標とします。
		メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合	29.9%	29.0%	ほぼ横ばいで推移し、県の状況も微増傾向であることから、成果の維持向上を目指し29.0%を目標とします。
3 母子の健康管理	育児に関する知識習得や健診受診により、親子が心身ともに健康な生活を送ることができます。	乳幼児健診の受診率	95.8%	95.0%	現状が非常に高い水準にあるため、95.0%を目標値として、成果維持を目指します。
		乳幼児健診の満足度	94.3%	94.0%	現状が非常に高い水準にあるため、94.0%を目標値として、成果維持を目指します。
		幼児（3歳）のむし歯保有者率	16.6%	16.0%	現状値は県平均よりやや低い水準にあるため、平成28年度県平均16.0%を目標値として、成果向上を目指します。
4 医療体制の充実	いつでも安心して、適正な医療が受けられます。	地域医療体制の充足度	55.1%	57.0%	さんむ医療センターの医師確保を勘案し、成果向上を目指します。
5 国民健康保険医療費の改善	予防や早期発見早期治療で、生活習慣に係る医療費を低減することにより生活の質（QOL）を維持することができます。	1人当たりの総医療費	318,315 円	369,014 円	年々増加傾向にある1人当たりの総医療費を抑制するため、医療費の適正化に努めます。
		慢性腎不全、高血圧症、糖尿病の構成割合	30.8%	27.3%	現状が県平均よりやや高い水準にあるため、生活習慣病の予防対策の取組を進め、成果向上を目指します。

用語解説

生活習慣病	： 偏った食事や運動不足、喫煙、多量飲酒、肥満等の生活習慣から起こる病気の総称で、がん、脳血管疾患、心疾患、糖尿病等をいいます。
メタボリックシンドローム	： 腹囲の基準（男性 85 cm以上・女性 90 cm以上）に加えて高脂血症、高血糖、高血圧のうち2つ以上に該当する状態をいいます。メタボリックは「代謝」を、シンドロームは「症候群」を意味します。
生活の質（QOL）	： クオリティ・オブ・ライフ（Quality Of Life）とは、人々の生活を物質的な面から量的にのみ捉えるのではなく、精神的な豊かさや満足度も含めて、質的に捉える考え方のことです。

子育ての支援

施策のめざす姿

安心して産む・育む等の子育て環境が整っているまちになっています。

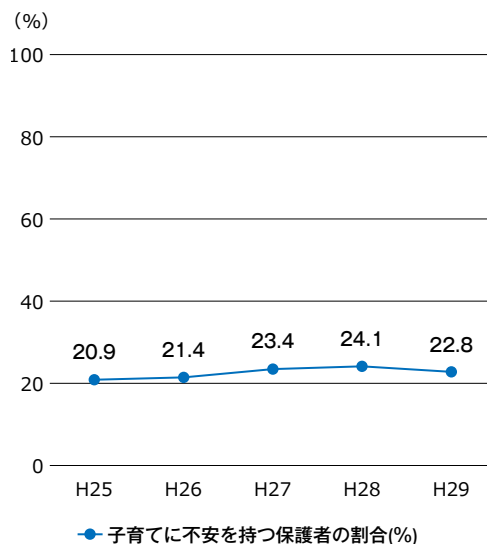
施策の成果指標

指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
子育てが幸せ、楽しいと思う乳幼児の保護者の割合	93.0%	93.0%	関係各課で連携し子育てに対する保護者の不安軽減を目指します。
この地域で子育てをしたいと感じる乳幼児の保護者の割合	94.4%	94.4%	

施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 共働きやひとり親家庭の増加に伴い、子育て支援のニーズが多様化しています。また、未満児（3歳児未満）の保育の需要が増加しています。市では認定こども園化を推進するとともに、多様な保育サービスへの体制づくりに努める必要があります。
- ◆ 子育てについての相談機関として「子育て世代包括支援センター」等、相談機関の体制づくりを行っています。
- ◆ 市では、子どもの医療費助成の対象年齢を拡大しており、引き続き保護者の経済的な負担軽減を図っていく必要があります。
- ◆ 学童クラブは、利用者の増加に伴い小学校の余裕教室確保が課題となります。また、放課後子ども総合プランにより学童クラブと放課後子ども教室を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策が課題となります。
- ◆ 若い世代を中心に、結婚・出産・子育ての希望が叶えられる環境づくりが必要になっています。

前総合計画期間の施策の成果指標推移



基本事業の構成

基本事業名	基本事業のめざす姿	指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
1 幼保機能の充実	幼児教育を受ける機会の拡充と保育サービスにより、子どもを預け、働くことができます。	幼稚園・保育所・こども園の利用定員充足率	85.1%	85.0%	安定した園運営及び実状に合った定員の見直し等により成果の維持向上を目指します。
		就学前保育・教育に関する保護者の満足度	96.9%	97.0%	現状が高い水準にあるため、97.0%を目標値として、成果の維持向上を目指します。
2 子育て不安の軽減	子育ての悩みを相談できるネットワークがあり、不安や悩みが軽減されます。	配偶者・その他の親族以外で子育てを相談できる相手がいる保護者の割合	99.2%	99.2%	現状が非常に高い水準にあるため、成果維持を目指します。
		育てにくさを感じた時に対処できる保護者の割合	91.0%	91.0%	関係各課で連携し子育てに対する保護者の不安軽減を目指します。
		子どもの社会性の発達過程を知っている保護者の割合	90.5%	90.5%	
		各種子育て相談延べ件数	3,204 件	3,200 件	子育てについての相談機関として広く保護者に認識されることを目指します。
3 子育て家庭への援助	所得に応じて経済的負担が軽減され、子育てしやすい環境になっています。 就労などにより、経済的に自立した生活が送れます。	子育ての経済的負担軽減に関するべ受給者数	76,140 人	76,140 人	医療機関での受診の際の自己負担の軽減や手当の支給により、生活の安定を目指します。
		ひとり親家庭の自立率	4.3%	4.3%	ひとり親家庭の経済的な自立を目指します。
4 こどもの人権の尊重	地域住民も関心を持ち、子どもたちの人権が守られます。	児童虐待通告件数	62 件	— 件	地域や関係機関と連携を図り、児童虐待の早期発見・早期対応をすることを目指します。
		児童に関する措置件数	4 件	— 件	関係機関と連携を図り、児童虐待の早期対応・早期解決を目指します。
5 学童保育の充実	放課後の児童の安全を確保し、適切な遊びや、生活の場を与えることにより、保護者が安心して働けます。	学童クラブの定員充足率	83.8%	83.8%	小学校区の利用者の実状に合った定員の見直し等により、成果の維持向上を目指します。
6 次世代育成による家族形成の支援	結婚や家族形成へのプラスイメージを持ってもらい、家族形成への意識が向上します。	出生者数（計画期間累計）	208 人	1,396 人	市の地方創生戦略に準じて算出しており、出生者数の向上を目指します。
		結婚する意欲のある独身者の割合	80.2%	80.0%	市の次世代育成のために、結婚する意欲の維持向上を目指します。

用語解説

こども園 : 保育所・幼稚園機能及び子育て支援機能を併せ持つ総合施設です。

学童クラブ : 就労等により昼間保護者のいない児童（小学校1年生から6年生）に対し、授業終了後に適切な遊び場、生活の場を提供し児童の健全な育成を図るものです。

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

資料
編

4-5 地域福祉の充実とセーフティネットの推進

施策のめざす姿

地域で相互扶助できていると思う市民が増加します。
市民が経済的に安定した生活が送れます。

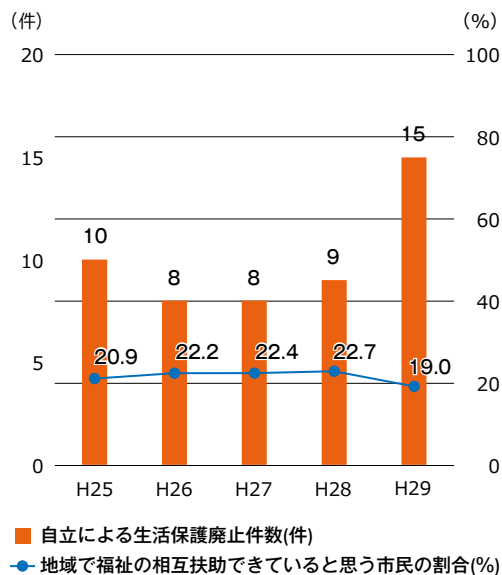
施策の成果指標

指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
地域で福祉の相互扶助できていると思う市民の割合	19.0%	22.0%	市民が地域や福祉に関心を持ち、関わりを持つような地域づくりの醸成に取り組みます。
生活保護率	7.61%	11.19%	生活保護受給者の増加及び人口の減少により、年々上昇傾向にあります。

施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 国では、社会的孤立や生活困窮等の問題も含め、子ども・高齢者・障がい者等、全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指した方向性を示しています。
- ◆ 平成30年4月に「社会福祉法」が改正され、地域住民が自ら、地域の様々な分野にわたる生活課題を把握し、その解決に向けて各種支援機関と連携しながら活動するということが、地域福祉の理念として掲げられました。一人でも多くの市民が地域活動に参加することのできる仕組みを整備し、活動の活性化を図ることが必要とされています。
- ◆ 生活保護受給者の増加に加え、非正規職員の労働者や低所得の給与収入者など、生活に困窮するリスクの高い層が増えています。
- ◆ 生活保護受給者数は、高齢化の進展等の社会情勢から、今後も増加が見込まれます。生活保護受給者の自立に向けた、個々の状況に応じた適切な援助、指導が必要です。
- ◆ 公営住宅については、長寿命化や今後の在り方を検討しながら、施設管理を行っていきます。

前総合計画期間の施策の成果指標推移



基本事業の構成

基本事業名	基本事業のめざす姿	指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
1 地域福祉の担い手育成	地域での福祉サービスの担い手が増加します。	地域福祉サービスや福祉のボランティアをしたことがある市民の割合	11.3%	12.0%	気軽に参加できる活動内容の周知や体験学習を通じて、市民の福祉活動に対する関心を高めます。
		福祉活動の市民活動団体の加入者数	1,465 人	1,500 人	地域の各種団体やボランティア等の活動の支援を行い、地域活動の活性化を図ります。
2 社会福祉機関・団体の充実	ニーズにあった地域福祉サービスを提供し、実施機関としての活動が活発化します。	社会福祉協議会で実施した事業への参加者数	32,005 人	33,000 人	地域の人が集まる機会を提供し福祉活動へ参加するきっかけづくりを推進します。
		民生委員児童委員の1人当たりの年間活動日数	90 日	90 日	地域の身近な相談窓口である民生委員児童委員が活動しやすくなるよう支援します。
3 生活困窮者自立支援の充実	生活困窮者の自立に向けた支援を充実させます。	生活困窮者相談件数	1,270 件	1,520 件	様々な課題を持つ生活困窮者に対し、地域において自立した生活を実現できるよう支援します。
4 生活保護制度の適正な実施	生活保護制度が適正に実施されています。	自立による生活保護廃止件数	15 件	9 件	生活保護受給者に対し、個々の状況に応じた適切な援助、指導を行うことで、自立に向けた支援を図ります。
5 公営住宅の維持管理	入居者が、適正に維持管理された住宅に居住できます。	公営住宅入居率	98.03%	98.50%	市営住宅について、定期的に点検及び修繕を行うことにより、居住性・安全性の維持を図ります。

用語解説

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいが、地域をともに創っていく社会のことです。

生活困窮者

：現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のことです。

序
論

基本構
想

基本計
画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

資料
編

学校教育の充実

施策のめざす姿

学校生活に満足している児童・生徒が増加します。

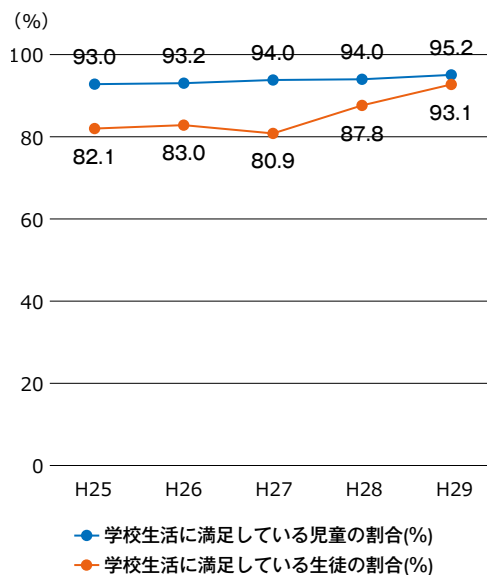
施策の成果指標

指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
学校生活に満足している児童の割合	95.2%	95.2%	児童・生徒の学校生活に対する満足度の維持向上を目指します。
学校生活に満足している生徒の割合	93.1%	95.0%	

施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 少子化により児童・生徒数は今後も減少が見込まれます。「山武市立小中学校の規模適正化・適正配置基本計画」に基づき、小学校の複式学級及び中学校の単学級の解消を図ります。
- ◆ 近年の教育課題として、経済格差から子どもの学ぶ意欲や学力の低下、規範意識や倫理観の欠如等、社会を構成する一員としての責任の自覚や正義感の乏しさ等が懸念されています。
- ◆ 確かな学力の向上を図るため、個に応じた少人数指導の充実による指導方法の工夫改善を図る必要があります。
- ◆ 児童・生徒一人ひとりのニーズに対応するために、支援員の配置等の人的支援を含めた具体的な対応策を講じる必要があります。
- ◆ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、授業においてＩＣＴ機器の有効活用を図る必要があります。
- ◆ 社会全体で子どもたちを守り育むため、学校・家庭・地域が協働できる体制づくりを推進する必要があります。

前総合計画期間の施策の成果指標推移



基本事業の構成

基本事業名	基本事業のめざす姿	指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
1 重点 「確かな学力」の向上と「活きた学力」の推進	教科の特性を踏まえた個に応じた授業が受けられます。	学力の向上が見られる児童の割合	57.5%	60.0%	児童・生徒一人ひとりのニーズに対応した、学習環境を整え、学力の向上を目指します。
		学力の向上が見られる生徒の割合	54.4%	56.0%	
		中学校卒業時に英語検定3級以上を取得している生徒の割合	36.1%	50.0%	英語検定の受検料等の補助を通じて、中学3年生の3級以上の取得を目指します。
2 「健やかな体」の育成	健康な体がつくれます。	生活習慣の改善に努めた生徒の割合	23.1%	30.0%	健康診断で要指導等と判定された生徒に対し、改善を促すことで、健康な体づくりの向上を目指します。
		朝食を毎日食べている児童・生徒の割合	82.8%	85.0%	食育の推進に努め、家庭と連携し、朝食の摂取率の向上を目指します。
3 「豊かな心」を育む	自ら律しつつ、相手を思いやる心を持つ児童・生徒が増加します。	不登校児童の割合	0.61%	0.45%	魅力ある学校づくりに努め不登校児童・生徒の出現率の減少を目指します。
		不登校生徒の割合	4.23%	3.73%	
		道徳性、規律性がある児童・生徒の割合	92.2%	97.0%	新たに導入される「特別な教科道徳」を充実させ、道徳性・規律性の意識の向上を目指します。
4 重点 ICT教育の実践	ICT教育の実践や情報化に取り組むことで、教育の質の向上が図られます。	ICT機器の活用により学習意欲に向上が見られた児童の割合	56.7%	60.0%	I C T機器を活用した授業を推進することで、学習意欲の向上を目指します。
		ICT機器の活用により学習意欲に向上が見られた生徒の割合	38.8%	45.0%	
		授業にICT機器を積極的に活用した教職員の割合	37.7%	50.0%	半数以上の教員が週1回以上I C Tを使用することを目指します。
5 教育環境の整備	豊かな学校生活を送るための安全・安心な教育環境・施設になっています。	学校施設・給食施設の不具合による学校生活支障件数	0件	0件	事故を発生させないことを目指します。
		複式学級（小学校）及び単学級（中学校）の出現数	2校	0校	児童・生徒の減少に対応した教育環境の整備を推進することにより、成果の向上を目指します。
6 地域と学校の協力体制の推進	地域の人材を活用し、学校と地域の協働で子どもたちを育みます。	学校教育活動に協力した市民数	533人	600人	地域の人材を活用し、学校教育活動の充実に努めます。
		コミュニティ・スクール導入学校数	0校	3校	統合校にコミュニティ・スクールを設置していきます。

用語解説

少人数指導

：子どもたちにきめ細やかな指導が行えるよう、教員の配置をするものです。

コミュニティ・スクール

：コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みのことです。

生涯学習の推進

施策のめざす姿

生涯学習の環境が整い、学習の機会が増加することで、市民の学習への取組が活発化し、自己実現が図られます。

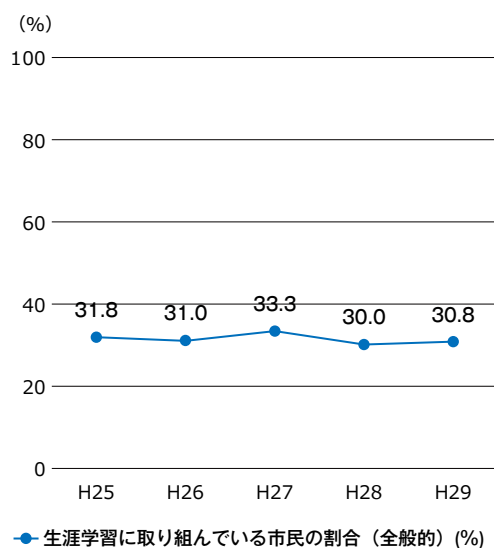
施策の成果指標

指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
生涯学習に取り組んでいる市民の割合（全般的）	30.8%	33.0%	「一億総活躍社会」実現のため、個々の場面に適した生涯学習に取り組む市民を増やします。

施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 市民の学習ニーズの多様化・高度化が進んでおり、これらのニーズに対応した講座の充実が求められています。
- ◆ 生涯学習施設利用者の高齢化・固定化が進んでいます。新たなニーズを模索し市民誰もが参加しやすい学習・文化事業の展開が必要です。また、各施設については老朽化が進行しており、公共施設等総合管理計画に基づく、施設の適正配置及び維持管理が必要となっています。
- ◆ 市内には国が指定する2件の文化財のほか、県12件、市90件の指定文化財があります。これらを周知・活用した学習機会を増やすことで、郷土愛の醸成につなげます。
- ◆ 芸術文化への関心が高まり、活動への新規参加者は増加傾向にあります。一方で、郷土芸能活動をはじめとする伝統文化等の継承・保存は担い手不足等により困難になっています。
- ◆ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定を契機に、グローバル化が急速に進んでいます。多文化交流・理解力・国際競争力が求められる中、広い視野を持つ人材の育成が必要です。

前総合計画期間の施策の成果指標推移



基本事業の構成

基本事業名	基本事業のめざす姿	指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
1 主体的な学習の推進	自主的・創造的な学習意欲が高まり、主体的な学習活動が活発化しています。	市主催の生涯学習講座の年間参加者数	3,899 人	4,288 人	市民のニーズに即した講座の見直し等により、特色ある講座開設による新たな参加者確保に努めます。
		自主クラブ登録数	122 グループ	127 グループ	自主クラブ発足につながる、新たな講座の開設・情報提供を行い、主体的な学習活動の活発化につなげます。
2 生涯学習施設の利用促進	生涯学習施設が多くの市民に利用されています。	生涯学習施設の利用者数	338,515 人	326,900 人	施設の適正管理とあわせ、年齢層や施設に応じたプログラムの構築を行い、利用者数の確保に努めます。
3 文化財の保護・活用	文化財の活用により、市民の文化財への関心が高まり、文化財が保護、継承されます。	市民が認識している市内文化財数(全 14 項目)	7.25 項目	7.80 項目	歴史講座等を開催し、市内にある国・県・市が指定する文化財の周知に努めます。
		文化財を活用した事業・施設への参加者・入館者数	9,542 人	10,000 人	文化財・歴史資料の展示等に工夫しつつ、体験事業の充実を図り、利用者の拡大に努めます。
4 芸術文化活動の充実	芸術文化の鑑賞・活動・発表等を通じて、芸術文化に親しみ心豊かな潤いのある生活を送っています。 芸術文化活動に参加できる体制が整っています。	芸術文化の鑑賞の機会が充足していると思う市民の割合	62.3%	66.0%	市民のニーズを捉えた事業を行うとともに、身近な芸術鑑賞の場として認知されるよう努めます。
		市主催の芸術文化事業への参加者数	10,010 人	10,000 人	参加型事業の拡充等、事業の形態を広げることで、新たな参加者の確保に努めます。
		芸術文化活動・発表等の機会が充足していると思う市民の割合	42.5%	47.5%	主催・共催事業等を通じて、芸術文化活動・発表等の機会の充実を図り、成果向上を目指します。
5 青少年の育成	健全に育成され、様々な体験をして見聞を広めます。	青少年育成事業・体験学習への児童・生徒参加者数	4,102 人	3,482 人	少子化が進行する中、行事等の内容を工夫し、参加者の確保に努めます。
		海外派遣事業応募者数	28 人	35 人	グローバル社会が到来する中、世界に目を向けた青少年の育成に努めます。

用語解説

一億総活躍社会

： 政府を挙げ取り組んでいる社会像のことで、若者も高齢者も、女性も男性も、障がいや難病のある方々も、一度失敗を経験した人も、全ての人が包摂され活躍できる社会のことです。

生涯学習施設

： 文化活動や趣味教養、ボランティア活動、講演会、講座等、市民への生涯学習機会の提供や支援を行う拠点で、ここでは山武市が設置している公民館、図書館、文化会館等を指します。

芸術文化

： 人間が長年にわたって形成してきた習慣や振舞いの体系で、ここでは主に文学や美術、音楽等を指します。

スポーツの振興

施策のめざす姿

継続的にスポーツを行うことにより、心身ともに健康な生活を営むことができます。

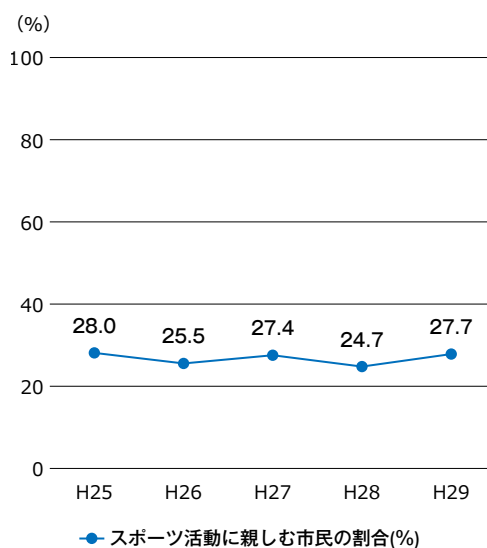
施策の成果指標

指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
スポーツ活動に親しむ市民の割合	27.7%	28.0%	スポーツイベントや教室等を通じ、幅広い年齢の市民の健康意識の高揚を図ります。

施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 高齢化社会の進行により、高齢者の健康意識の高まりによる体力づくりやスポーツ活動への参加が年々増加傾向にあるため、状況に応じたプログラムの整備を行うことで、子どもから高齢者までが、スポーツを継続的に取り組むことができる環境づくり（総合型地域スポーツクラブの設置）を推進します。
- ◆ 少子化に伴う少年スポーツ団体数の減少や統合により、各種団体への登録人数が減少している状況を踏まえ、子どもたちの運動機会を増やすため、一般家庭等にしながら利用できる公共スポーツ施設予約システムの構築による利便性の向上を図ります。
- ◆ 経年劣化により老朽化したスポーツ施設の改修整備等を行い、多くの方が気持ちよく利用できる環境づくりを図ります。

前総合計画期間の施策の成果指標推移



基本事業の構成

基本事業名	基本事業のめざす姿	指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
1 スポーツ活動の充実	スポーツ活動に参加する機会が増え、より多くの市民がスポーツに親しむことができます。	スポーツ大会・教室へ参加した市民の割合	14.4%	14.6%	情報発信を積極的に行い、成果向上を目指します。
		スポーツ大会・教室の機会の充足度	63.7%	66.2%	多様な参加ができる取組を推進し、成果向上を目指します。
2 体育関係団体・指導者の育成	体育関係団体・指導者が育成され、地域でのスポーツ活動が活発になります。	スポーツ団体数（総合型地域スポーツクラブを含む）	49 団体	50 団体	地域で安心してスポーツを楽しめる環境づくりを行い、成果の維持向上を目指します。
		体育関係団体の指導者数	133 人	135 人	スポーツ団体の減少や統合を踏まえ指導者の育成を行い、成果向上を目指します。
3 体育施設の利用促進	市民の多くが体育施設を快適に利用することができます。	体育施設の利用者数	144,471 人	148,122 人	施設利用者の利便性向上を図ります。
		体育施設の修繕件数	0 件	0 件	計画的な点検や維持修繕を行い、成果維持を目指します。



成東総合運動公園での山武市民体育祭

用語解説

総合型地域スポーツクラブ

人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者、初心者からトップレベルまで参加できる特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブです。

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

資料
編

人権尊重のまちづくり

施策のめざす姿

誰もが基本的人権が守られる地域社会になります。
男女の不公平感が解消され、女性の社会進出の促進が図られます。

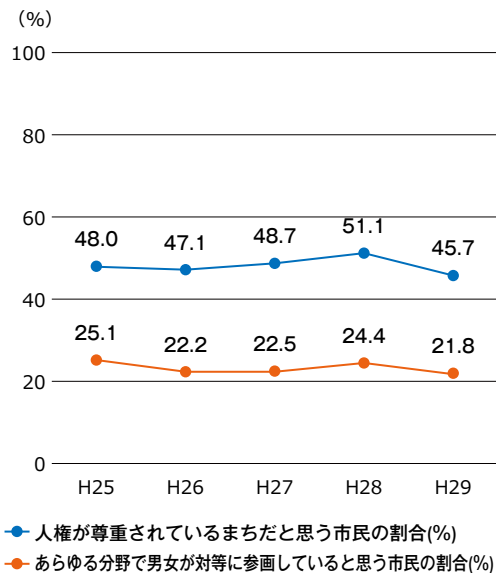
施策の成果指標

指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
人権が尊重されているまちだと思ふ市民の割合	45.7%	48.0%	人権に係る相談及び啓発等を通じて、成果の維持向上を目指します。
あらゆる分野で男女が対等に参画していると思ふ市民の割合	21.8%	25.0%	男女共同参画に関する意識醸成を図ることで、成果向上を目指します。

施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆「人権が尊重されているまちだと思ふ市民の割合」は、ほぼ横ばいながらも微減しています。
- ◆ LGBTや外国人の人権等、配慮すべき多様な人権ニーズが生じており、注目を集めています。これらの多様な人権ニーズへの期待に応えられるよう、人権教育・啓発活動を推進します。
- ◆ 多様な人権問題の解決の糸口を見いだせるように、人権相談窓口を開設します。
- ◆ 「あらゆる分野で男女が対等に参画していると思ふ市民の割合」は、平成25年度以降、低位で推移しており、本市の男女共同参画を推進していくうえで順調とはいえない状況にあります。このため、平成31年度から運用を開始する「第3次山武市男女共同参画計画」において、積極的に男女共同参画に関連する施策を推進する必要があります。

前総合計画期間の施策の成果指標推移



基本事業の構成

基本事業名	基本事業のめざす姿	指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
1 人権教育・人権啓発の推進	多様な人権が尊重され、人権を侵害させない教育・啓発が行われます。	この1年間に人権について学んだことのある市民の割合	24.3%	24.3%	人権に係る教育・啓発活動を通じて、成果の維持向上を目指します。
		この1年間に人権侵害をするような言動や行動をした市民の割合	10.5%	10.5%	人権侵害につながる言動を、現状以下に留めることを目指します。
2 人権擁護の推進	多様な人権を侵害する虐待、暴力、差別及び偏見がなくなります。	人権侵害に対する措置件数	424件	424件	人権相談窓口等での支援を行いながら、現状以下に留めることを目指します。
3 男女共同参画の推進	男女共同参画意識が定着します。	審議会などに女性委員が登用されている割合	23.5%	33.3%	近年は、現状値付近を推移していますが、全国的な目標値33.3%を引き続き目指します。
		「男は外で働き、女は家庭を守る」という考え方ではない人の割合	73.3%	75.0%	前総合計画で達成した水準を維持させながら、より意識向上を目指します。
		男性が家事・育児に積極的に参加している割合	40.1%	45.0%	男女間の意識差の解消のため、男性の家事・育児への参加割合の向上を目指します。



用語解説

LGBT

性的少数者を指す言葉であり、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心と体の性の不一致）の頭文字をとった総称のことです。

協働と交流によるまちづくり

施策のめざす姿

まちづくりや公共について、市民と行政が共に考え、共に実践していく市民活動が活発に行われています。

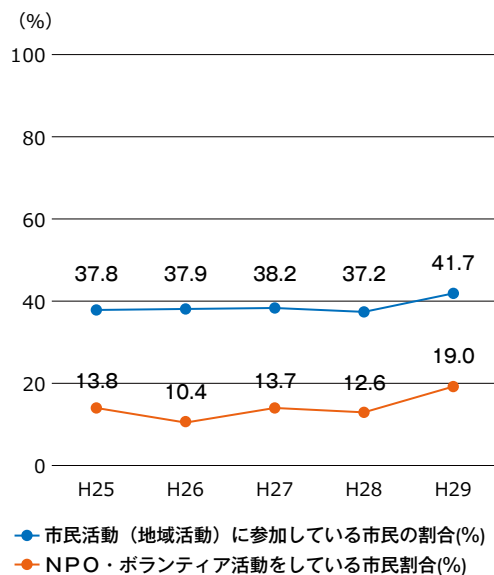
施策の成果指標

指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
市民活動（地域活動）に参加している市民の割合	41.7%	42.0%	人口減少や高齢化等を勘案し、42.0%を目標値とし、成果の維持向上を目指します。
NPO・ボランティア活動をしている市民割合	19.0%	20.0%	人口減少や高齢化等を勘案し、20.0%を目標値とし、成果の維持向上を目指します。

施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 多様化する市民ニーズに対応したきめ細かいサービスの提供を行政が担う時代から支えあいと活気のある住民主体の協働による共助社会へと移行しつつあります。地域まちづくり協議会等を通じて、各種団体等が交流し、自らが課題解決をするまちづくりを推進します。
- ◆ 前総合計画期間における「市民活動（地域活動）に参加している市民の割合」、「NPO・ボランティア活動をしている市民割合」は、ほぼ横ばいで推移してきました。更なる市民活動の活性化を図るため、条例の整備や市民活動中間支援センター設置等、まちづくりを推進していくための環境整備に努めます。
- ◆ 近年、山武市においても外国人が増加していることから、在住外国人と地域の人々が、共に理解し、暮らしていけるまちづくりが必要です。
- ◆ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるスリランカのホストタウンとして、オールさんむで大会の成功に協力するとともに、その開催効果を市の発展につなげます。

前総合計画期間の施策の成果指標推移



基本事業の構成

基本事業名	基本事業のめざす姿	指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
1 区・自治会活動の活性化	地域課題解決のために、区、自治会活動が継続されています。	区会、自治会加入率	73.3%	73.3%	区会、自治会加入率について、成果向上を目指します。
2  市民活動の活性化	市民活動に参加してみたい方が増え、活動に参加しやすい環境が整い、活動が安定化しています。	市民活動に意欲的な市民割合	45.4%	48.0%	市民活動に参加してみたいと思う市民を増やすことを目指します。
		市の支援が役立っていると思う市民活動実践者割合	88.9%	90.0%	市民活動に取り組みやすい環境を継続的に提供することで、成果の維持向上を目指します。
3 市民活動施設の利用促進	市民活動団体の活動する場が確保され、利用されます。	市民活動支援施設の利用者数	44,066 人	45,000 人	連沼交流センター等の市民活動支援施設が整備されたことから、成果向上を目指します。
		活動場所に困っている市民活動団体の割合	23.8%	23.0%	活動場所に困っている市民活動団体の割合について、成果向上を目指します。
4 多文化共生社会の推進	在住外国人と地域の人々が、共に理解し認めあい、暮らしていけるまちになっています。	多文化共生社会への行政・市民団体の取組数（オリ・パラ関連除く）	9 件	9 件	市内在住外国人と地域の人々が共に理解し暮らしていけるまちを目指します。
5 東京オリンピック・パラリンピック関連事業の推進	東京 2020 大会が盛り上がるとともに市の発展に繋がります。	東京オリンピック・パラリンピック関連の事業実施数	21 事業	20 事業（H32）	オールさんむで事業を実施することにより、大会の開催効果を本市の発展につなげます。

用語解説

NPO	： Non-Profit Organization（民間の非営利活動団体）の略であり、市民が主体となって継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体のことです。
N P O 法 人 （特定非営利活動法人）	： 特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体のことです。
市民と行政との協働	： 市民と行政とが対等な立場で、良きパートナーとして連携し、それぞれの長所を生かして、自己の知識及び責任において共通の目標（まちづくりなど）に向けて協力することです。

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

資料
編

開かれた市政とまちの魅力発信

施策のめざす姿

市政情報が適切に市民に伝わるとともに、市民の意見が市政に取り入れられています。
市民一人ひとりが「わがまち」に誇りを持ち、市外からも魅力が感じられています。

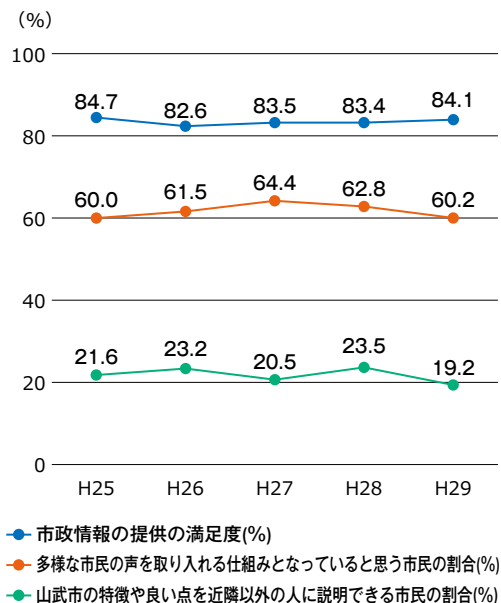
施策の成果指標

指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
市政情報の提供の満足度	84.1%	85.0%	行政情報の内容の充実と市民が求める情報の発信を図り、成果向上を目指します。
多様な市民の声を取り入れる仕組みとなっていると思う市民の割合	60.2%	65.0%	市民が意見や要望等を発言できる機会と環境を整えることにより、成果向上を目指します。
山武市の特徴や良い点を近隣以外の人に説明できる市民の割合	19.2%	25.0%	市内及び市外の方に対して、効果的な情報発信に取り組むことで、成果向上を目指します。

施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 株式会社ブランド総合研究所の地域ブランド調査によれば、山武市の認知度は1,000団体中919位（平成30年度現在）となっています。首都圏に位置し、成田国際空港に近接している立地メリットや、魅力ある地域資源のポテンシャルを発揮するため、市外から「山武市」を知ってもらえる集中的な情報発信体制を構築し、市の魅力を積極的に発信していきます。
- ◆ 広報紙や議会だよりの創意工夫に加え、新聞離れやインターネットメディアの普及等から、SNSを活用しながら、市政情報の伝達手段の多様化に取り組みます。
- ◆ 「市長への手紙」等の仕組みを通じて、市民と行政とが情報共有することにより相互理解を深めます。
- ◆ ICTを活用した議会中継配信（平成28年9月運用開始）の周知等を通じ、議会への関心を高めていきます。

前総合計画期間の施策の成果指標推移



基本事業の構成

基本事業名	基本事業のめざす姿	指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
1 情報発信力の充実	市政情報が適切に市民に伝わり、市民の市政に対する理解が深まっています。 市の知名度が上がり、市外から注目されます。	広報紙を読んでいる市民の割合	88.1%	90.0%	スマートフォン用アプリの周知や適切な情報提供により高い水準の維持向上を目指します。
		広報紙が分かりやすいと思う市民の割合	87.1%	90.0%	市民編集委員との協働による紙面づくりに努め、高い水準の維持向上を目指します。
		市ホームページアクセス件数	694,077 アクセス	728,000 アクセス	各部署のページの充実と最新の情報発信に努め、成果向上を目指します。
		まちの魅力の各種メディア掲載件数	195 件	215 件	まちの魅力発信のため、報道機関等への情報提供に努め、成果向上を目指します。
2 広聴の充実	市民の声や意見が市政に的確に届いています。	市民の声が市政に届いていると思う市民の割合	26.8%	33.0%	寄せられた提案やそれに対する回答について、ホームページ等で公開します。
3 議会情報の公開の推進	議会への関心が高まっています。 議会情報が適切に市民に伝わり、市民の議会に対する理解が深まっています。	議会だよりを読んでいる市民の割合	45.7%	47.0%	議会だより編集委員とともに、より分かりやすい紙面づくりに努め、成果向上を目指します。
		傍聴人数	120 人	140 人	会期の日程を周知徹底することにより、成果向上を目指します。
		議会インターネット中継アクセス件数	2,589 件	2,800 件	スマートフォン等からも視聴できることを積極的に周知し、成果向上を目指します。



用語解説

- インターネットメディア** : 既存のメディア（テレビ、新聞等）に加え、インターネットが普及したことで発生した媒体のことです。速報性の高さや発信母数の多さに特徴があり、ホームページやSNS（Twitter、Facebook 等）があります。
- SNS** : SNSとは、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、インターネット上で社会的なつながりを促進するサービスのことです。特徴としては、「情報の発信・共有・拡散」に強みがあります。

計画的・効率的な行財政運営

施策のめざす姿

計画的・効率的・効果的な行財政運営が行われています。

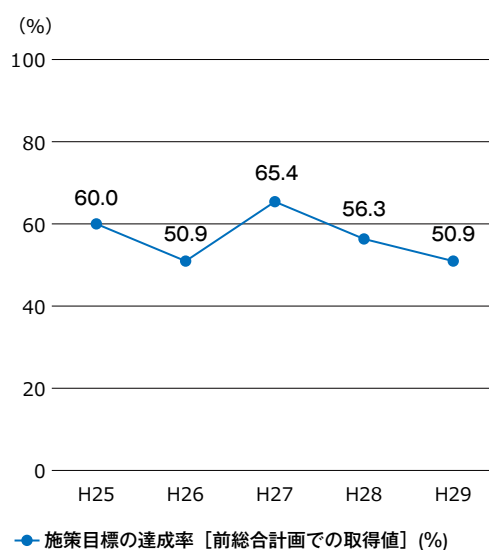
施策の成果指標

指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
施策の目標達成率	29.1%	60.0%	PDCA サイクルを回し、施策の目標達成率の向上を目指します。

施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 権限移譲や人口減少等の影響から職員一人ひとりの事務量増加が見込まれる中、行政評価の仕組みを活用することで、費用対効果の高い事業への資源配分を推進し、結果重視の行政経営を一層推進する必要があります。
- ◆ 年金の支給開始年齢の段階的に引き上げによる再任用の原則義務化、地方公務員法の改正による人事評価結果の処遇反映の義務化や会計年度任用職員制度の導入等に対応した、組織運営が必要です。
- ◆ 2021年度から普通交付税の合併算定替期間が終了することに伴い、歳入歳出のバランスの適正化を推進する必要があります。
- ◆ 人口減少社会を踏まえた公共施設等総合管理計画（平成28年度）の方針に基づき、具体的な公共施設の見直し案となる個別施設計画の策定を2019年度までに行い、公共施設の適正化を推進します。

前総合計画期間の施策の成果指標推移



基本事業の構成

基本事業名	基本事業のめざす姿	指標名	現状値	めざす値	成果指標の方向性
1 行政経営の推進	市民ニーズに対応した事業が計画的かつ効果的・効率的に行われ、限りある資源の有効活用が図られています。	基本事業の目標達成率	35.6%	70.0%	重点分野を中心に基本事業の成果向上を目指します。
		PDCA サイクルを意識している職員の割合	51.9%	66.7%	計画的・効率的な行政経営を実現するために、職員の意識向上を目指します。
2 人材育成と効率的な組織運営	職員の資質が向上し、効率的な組織運営が行われています。	部署内外の連携が十分に図られていると感じる職員の割合	74.2%	78.0%	職員アンケートにより、部署内外の連携について調査し、人材育成と効率的な組織運営の推進を図ります。
		能力が十分発揮され実績が評価されていると思う職員の割合	82.1%	85.0%	職員アンケートにより、能力の発揮及び実績の評価について調査し、職員の資質向上の推進を図ります。
		研修により資質の向上が図られていると思う職員の割合	93.4%	95.0%	職員アンケートにより、研修での資質向上が図られている割合を調査し、職員の人材育成に努めます。
3 健全な財政運営	歳入に見合った自立性の高い財政運営が行われています。	経常収支比率	91.0%	90.0%	経常収支比率は今後も上昇傾向にあるため、90.0%の維持を目標とします。
		実質公債費比率	9.3%	9.0%	市債発行抑制を図り、9.0%を目標とします。
		経常経費に占める一般財源の割合	78.68%	77.00%	経常経費削減を図り、77.00%を目標とします。
4 税収の確保	収納率が向上しています。	市税収納率	97.48%	98.53%	景気回復の見通し、生産人口の減少等から総合的に判断して、目標値を設定しています。
5 公共資産の適正化とファシリティマネジメントの推進	公共資産が有効活用されています。公共資産総量の適正化を図り、維持管理費が軽減されます。	市保有の土地活用率	49.0%	50.0%	低利用または未利用である土地・建物について、貸付や売却等を行い、資産活用を進めます。
		公共施設維持管理費	192,225 万円	192,000 万円	年々増加傾向にある公共施設の維持管理費の縮減を図ります。
6 情報化の推進と適正管理	ICT を活用した行政サービスが利用できます。安定したシステム運用がされています。	市の ICT サービスを利用している市民割合	28.0%	31.0%	スマートフォン等の普及に合わせたサービスを提供することにより成果向上を目指します。
		主要情報システムの予期せぬ停止時間（年間）	—	0 時間	予期せぬサービス停止が発生しないことが基本であり、停止時間 0 時間を目指します。

用語解説

ファシリティマネジメント：市の保有する土地や施設等（＝ファシリティ）を、社会環境の変化に合わせて経営的視点から総合的に企画、管理、活用する経営管理活動のことです。

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

資料
編

公正確実な事務の執行

施策のめざす姿

職員の誰もが、公正で確実な行政サービスを提供できます。

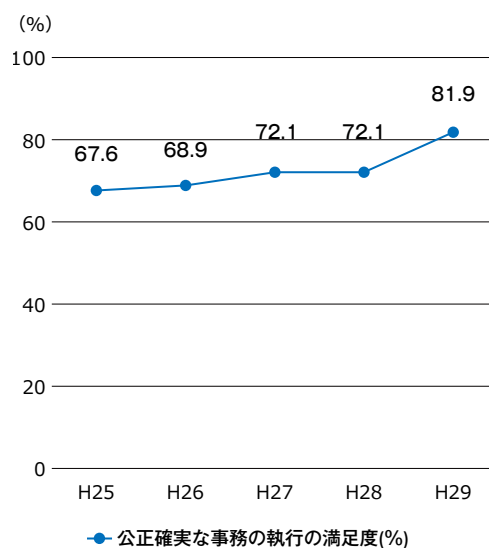
施策の成果指標

指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
公正確実な事務の執行の満足度	81.9%	82.0%	前総合計画期間において目標達成した現状の水準の維持向上を目指します。

施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 地方自治体の業務が多様化、高度化する一方で、引き続き、市民に対して不安や誤解を与えない正確な事務執行と会計処理を行っていく必要があります。このため、職員誰もが公正で確実な行政サービスを提供できるよう取り組みます。
- ◆ 選挙権が18歳以上に引き下げられましたが、依然として投票率の向上が見られないことから、若い世代を中心に選挙に関心を持ってもらうための啓発活動を行い、併せて選挙事務の効率化に取り組みます。

前総合計画期間の施策の成果指標推移



基本事業の構成

基本事業名	基本事業のめざす姿	指標名	現状値	めざそう値	成果指標の方向性
1 適正な会計処理	債権者に公正で確実な公金の支払いが行われます。	口座振替支払期日における支払不能件数	48 件	43 件	公金の支払不能件数を減少させ、成果向上を目指します。
2 積極的な選挙啓発	投票に関する権利の行使への意識が高まります。	市政投票率（市長）	—	50.00%	前回選挙（平成 30 年 4 月 15 日）の投票率である 48.10% を踏まえ、成果向上を目指します。
		市政投票率（市議）	—	55.00%	前回選挙（平成 27 年 4 月 26 日）の投票率である 54.81% を踏まえ、成果向上を目指します。
3 監査の充実	監査の充実を図ることにより、事務改善が進みます。監査結果や措置結果について、情報公開されます。	監査による指摘事項などの措置率	100.0%	100.0%	各種監査による指摘・意見等を踏まえた事務処理の見直し等を行うことにより、適正な事務執行につなげます。
4 情報公開及び個人情報保護の推進	情報公開制度が適切に運用されています。市が保有する個人情報 が適正に管理・保護されています。	不服申立による変更件数	0 件	0 件	正確な事務の執行を行い、不服申立等の事案が発生しないよう努めます。
		個人情報の漏洩件数	0 件	0 件	正確な事務の執行を行い、個人情報の漏洩事案が発生しないよう努めます。
5 窓口サービスの向上	正確で迅速な窓口サービスが受けられます。	窓口サービスの満足度	82.4%	84.0%	市民にとって、効率的で利便性の高い窓口サービスを提供し、成果向上を目指します。
6 公平・公正な課税	適正に賦課が行われています。	不服申立等により課税誤りになった件数	0 件	0 件	正確な事務の執行を行い、不服申立等の事案が発生しないよう努めます。

用語解説

情報公開制度

：法令等に基づき、市の保有する行政情報を公開することにより、市の様々な行政活動を市民に説明する責務を果たし、もって公正な行政の推進に資することを目的とする制度です。

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

資料
編

資 料 編

APPENDIX

[資料 1]	山武市 第 2 次総合計画策定方針……………	96
[資料 2]	山武市総合計画条例……………	100
[資料 3]	山武市総合計画審議会 委員名簿……………	101
[資料 4]	第 2 次山武市総合計画について（諮問）……………	102
[資料 5]	第 2 次山武市総合計画について（答申）……………	103
[資料 6]	第 2 次山武市総合計画策定経緯……………	104



雪化粧の浪切不動院

資料 1 山武市 第 2 次総合計画策定方針

(平成 29 年 2 月 20 日 庁議決定)

1. 策定の背景

山武市は、平成 18 年 3 月 27 日に成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町の 4 町村の合併により誕生し、平成 20 年 3 月に策定した山武市総合計画（以下「第 1 次総合計画」という。）に基づき、「協治」によるまちづくりを進めてきました。

計画開始から 8 年が経過し、少子高齢化の急速な進展や生産年齢人口の減少等、深刻な人口減少が起こっています。全国的にも人口減少克服に取り組むため、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が公布される等、地方創生の動きが高まっています。更には、東日本大震災等の甚大な災害に対応できる、強靱でしなやかなまちづくりが求められています。このため、様々な環境変化を見極めその変化に対応でき、かつ将来の成長戦略が描ける自治体経営が必要となっています。

山武市は、これまで培ってきたマネジメントサイクルの行政経営を活かしながら、近接する成田空港との共生を含めた周辺自治体との連携を視野に入れつつ、住民自治を礎にしたまちづくりの指針となる、第 2 次山武市総合計画（以下「第 2 次総合計画」という。）を策定します。

2. 策定の根拠

これまで自治体が策定する総合計画については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項において、市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けされてきました。しかしながら、国の地域主権改革の下、平成 23 年 5 月 2 日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の策定義務がなくなり、総合計画の策定については、市の自主的な判断に委ねられることとなりました。

総合計画は、従来から総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針であるとともに、市民にまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、市としては法的な策定義務がなくとも、引き続き策定すべきものと考えます。なお、まちづくりのビジョンを示す基本構想についても、市全体の総意の下で策定された計画であることを示すため、市議会の議決を経ることとします。

このため、市は、新たに「山武市総合計画条例（仮称）」を定め、これに則り基本構想について議会の議決を経た上で、総合計画の策定を行います。

3. 策定の基本的な考え方

第 2 次総合計画は、次の基本的な考え方に基づいて策定します。

(1) 成果指標を活用した総合計画

第 1 次総合計画では、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政評価の仕組みを活用してきました。

第2次総合計画の策定に当たっては、引き続き、各施策・基本事業に成果指標を設定し、PDCA サイクル（Plan-Do-Check-Action：計画－実施－評価－改善）による行政経営を推進します。

(2) 市長任期と連動した総合計画

第1次総合計画では、基本構想を10年間、基本計画を5年間として策定してきました。このため、急な環境変化や市長の施政方針等に対して、計画と実態とがかい離する状況がありました。

このため、第2次総合計画の策定に当たっては、計画の期間や構成等を見直し、市長任期と連動させることで、機動的かつ柔軟な対応ができ、市長の施政方針が反映できる計画策定を目指します。

次期市長選（平成30年4月執行予定）を踏まえると、第2次総合計画の計画開始時期は、平成31年度が適切と考えます。

このため、第1次総合計画（平成20年度から平成29年度）は1年延長し、計画期間を平成30年度までとします。本延長に伴い、基本構想部分については議決の必要があり、後期基本計画（平成25年度から平成29年度）については、1年延長に併せた平成30年度目標値の設定等が必要となります。

(3) 市の最上位計画としての総合計画

総合計画は、市におけるまちづくりの最上位に位置付けられる計画です。

第1次総合計画の策定においては新市建設計画、後期基本計画の策定においては復旧・復興計画との連携を図ってきました。第2次総合計画の策定に当たっては、更に行政経営を推進するとともに、市の長期展望の実現に向けて、各計画との連携強化を行います。

行政経営の視点では、行政改革大綱の理念を継承し、行政改革行動計画で掲げた取組項目を総合計画に取り入れることで、行政評価の仕組みを活用しながら、より効果的で効率的な行政改革の推進を目指します。

市の長期展望実現の視点では、平成27年度に策定した「山武市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進を強化するため、同戦略で設定した数値目標やKPI（重要業績評価指標）を、総合計画の成果指標に組み込み、人口減少克服と地方創生に向けての取組強化を図ります。

(4) 条例に基づき策定される総合計画

上記3点の考え方に基づく第2次総合計画を策定するに当たり、根拠となる条例として「山武市総合計画条例（仮称）」を制定します。本条例では、総合計画の考え方や構成、手続き等を定めます。

また、本条例の制定に伴い、現在の総合計画審議会条例を廃止し、「山武市総合計画条例（仮称）」に基づき、新たに総合計画審議会を設置します。

4. 計画の構成と期間

第2次総合計画は、第1次総合計画の構成を継承し、基本構想、基本計画、実施計画の3つの計画で構成します。

構成	内容	計画期間
(1) 基本構想	市の歴史や自然等の地域的特性、市勢を表す指標を用いながら、まちづくりの方向性を示します。	4年間 (議決事項)
(2) 基本計画	計画期間を市長任期と連動させ、市長の施政方針に沿った行政運営ができる体制を確保します。 ① まちづくりの方針（市長の施政方針） ② 政策体系（政策－施策－基本事業） ③ 重点分野 ④ 施策別計画（環境変化、課題、成果指標、目標値等）	4年間 (市長任期と連動)
(3) 実施計画	基本計画の目標達成に向けて必要な事業及び財政計画に大きな影響がある事業を示します。 ① 目標達成に向けて必要な事業（戦略事業） 対象：重点分野の主要事業 地方創生関連事業 ② 財政計画に大きな影響のある事業（主要事業） 対象：各施策の成果に大きな影響がある事業 中長期の財政計画に影響がある大型事業	3年間 (毎年ローリングを実施)

5. 計画策定の体制

第2次総合計画の策定に当たっては、第1次総合計画の達成状況や直近の環境変化等を踏まえながら、下記に掲げる手続きに従って、策定を行います。

(1) 庁内体制

- ・第1次総合計画で構築した行政評価の仕組みを活用し、主管課長を中心に、施策単位で基本計画の見直し作業を行います。この結果を集約し、各部長等で構成する庁議において、基本構想の起草や各施策間の総合調整、重点施策の設定等を行い、総合計画の原案作成を行います。
- ・策定に関わる事務は、企画政策課、総務課、財政課で構成する行政評価推進事務局で行います。

(2) 市民参画

- ・広く市民の意見や提案を反映させるため、まちづくりアンケート（無作為で市民3,000人を抽出し実施）や、パブリックコメント等を実施します。

(3) 審議機関

- ・「山武市総合計画条例（仮称）」に基づき、新たに「山武市総合計画審議会」を設置し、各分野の専門的見地等から、計画内容の調査及び審議を行います。委員の構成は、各種団体や公募による市民委員、学識経験を有する者等を予定しており、市長が任命することとします。
- ・市民の代表である山武市議会において、議会全員協議会等で第2次総合計画策定過程を逐次報告し、十分に意見交換・反映を行います。また、基本構想に関しては議決を経ることとします。

6. 計画策定のスケジュール

第2次総合計画は、平成31年3月を目途に策定するものとし、概ね下記のスケジュールに基づき策定に取り組みます。

時期	内容
《平成28年度》 平成29年 3月	・第2次総合計画策定方針の策定、山武市議会への説明
《平成29年度》 平成29年 6月 10月 10～11月 平成30年 1～3月	・第1次総合計画の延長及び総合計画条例の上程・議決 ・第2次総合計画策定の職員説明会 ・施策体系の検討（環境変化、課題の整理） ・第1回山武市総合計画審議会の実施 ・施策・基本事業の帳票作成（成果指標及び算定式等の設定）
《平成30年度》 平成30年 4月 4～6月 7月 7～8月 9～10月 10月 10～11月 12月 平成31年 3月	・市長選の執行 ・まちづくりアンケートの実施（成果指標の現状値の取得） ・重点分野の検討 ・成果指標の目標値設定 ・実施計画事業の選定 ・総合計画（原案）の作成 ・パブリックコメント ・総合計画審議会への諮問・答申 ・山武市議会への説明 ・山武市議会での基本構想の議決 ・第2次総合計画の策定

※総合計画審議会及び議会に対しては、計画の各作成段階において中間報告を行う。

資料2 山武市総合計画条例

平成29年6月21日
条例第15号

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

資料
編

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の策定に関し、必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な行政運営を図り、もってまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市の最上位計画として本市におけるまちづくりの指針となるもので、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市が目指すべきまちづくりの方向性を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画で定めたそれぞれの施策の具体的な実施方法等を示すものをいう。

(策定方針)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、本市におけるまちづくりの指針となる総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、適切な計画期間を設定し、地域の実情、社会経済情勢の変化等に応じて、これらに適合するように策定するものとする。

(山武市総合計画審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第8条第1項に規定する山武市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第5条 市長は、山武市総合計画審議会の答申を受け、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(総合計画の公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

2 市長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するために必要な措置を講ずるほか、その達成状況について、市民に公表するものとする。

(総合計画との整合)

第7条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(山武市総合計画審議会)

第8条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、山武市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長から諮問を受けた基本構想及び基本計画の策定又は変更に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申すること。
- (2) 基本構想及び基本計画に基づく施策の進行管理に関する事項について調査審議すること。

(審議会の組織)

第9条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員及び公共的団体等を代表する者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委嘱時に前項第2号に規定する職にあった委員が当該職を離れたときは、同時に委員の職を失う。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(山武市総合計画審議会条例の廃止)

2 山武市総合計画審議会条例(平成18年山武市条例第152号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に策定されている山武市総合計画は、この条例の規定により策定された総合計画とみなす。

資料3 山武市総合計画審議会 委員名簿

任期：平成29年8月10日～平成31年3月31日

区 分	No.	氏 名	役 職 等	備 考
第1号委員 学識経験のある者	1	小 川 真 実	千葉大学法政経学部准教授	
	2	金 子 光	明海大学経済学部准教授	
	3	神 余 崇 子	城西国際大学経営情報学部 准教授	
	4	相 原 茂 雄	元千葉県職員	
第2号委員 関係行政機関・公共的 団体等を代表する者	5	鈴 木 謙 治	区長会連合会会長	平成30年5月13日まで
		海 保 幹 夫		平成30年8月20日から
	6	佐 瀬 儀 光	消防団団長	平成30年3月31日まで
		土 屋 博 文		平成30年8月20日から
	7	齊 田 龍 一	農業委員会委員長	
	8	今 関 百 合	教育委員会委員	
	9	佐 久 間 一 栄	山武郡市農業協同組合経済部	
	10	小 関 俊 夫	商工会会長	
	11	浪 川 朝 博	観光協会会長	
	12	小 川 浩	社会福祉協議会会長	
	13	藤 健 吉	民生委員児童委員協議会会長	
	14	亀 井 美 知 子	保健推進員協議会会長	平成30年3月31日まで
		岩 澤 佐 智 子		平成30年8月20日から
第3号委員 公募による者	15	鈴 木 章 浩	—	
	16	小 林 真 弓	—	
第4号委員 その他市長が必要と 認める者	17	大 高 衛	さんむエコノミックガーデニング 推進協議会会長	
	18	藤 次 里 佳	PTA 連絡協議会副会長	平成30年4月28日まで
		進 士 優 子		平成30年8月20日から
	19	土 屋 典 子	PTA 連絡協議会庶務会計	平成30年4月28日まで
		佐 久 間 美 穂		平成30年8月20日から
	20	戸 村 進	青少年育成市民会議会長	

※区分は、山武市総合計画条例第9条第1項の各号による。

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

資料
編

資料 4 第 2 次山武市総合計画について（諮問）

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

資料
編

総 企 政 第 204 号

平成 30 年 3 月 19 日

山武市総合計画審議会

会長 金 子 光 様

山武市長 椎 名 千 収

第 2 次山武市総合計画について（諮問）

山武市総合計画条例（平成 29 年山武市条例第 15 号）第 4 条の規定に基づき、次の事項について諮問します。

記

1 諮問内容

- ・第 2 次山武市総合計画 基本構想（案）
- ・第 2 次山武市総合計画 基本計画（案）

2 諮問理由

第 2 次山武市総合計画の策定に当たっては、計画期間を市長任期（4 年間）と連動させ、市長の市政方針を取り入れた計画策定を予定しており、この考え方に伴い延長した山武市総合計画も平成 30 年度をもって終了します。

現計画期間中においては、東日本大震災の発生、全国的に進む人口減少と地方創生の高まり、成田国際空港や首都圏中央連絡自動車道等の国家的なインフラ整備の進行等、市を取り巻く環境が大きく変化しています。

このため、市長の施政方針を取り入れながら、今後の社会経済環境の変化と当市が抱える様々な課題に的確に対応し、将来に渡り活力ある持続可能なまちづくりを進めるため、新たに策定する「第 2 次山武市総合計画」について諮問いたします。

資料 5 第 2 次山武市総合計画について（答申）

平成 31 年 2 月 8 日

山武市長 松 下 浩 明 様

山武市総合計画審議会
会 長 金 子 光

第 2 次山武市総合計画について（答申）

平成 30 年 3 月 19 日付け総企政第 204 号で諮問のありました第 2 次山武市総合計画〔基本構想及び基本計画〕（案）については、下記のとおり答申します。

記

第 2 次山武市総合計画は、急速に進展する人口減少や過去経験してきた甚大な災害等の様々な環境変化に対応するため、山武市総合計画条例に基づき、市の自主的な判断により策定される計画です。

本審議会に諮問された「第 2 次山武市総合計画（案）」は、行政評価の仕組みを取り入れた前総合計画の成果を踏まえ、計画期間を市長任期と整合させる等、計画の実現に向けた改善が図られたものとして、本審議会として慎重に審議をした結果、総合計画として適切なものと認めます。

なお、計画の実施に当たっては、より成果を発揮させるため、次の事項に十分留意されるよう要望します。

1. 深刻な人口減少社会の到来を踏まえ、協働によるまちづくりを推進し、増加する高齢者が安心して暮らせる地域社会の形成に努めるとともに、若い世代の就労や家庭形成への支援を通じて積極的な定住促進に努めること。
2. 成田国際空港の機能強化といった環境変化を十分に考慮し、山武市が有する良好な自然環境を次世代に継承しながら、その魅力が発揮できるまちづくりに努めること。
3. 総合計画の進行管理に導入している行政評価の仕組みを十分に発揮するため、成果指標に対する評価を的確に行い、その結果をもとに弛まぬ改善に努めること。
4. 財政を取り巻く環境変化の中、健全な財政運営を堅持し、より一層の行財政改革の推進に努めること。

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

資料
編

資料 6 第 2 次山武市総合計画策定経緯

- 平成29年2月20日 庁議での審議
 主な内容 山武市 第 2 次総合計画策定方針を決定した。
- 平成29年3月16日 平成 29 年山武市議会第 1 回定例会への説明（全員協議会）
 主な内容 山武市 第 2 次総合計画策定方針について説明した。
- 平成29年6月21日 平成 29 年山武市議会第 2 回定例会での採決
 主な内容 山武市総合計画条例が制定された。
- 平成29年8月1日 庁議での審議
 主な内容 山武市総合計画<改訂版>（案）を作成した。
- 平成29年8月10日 平成 29 年度第 1 回総合計画審議会の開催
 主な内容 山武市 第 2 次総合計画策定方針を説明した。
 期間延長が主な変更点である、山武市総合計画<改訂版>（案）について諮問し、即日答申の協議がなされ、会長から市長へ答申書が提出された。
- 平成29年9月1日 平成 29 年山武市議会第 3 回定例会への説明（全員協議会）
 主な内容 山武市総合計画<改訂版>（案）について説明した。
- 平成29年9月22日 平成 29 年山武市議会第 3 回定例会での採決
 主な内容 議案第 4 号「山武市総合計画基本構想の変更について」が可決された。
- 平成29年10月6日 職員説明会の実施
 主な内容 策定方針をもとに、行政評価の仕組みを活用しながら、市長任期と連動した計画策定を行うことを全庁共有した。
- 平成29年10月11日 施策設定会議の実施
 ~13日 **主な内容** 全 6 政策について、主管部長、主管課長及び関係課長が、それぞれの政策の環境変化や課題を整理し、施策体系の確認及び見直しを行った。
- 平成29年12月26日 施策基本事業成果設定説明会の実施
 主な内容 係長以上の職員を対象に、施策・基本事業の対象、意図、成果指標、成果指標の目標値（めざそう値）を設定することを共有した。
- 平成30年1月19日、 施策基本事業成果設定会議の実施
 22日、23日、29日 **主な内容** 主管課長及び関係課長等が、施策・基本事業の対象、意図、成果指標等の記載事項に対して加除修正を行った。
- 平成30年3月8日 庁議での審議
 主な内容 序論（案）、基本構想の構成案及び基本計画骨子案を作成した。
- 平成30年3月14日 平成 30 年山武市議会第 1 回定例会への説明（全員協議会）
 主な内容 序論（案）、基本構想の構成案及び基本計画骨子案を説明した。
- 平成30年3月19日 平成 29 年度第 2 回総合計画審議会の開催
 主な内容 第 2 次山武市総合計画〔基本構想及び基本計画〕（案）について、総合計画審議会に諮問した。序論（案）、基本構想の構成案及び基本計画骨子案について確認した。

- 平成30年6月1日
～18日 **まちづくりアンケートの実施**

主な内容

成果指標の現状値を把握するための調査を実施した。

対 象 : 市内在住の 16 歳以上の中から 3,000 人を無作為抽出

回答数 : 1,186 名 回収率 : 39.53%

- 平成30年6月28日
～7月6日 **第 2 次山武市総合計画策定に係る職員アンケートの実施**

主な内容

係長以上の職員を対象に、重要だと思う基本事業のアンケートを実施した。

- 平成30年7月17日、
8月7日 **庁議での審議**

主な内容

基本計画骨子（調整案）の作成及び重点分野の設定を行った。

- 平成30年8月20日 **平成 30 年度第 1 回総合計画審議会の開催**

主な内容

基本計画骨子（調整案）及び重点分野の設定について確認した。

- 平成30年9月5日 **平成 30 年山武市議会第 3 回定例会への説明（全員協議会）**

主な内容

基本計画骨子（調整案）及び重点分野の設定について説明した。

- 平成30年9月26日、
28日、10月4日 **重点分野点検会の実施**

主な内容

基本事業の担当課長及び担当職員を対象に、重点分野の目標値（めざそう値）の設定についての検討を行った。

- 平成30年11月7日 **庁議での審議**

主な内容

第 2 次山武市総合計画（原案）の作成及び重点分野の検討を行った。

- 平成30年11月16日 **平成 30 年度第 2 回総合計画審議会の開催**

主な内容

第 2 次山武市総合計画（原案）について確認した。

- 平成30年11月27日 **平成 30 年山武市議会第 4 回定例会への説明（全員協議会）**

主な内容

第 2 次山武市総合計画（原案）について説明した。

- 平成30年11月29日
～12月28日 **パブリックコメントの実施**

主な内容

意見件数：0 件

- 平成31年2月1日 **庁議での審議**

主な内容

第 2 次山武市総合計画〔基本構想及び基本計画〕（案）を作成した。

- 平成31年2月8日 **平成 30 年度第 3 回総合計画審議会の開催**

主な内容

第 2 次山武市総合計画〔基本構想及び基本計画〕（案）について答申の協議がなされ、会長から市長へ答申書が提出された。

- 平成31年2月20日 **平成 31 年山武市議会第 1 回定例会への説明（全員協議会）**

主な内容

第 2 次山武市総合計画（案）について説明した。

- 平成31年3月13日 **平成 31 年山武市議会第 1 回定例会での採決**

主な内容

議案第 31 号「第 2 次山武市総合計画基本構想を定めることについて」が可決された。

第 2 次山武市総合計画

発行年月 | 平成 31 (2019) 年 3 月

発 行 者 | 千葉県山武市

〒 289-1392 千葉県山武市殿台 296 番地

TEL:0475-80-1132

編 集 | 総務部企画政策課